

八幡市障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

八幡市

はじめに

わが国では、障がい者及び障がい児が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、共に安心していきいきと暮らせる共生する社会の実現を目指した取り組みが進められてきました。



本市では、平成30年3月に「八幡市障がい者計画」、令和3年3月に「八幡市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、『支え合い、ともに生き、暮らせるまち』の実現を図るため、障がい者施策を総合的に展開してまいりましたが、この間においても「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正等、共生する社会の実現を目指した地域社会の在り方は変化しつつあります。

こうした背景を踏まえ、前計画を継承しつつ、引き続き共生社会の実現を目指すため、「八幡市障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。この計画では「自立・自己決定の保障」「生活の質（QOL）の向上」「機会の均等化」「地域での理解と支え合いの推進」を基本理念とし、相談支援体制の強化や多様なニーズに応じた障がい福祉サービス等の充実に努めてまいります。

今後、この計画の推進にあたりましては、国、京都府、市民の皆さまをはじめ関係団体や事業者の皆さまと連携を図りながら取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、アンケートやパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆さま、計画をご審議いただきました八幡市障がい者地域生活支援協議会委員の皆さま並びに関係団体をはじめ多くの方々に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

八幡市長

川田 翔子

目次

第1部 計画の策定にあたって……………1

第1章 計画の基本的な考え方……………	2
第1節 計画策定の趣旨と背景……………	2
第2節 計画の位置づけ……………	3
第3節 計画の期間……………	5
第4節 計画の対象……………	5
第5節 計画の基本理念……………	6
第2章 八幡市障がい者福祉を取り巻く現状……………	8
第1節 人口及び障がいのある人の状況……………	8
第2節 障がい福祉サービスなどの状況……………	14
第3節 アンケート調査結果からみる現状……………	35
第4節 関係団体からの意見……………	57
第5節 八幡市障がい者福祉を取り巻く課題……………	59
第6節 国の第5次障害者基本計画の横断的視点……………	62

第2部 八幡市障がい者計画……………65

第1章 八幡市障がい者計画施策体系……………	66
第2章 各施策の内容……………	67
第1節 早期発見・相談・保健医療体制の充実……………	67
第2節 障がいに応じた自立と参加支援体制の充実……………	74
第3節 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり……………	83
第4節 福祉サービスの充実……………	93
第5節 ともに生きる地域づくり……………	99

第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画……………103

第1章 計画の策定にあたって……………	104
第1節 障害者総合支援法によるサービス体系……………	104
第2節 児童福祉法によるサービス体系……………	105
第3節 成果目標の設定……………	108

第2章 障がい福祉計画	113
第1節 障がい福祉サービスの基盤整備	113
第2節 地域生活支援事業の基盤整備	131
第3章 障がい児福祉計画	145
第1節 障がい児支援サービスの基盤整備.....	145
第4部 計画の実現に向けて.....	153
<hr/>	
第1章 計画の推進体制	154
第2章 計画の進行管理	155
資料編.....	157
<hr/>	

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨と背景

近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な場面で障がいのある人の生活に影響を与え、障がい福祉サービスの必要性や重要性が改めて認識されているところです。本市では、平成30年3月に「八幡市障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」、令和3年3月に「八幡市第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、関係機関とのネットワーク化などを図りつつ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援の提供体制の確保など、障がい者福祉に関する諸施策の推進に努めてきました。

この間、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（平成18年に国際連合（国連）で採択）について、平成26年にわが国で批准してからはじめてとなる建設的対話が令和4年8月に実施され、同年9月には国連障害者権利委員会から日本政府への総括所見により、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止などの課題が指摘されました。

国においては、令和4年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正により、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」、「難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化」、「障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備」などのポイントが示され、障がいのある人が希望する生活を実現することが目指されています。

また、令和2年及び令和3年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、令和5年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、また令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が新たに施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた、権利擁護、生活支援、差別解消、就労などの幅広い分野での法整備が進んでいます。

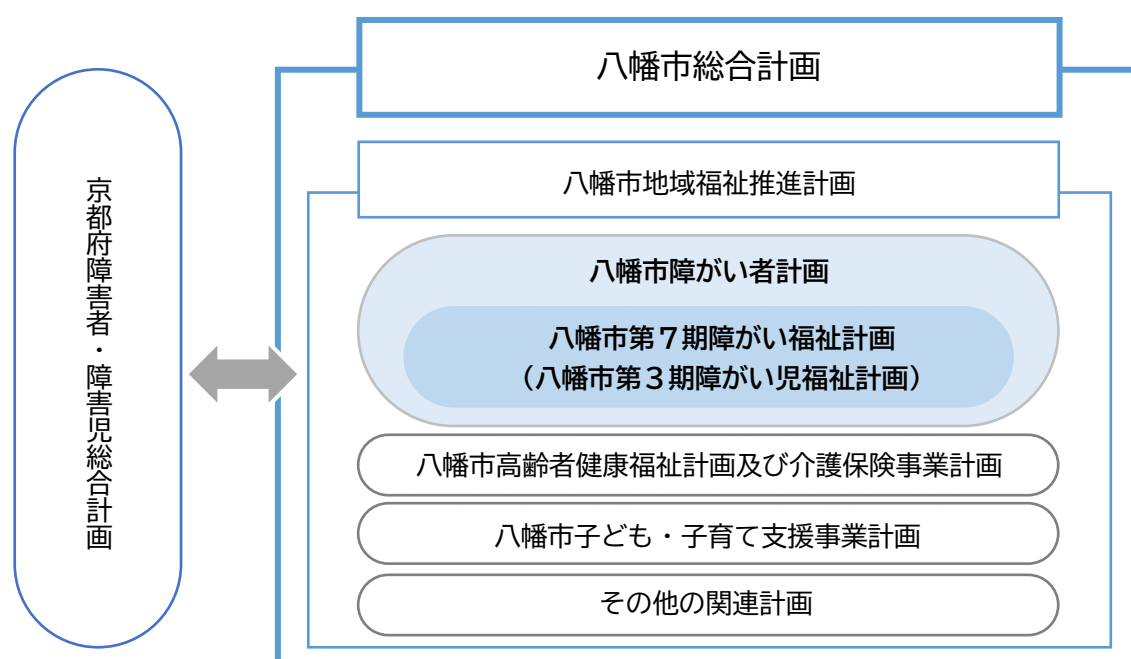
さらに、令和5年度より始まった国の第5次障害者基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取り組みの推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進」が示され、各論において共生社会の実現に向けた施策が推進されています。

「八幡市障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は、国の法制度改正の動向や社会状況の変化を踏まえ、多様化する障がいのある人のニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指す本市における障がい者施策の基本指針として、障がい児・者の福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするため、策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本市における障がい者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。

さらに、障がいのある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、本市市政運営の最上位計画である「八幡市総合計画」の個別計画として整合を図るとともに、関連計画である「八幡市地域福祉推進計画」「八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」「八幡市子ども・子育て支援事業計画」などの各種計画との調和を保ったものとします。



■障がい者計画と障がい福祉計画と障がい児福祉計画の違い

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画	障がい児福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・府の計画との関係	「市町村障害者計画」は、国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、「市町村障害福祉計画」を積み上げていく形で「都道府県障害福祉計画」を策定	国の基本指針に則して作成し、「市町村障害児福祉計画」を積み上げていく形で「都道府県障害児福祉計画」を策定
計画期間	規定なし	第1期 平成18～20年度 第2期 平成21～23年度 第3期 平成24～26年度 第4期 平成27～29年度 第5期 平成30～令和2年度 第6期 令和3～5年度 第7期 令和6～8年度	第1期 平成30～令和2年度 第2期 令和3～5年度 第3期 令和6～8年度
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

第3節 計画の期間

「八幡市障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」のうち、「八幡市障がい者計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

また、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」に関しては、国の指針により令和8年度までの3年間とします。

さらに、両計画について、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

年度 計画	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 計 画	→						→					
障がい 福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画			
障がい児 福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			

第4節 計画の対象

この計画の主な対象となる「障がい者」とは、「障害者基本法第2条」に定義される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を指しています。また「障がい児」とは、「児童福祉法第4条第2項」に規定する「障害児」を指しています。

第5節 計画の基本理念

本市では、八幡市市民憲章にある「あたたかい社会をめざして、ともに助け合う」心の輪を広げていくため、また、「障害者基本法」に位置づけられた「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、市民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人も、ない人も、すべての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちをめざし、次の将来像を設定します。

支え合い、 ともに生き、暮らせるまち

また、上記の将来像の実現を図るため、計画の基本理念として次の4つを定めます。

1. 自立・自己決定の保障

人は誰もが、自分の生活、暮らし、そして人生を選び、自らその生き方を決定することができるものであり、それは障がいの有無に関係ありません。

誰もが教育、仕事、レクリエーション、日常生活の中の買い物など、その一つひとつの場面で自分の好きなものが選べるという、あたりまえの環境を実現する必要があります。

自身の障がいのために、「どこに行きたい、何をしたい」というニーズが実現できないということがないよう、意思決定支援のできる人材の養成に積極的に取り組むとともに、自己決定のための力や社会生活に必要な生活技術を高めるための支援を行い、一人ひとりが自立し、自己決定ができる環境をつくります。

2. 生活の質（QOL）の向上

QOLは一般に「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳されます。生活者としての満足感、安定感、幸福感をもたらす様々な要因の質とも言えます。

障がいのある人が住み慣れた地域で、家族や友人に囲まれながら暮らすこと、社会への参加が自由にできることが大切です。

地域での生活を豊かに送れるよう、安全の確保や物理的環境の改善、情報アクセシビリティの向上、権利擁護、能力開発などを行い、障がいのある人の「生活の質」の向上をめざします。

3. 機会の均等化

ノーマライゼーションとは、「障がいの有無にかかわらず、一般社会の中で障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会が普通の社会である」という障がい者福祉における最も重要な理念です。このノーマライゼーションの考えに基づき、障がいのある人も一人の人間、一人の市民として、ごくあたりまえの生活を送ることができるよう、「機会の均等化」を図ります。

あらゆる生活場面で、障がいのある人がそのニーズを満たそうとするとき、その前に立ちはだかる困難を取り除き、平等に機会を保障するため、合理的配慮の提供に努め、私たちの周囲にある「制度」「もの」「こころ」のバリア（障壁）を取り除くことにより、地域の「インクルージョン」を推進します。

4. 地域の理解と支え合いの推進

障がいのある人が地域で生活していくためには、お互いを尊重し合い、一人ひとりが生きがいを持って参加することができ、差別や偏見のない地域共生社会を築いていくことが重要です。

障がいのある人の支援は、行政だけでなく、一人ひとりや地域、企業などを含むすべての社会構成員がノーマライゼーションの考えを理解し、主体的に取り組むことから始まります。

すべての人がそれぞれの役割の中で、一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、支え合い、助け合いながら、誰もが排除されることなく、安心してともに生きることができる社会をつくりあげていきます。

第2章 八幡市障がい者福祉を取り巻く現状

第1節 人口及び障がいのある人の状況

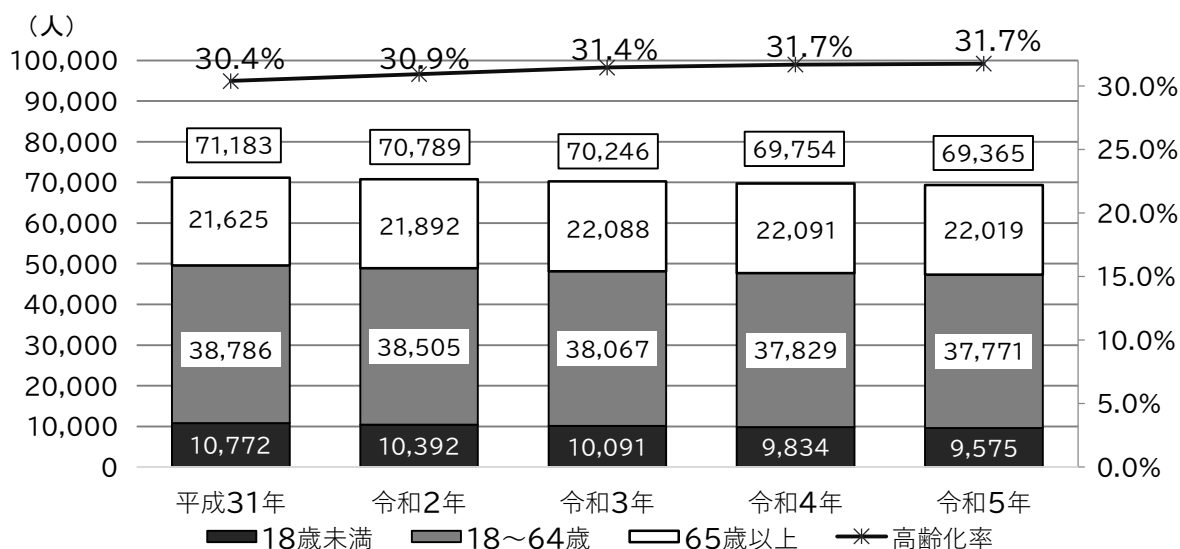
1. 八幡市の人口の状況

本市における総人口の推移をみると、近年総人口は減少傾向で推移しています。年齢区分別にみると、「18歳未満」「18～64歳」人口が減少する一方、「65歳以上」人口については一貫して増加していましたが、令和5年に減少に転じ、令和5年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は31.7%となっています。

■総人口の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	71,183	70,789	70,246	69,754	69,365
18歳未満	10,772	10,392	10,091	9,834	9,575
	15.1%	14.7%	14.4%	14.1%	13.8%
18～64歳	38,786	38,505	38,067	37,829	37,771
	54.5%	54.4%	54.2%	54.2%	54.5%
65歳以上	21,625	21,892	22,088	22,091	22,019
	30.4%	30.9%	31.4%	31.7%	31.7%

資料：住民基本台帳 ※各年3月末現在

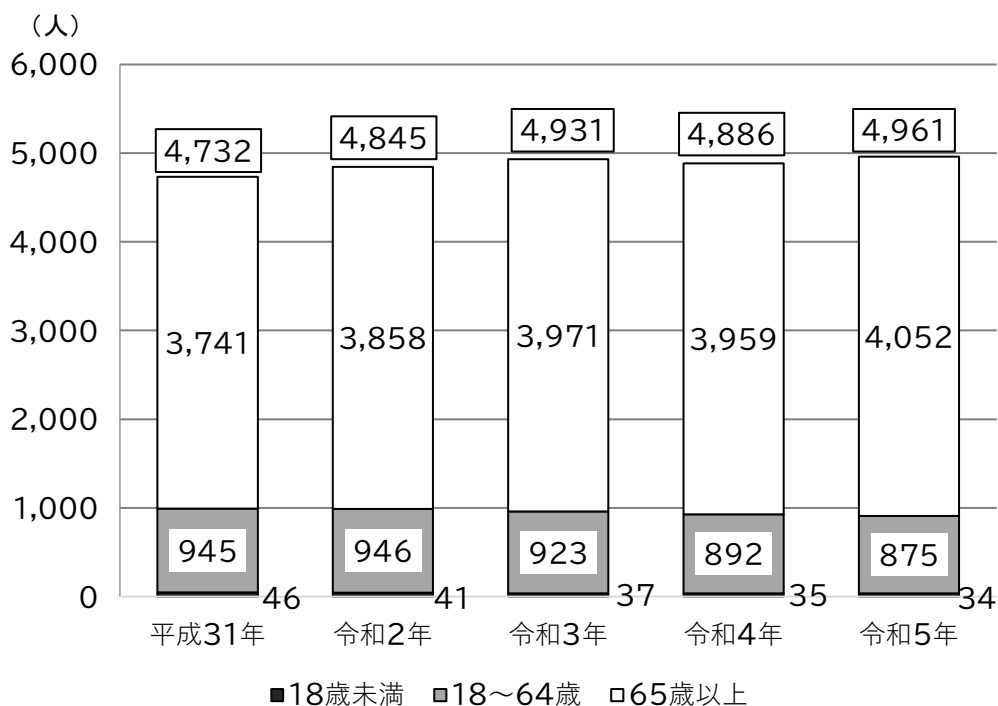


2. 障害者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は増加から横ばいで推移し、令和5年には4,961人となっています。年齢区分別にみると、総人口と同様「18歳未満」「18～64歳」が減少傾向にある一方、「65歳以上」では増加傾向で推移し、令和5年には4,052人で、平成31年より300人以上の増加となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

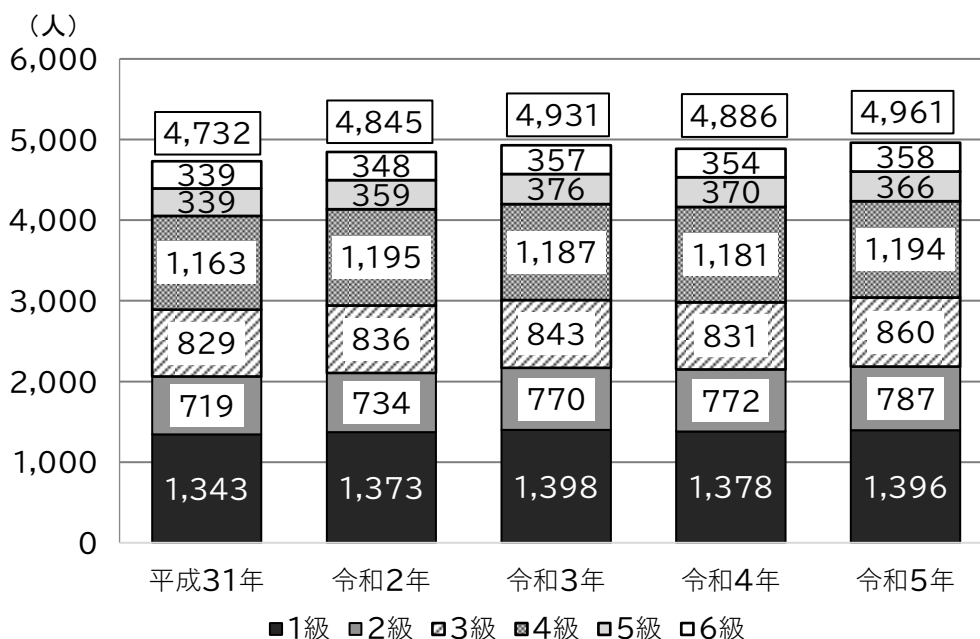


資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成31年と令和5年を比較するとすべての等級において所持者数の増加がみられます。中でも「1級」「2級」についてはこの5年間で50人以上の増加がみられます。

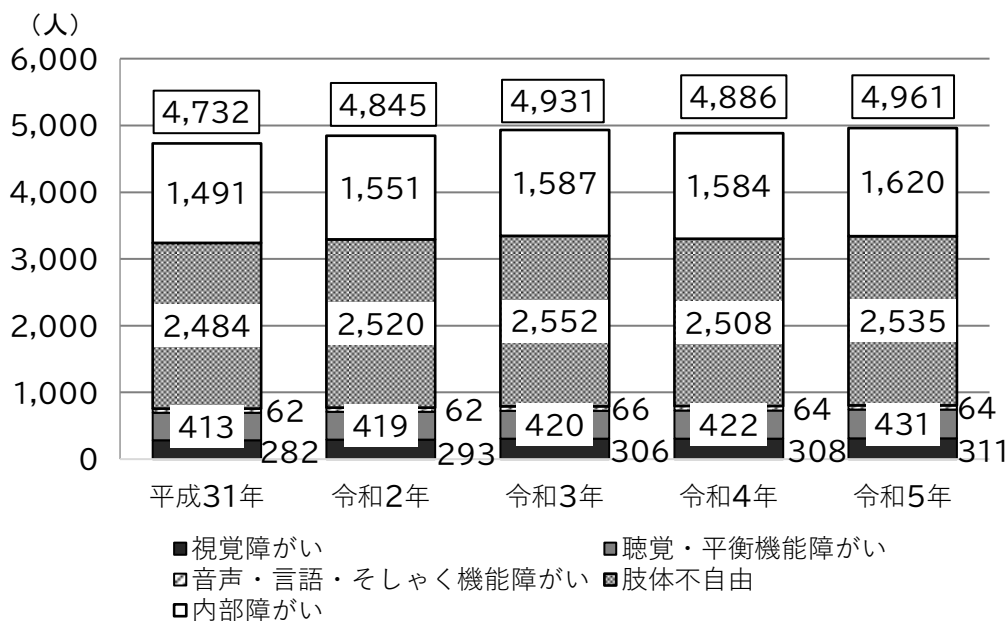
また、障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「内部障がい」の増加数が大きくなっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

■種類別身体障害者手帳所持者数の推移



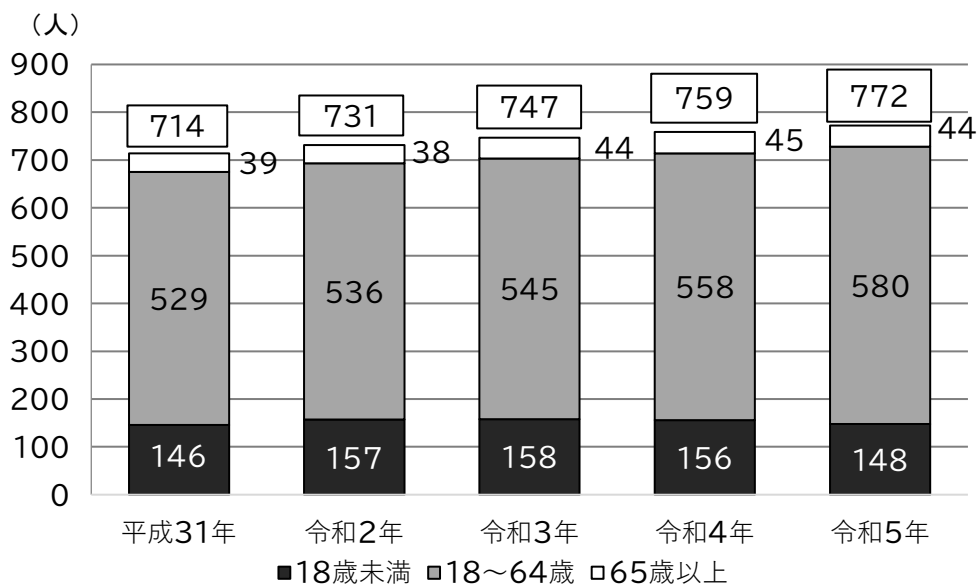
資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は年々増加傾向にあり、令和5年には772人となっています。年齢区分別にみると、「18～64歳」で増加傾向がみられます。

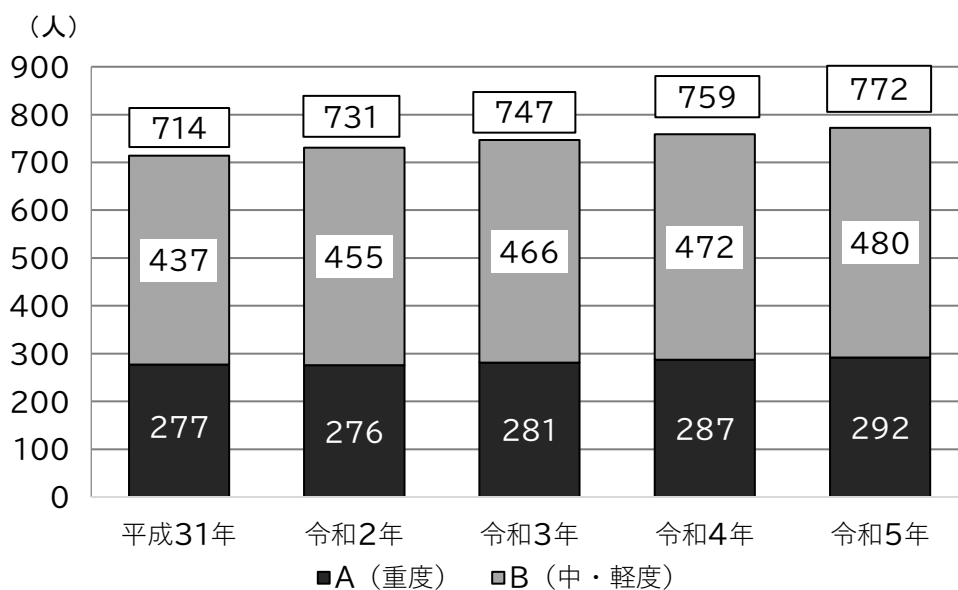
また、等級別療育手帳所持者数の推移をみると、「A（重度）」「B（中・軽度）」ともに増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移



資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

■等級別療育手帳所持者数の推移

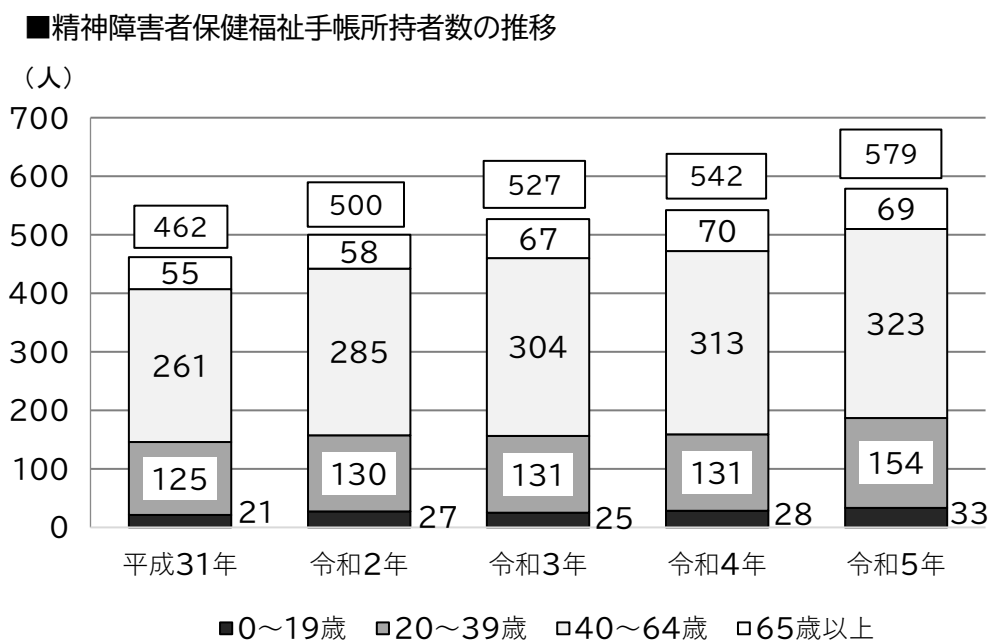


資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

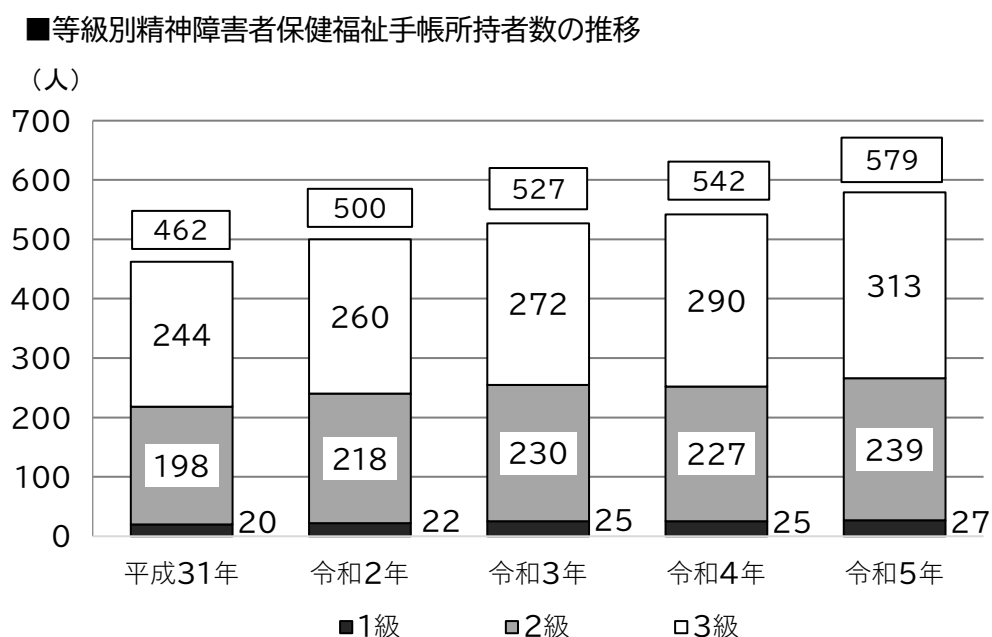
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は年々増加傾向にあり、令和5年には579人となっています。年齢区分別にみると、各年齢層ともに増加傾向にありますが、「40～64歳」で大きく増加しています。

また、等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、各等級ともに増加傾向にありますが、特に「3級」の増加が大きくなっています。



資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

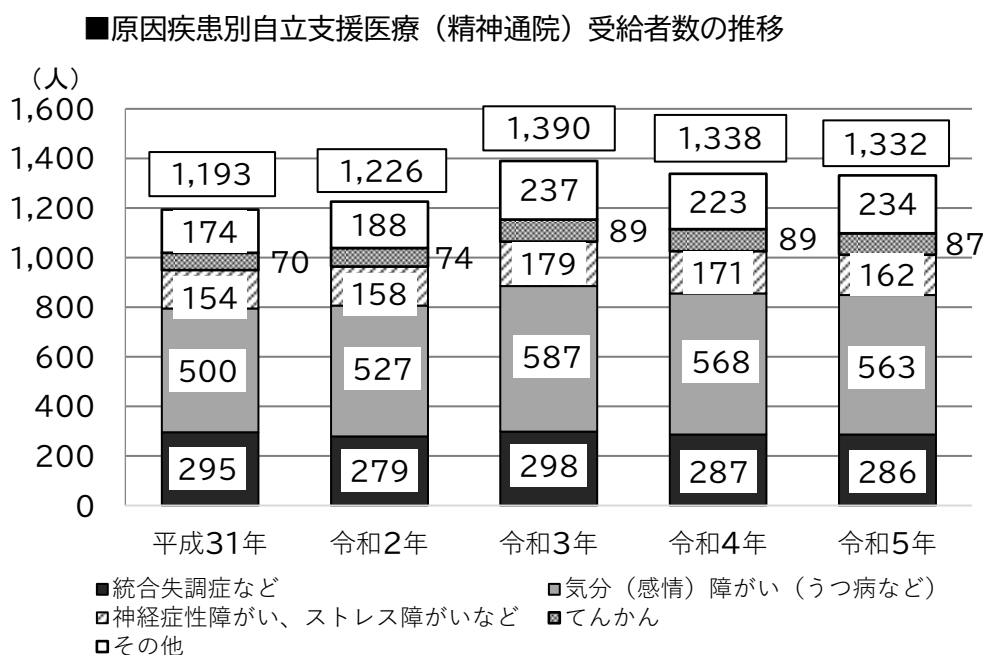
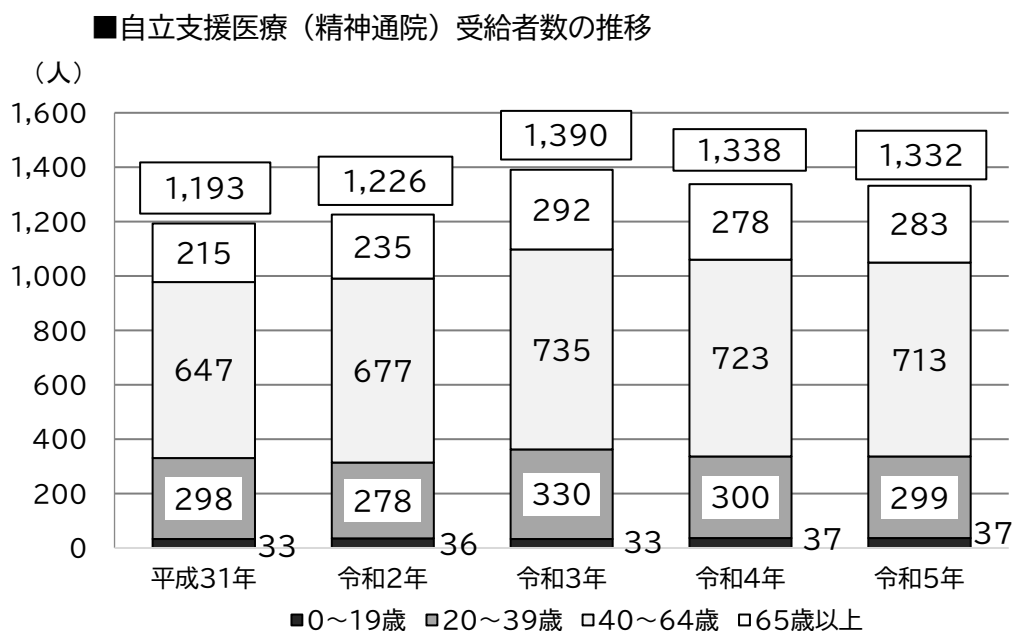


資料：八幡市 障がい福祉課 ※各年3月末現在

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、総数は令和4年から減少傾向に転じ、令和5年には1,332人となっています。

また、原因疾患別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、「統合失調症など（統合失調症、統合失調型障がい及び妄想性障がい）」「気分（感情）障がい（うつ病など）」が全体の約6割から7割を占めています。



第2節 障がい福祉サービスなどの状況

※各サービスの説明は第3部の「第2章 障がい福祉計画」及び「第3章 障がい児福祉計画」に記載しています。

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

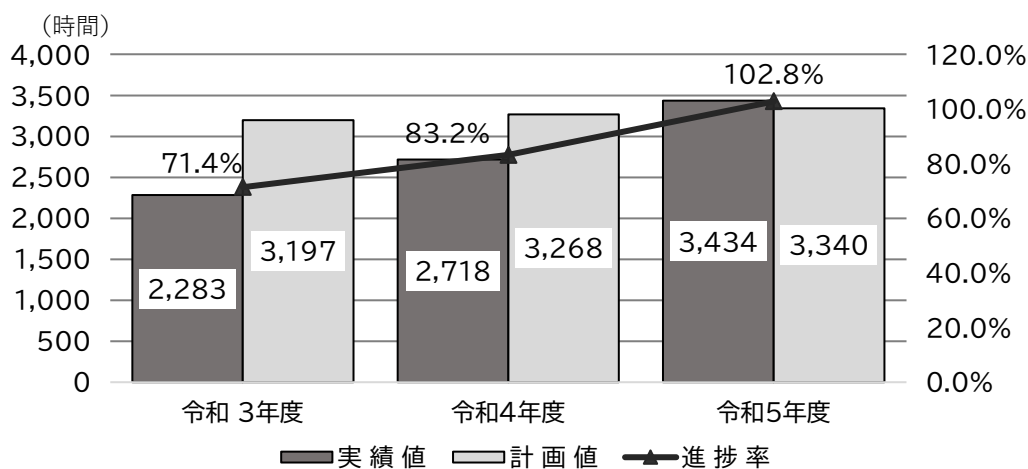
訪問系サービスの提供状況を見ると、増加傾向で推移しており、令和5年度の提供量は3,434時間／月となっています。進捗率についても増加傾向にあり、令和5年度はほぼ計画通りの提供量となっています。

単位：時間／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	2,283	2,718	3,434
計画値	3,197	3,268	3,340
進捗率	71.4%	83.2%	102.8%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



(2) 日中活動系サービス

①生活介護

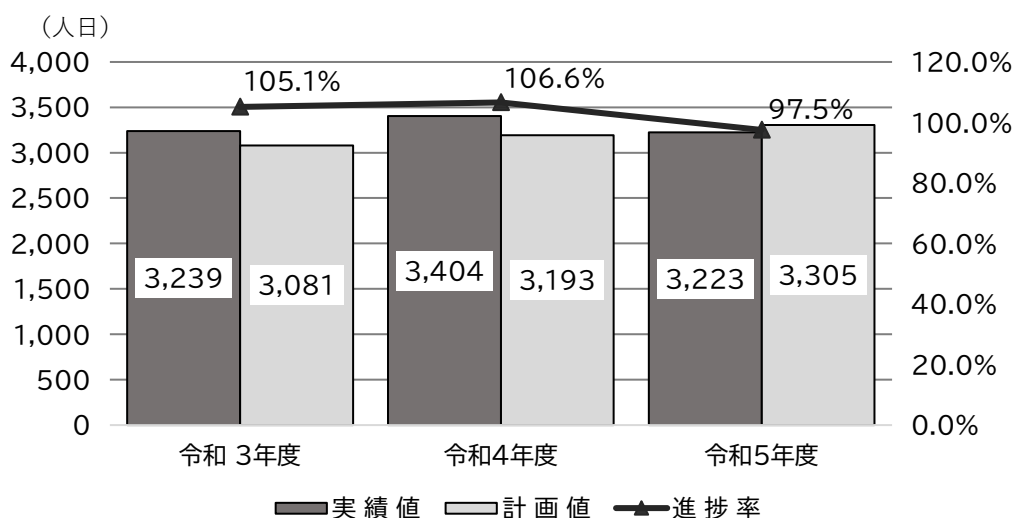
生活介護の提供状況を見ると、令和5年度の提供量は3,223人日/月となっています。進捗率については、ほぼ計画値通りの提供量となっていますが、令和5年度は計画値をやや下回っています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	3,239	3,404	3,223
計画値	3,081	3,193	3,305
進捗率	105.1%	106.6%	97.5%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



②自立訓練（機能訓練）

機能訓練の提供実績はありません。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	11	11	11
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

③自立訓練（生活訓練）

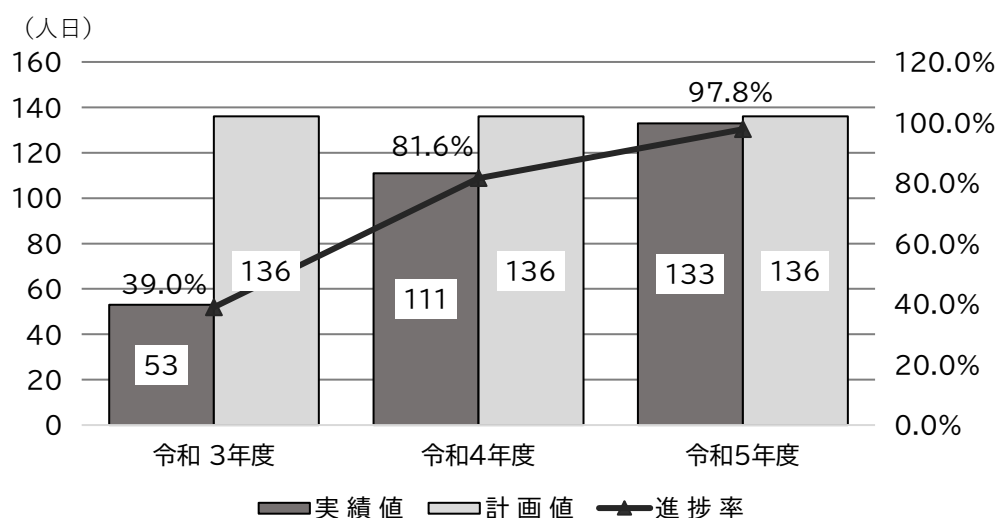
生活訓練の提供状況を見ると令和5年度の提供量は133人日/月となっています。進捗率については、令和3年度は計画値を大きく下回っていましたが、令和5年度は97.8%とほぼ計画値通りの提供量となっています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	53	111	133
計画値	136	136	136
進捗率	39.0%	81.6%	97.8%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



④就労移行支援

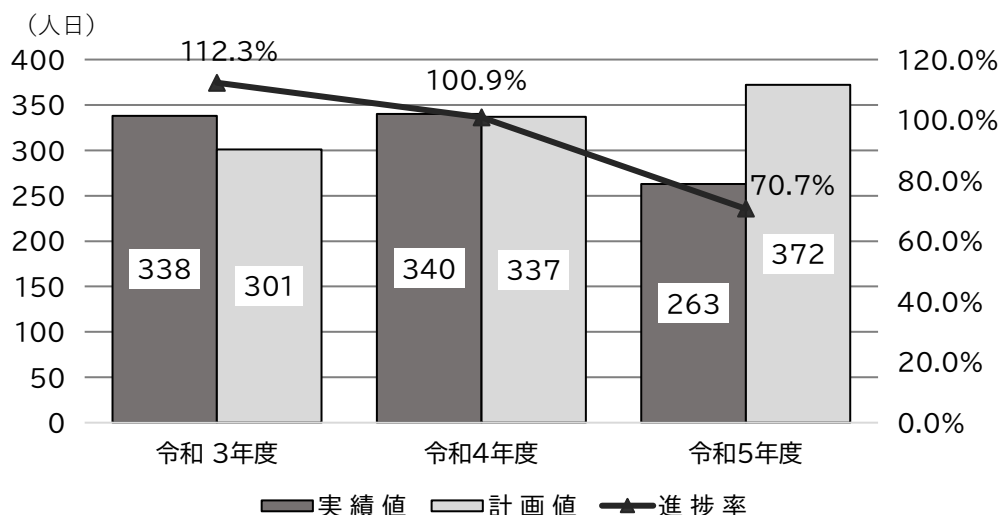
就労移行支援の提供状況を見ると、令和5年度に大幅に減少し、提供量は263人日/月となっています。進捗率についても、令和5年度は70.7%と計画値を下回る提供量となっています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	338	340	263
計画値	301	337	372
進捗率	112.3%	100.9%	70.7%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑤就労継続支援A型

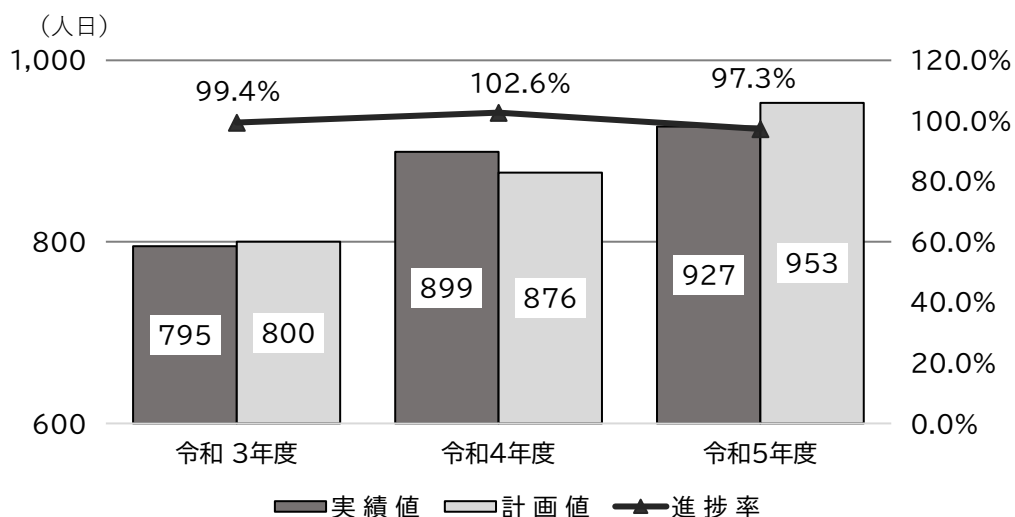
就労継続支援A型の提供状況を見ると、増加傾向にあり、令和5年度の提供量は 927 人日/月となっています。進捗率については、ほぼ計画値通りの提供量となっています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	795	899	927
計画値	800	876	953
進捗率	99.4%	102.6%	97.3%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑥就労継続支援B型

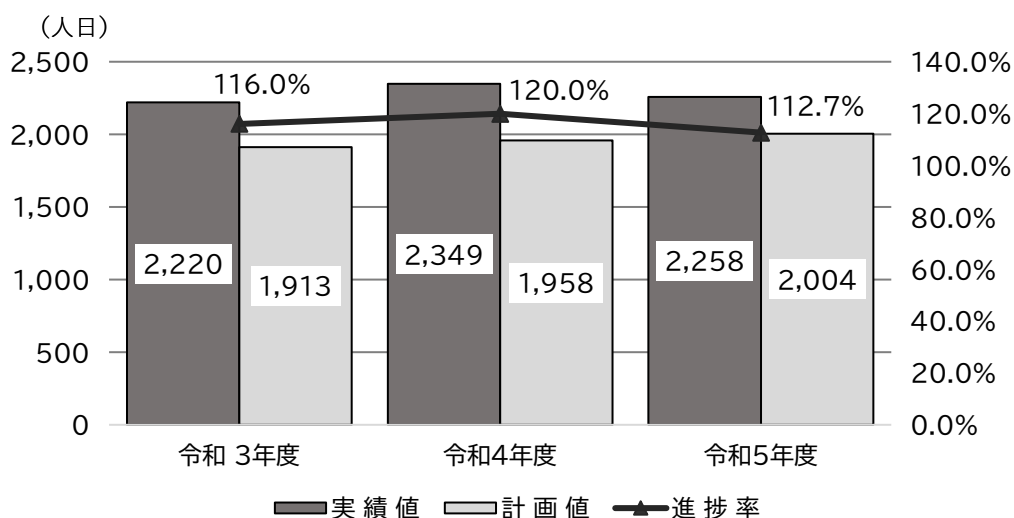
就労継続支援B型の提供状況を見ると、令和4年度に増加したものの令和5年度は減少に転じ、提供量は 2,258 人日/月となっています。進捗率については、直近3年間のいずれも 100%を超えており、令和5年度は 112.7%となっています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	2,220	2,349	2,258
計画値	1,913	1,958	2,004
進捗率	116.0%	120.0%	112.7%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑦就労定着支援

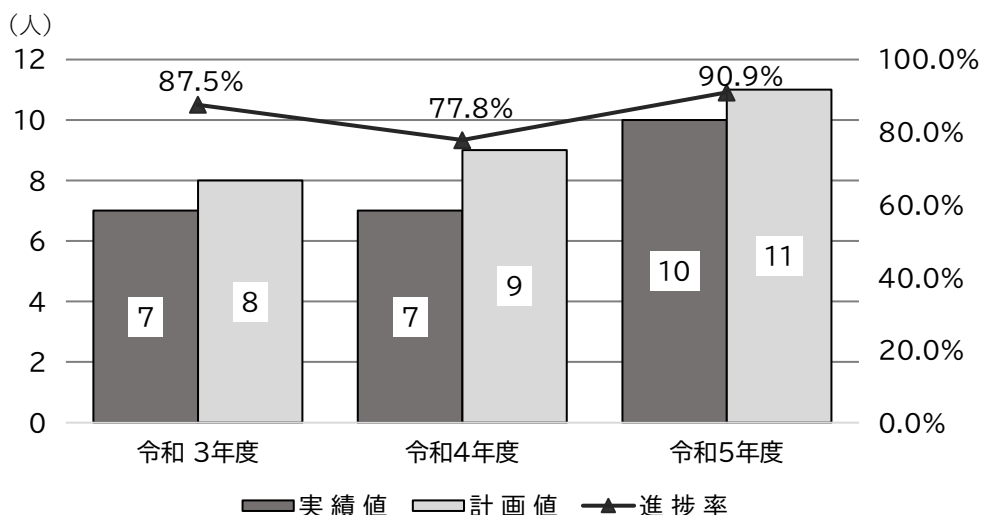
就労定着支援の提供状況を見ると、令和5年度に増加し、提供量は 10 人/月となっています。進捗率については、令和5年度は 90.9%となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	7	7	10
計画値	8	9	11
進捗率	87.5%	77.8%	90.9%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑧療養介護

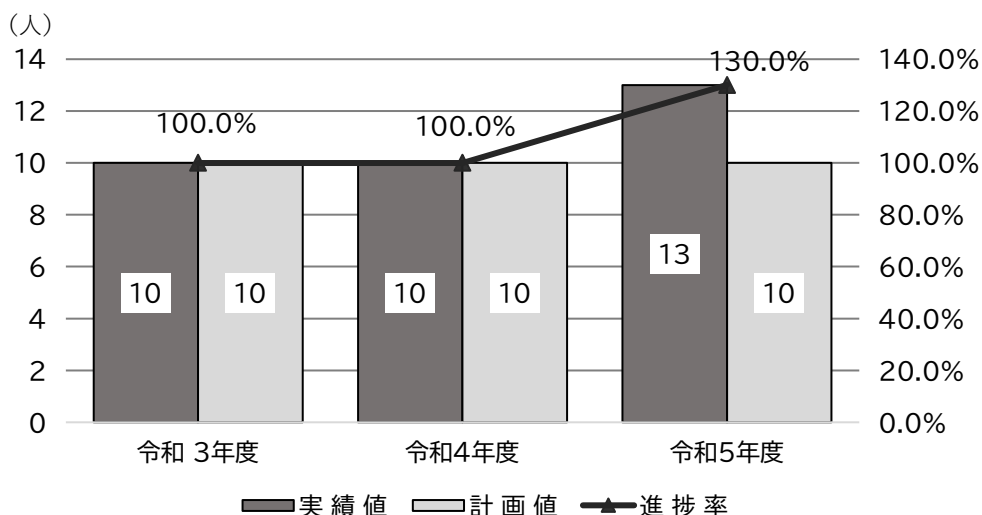
療養介護の提供状況を見ると、令和5年度に増加し、提供量は13人/月となっています。進捗率については、ほぼ計画値通りに推移していましたが、令和5年度は計画値を上回り、130.0%となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	10	10	13
計画値	10	10	10
進捗率	100.0%	100.0%	130.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑨短期入所

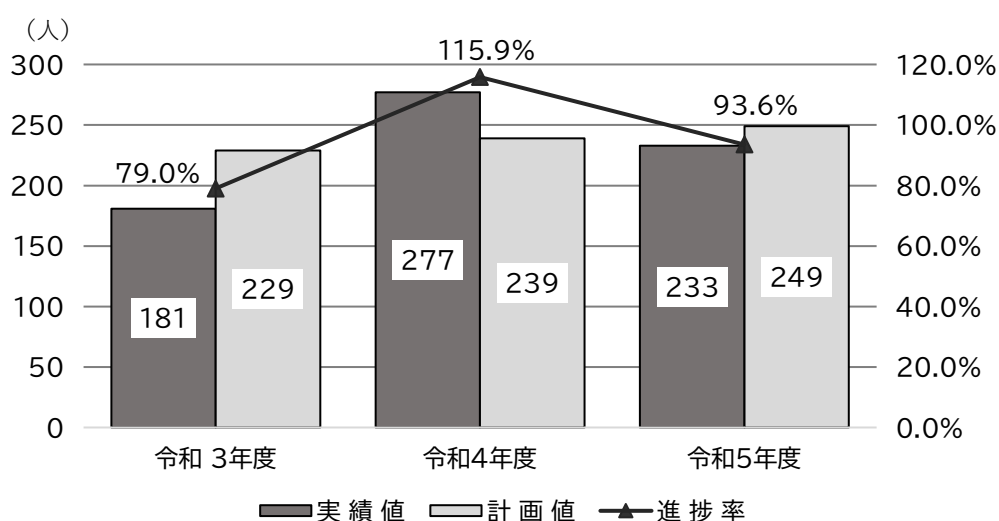
短期入所の提供状況をみると、令和5年度に減少に転じ、提供量は 233 人日/月となっています。進捗率については、令和4年度は 100%を超えましたが、令和5年度は 93.6%となっています。

単位：人日/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	181	277	233
計画値	229	239	249
進捗率	79.0%	115.9%	93.6%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



(3) 居住系サービス及び計画相談支援

①共同生活援助（グループホーム）

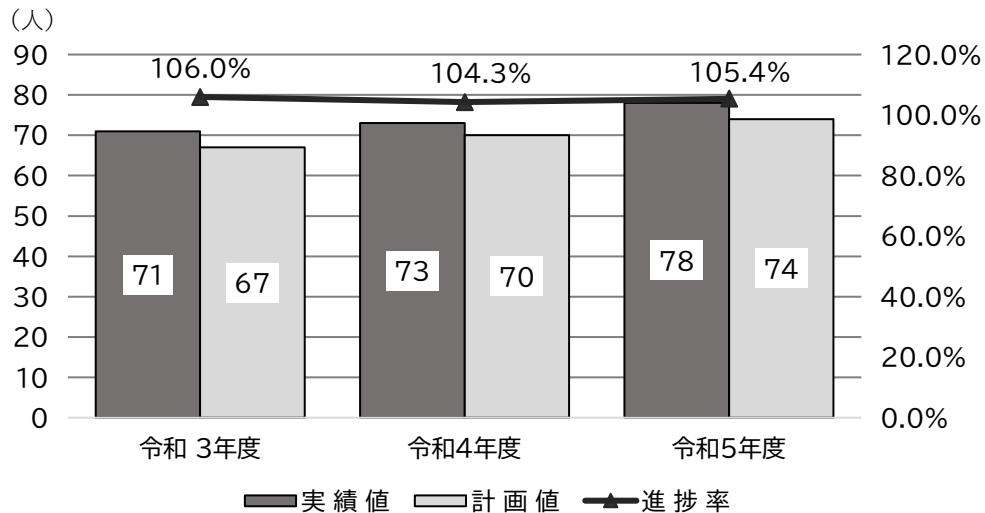
共同生活援助（グループホーム）の提供状況をみると、増加傾向で推移しており、令和5年度の提供量は 78 人/月となっています。進捗率については、ほぼ計画値通りの提供量となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	71	73	78
計画値	67	70	74
進捗率	106.0%	104.3%	105.4%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



②施設入所支援

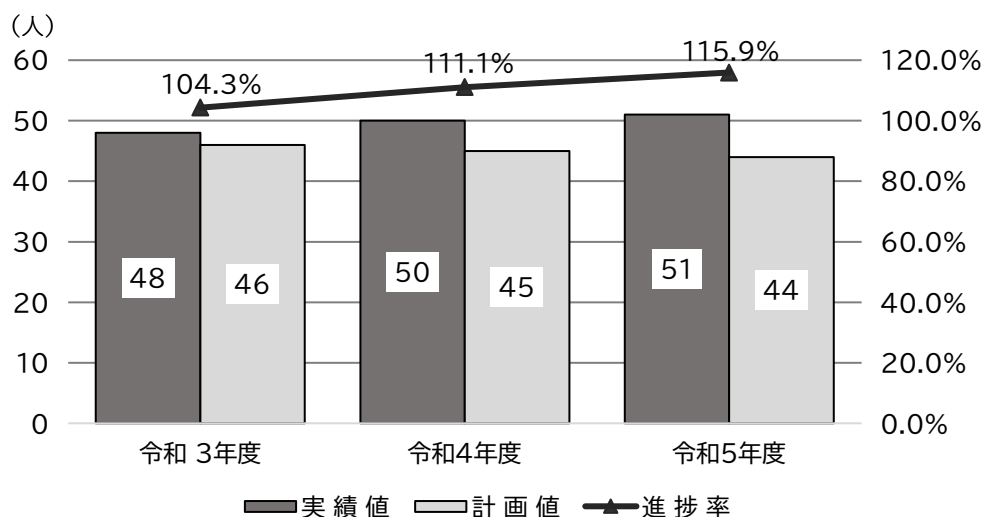
施設入所支援の提供状況を見ると、緩やかに増加しており、令和5年度の提供量は51人/月となっています。進捗率については、計画値をやや上回る形で推移しています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	48	50	51
計画値	46	45	44
進捗率	104.3%	111.1%	115.9%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



③自立生活援助

自立生活援助の提供実績はありません。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	1	1
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

④計画相談支援

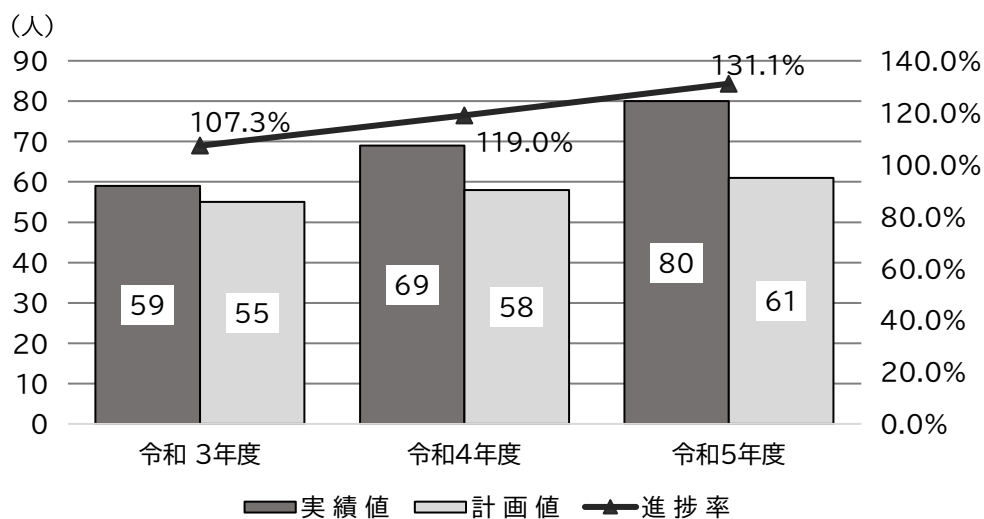
計画相談支援の提供状況を見ると、増加傾向にあり、令和5年度の提供量は80人／月となっています。進捗率については、計画値を上回る形で推移しており、令和5年度は131.1%となっています。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	59	69	80
計画値	55	58	61
進捗率	107.3%	119.0%	131.1%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑤地域移行支援

地域移行支援の提供実績はありません。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	1	1
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑥地域定着支援

地域定着支援の提供実績はありません。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	1	2
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業の提供状況を見ると、計画通りに実施されています。

単位：実施の有無／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実績	有	有	有
	計画	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業の提供状況をみると、計画通りに実施されています。

単位：実施の有無/年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実績	有	有	有
	計画	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

③相談支援事業

相談支援事業の提供状況をみると、障害者相談支援事業と住宅入居等支援事業については計画値どおりの進捗率となっているものの、基幹相談支援センターについては、令和5年度の実施は無となっています。

単位：箇所/年、実施の有無/年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (箇所)	実績値	4	4	4
	計画値	4	4	4
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	実績	無	無	無
	計画	有	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	実績	有	有	有
	計画	有	有	有
住宅入居等支援事業	実績	有	有	有
	計画	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の提供状況をみると、計画通りに実施されています。

単位：実施の有無/年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	実績	有	有	有
	計画	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業の提供状況をみると、令和5年度まで事業の実施は無となっています。

単位：実施の有無/年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実績	無	無	無
	計画	無	無	有

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑥意思疎通支援事業

手話通訳・要約筆記者派遣事業の提供状況をみると、増加傾向ではあるものの各年度ともに計画値を下回る進捗率となっています。

手話通訳設置事業の提供状況をみると、令和3年度から令和5年度までの提供量は令和4年度を除き3人/年となっており、概ね計画値通りとなっています。

単位：人/年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (実利用者数)	実績値	32	38	45
	計画値	62	67	72
	進捗率	51.6%	56.7%	62.5%
手話通訳設置事業 (実設置者数)	実績値	3	2	3
	計画値	3	3	3
	進捗率	100.0%	66.7%	100.0%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の提供状況をみると、以下の通りとなっています。排泄管理支援用具で計画値を上回って推移しているものの、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具では計画値を大きく下回っています。

単位：件／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	実績値	4	8	1
	計画値	11	12	13
	進捗率	36.4%	66.7%	7.7%
自立生活支援用具	実績値	12	11	6
	計画値	18	20	22
	進捗率	66.7%	55.0%	27.3%
在宅療養等支援用具	実績値	11	17	18
	計画値	20	22	24
	進捗率	55.0%	77.3%	75.0%
情報・意思疎通支援用具	実績値	12	16	11
	計画値	23	24	25
	進捗率	52.2%	66.7%	44.0%
排泄管理支援用具	実績値	1,900	1,942	2,081
	計画値	1,829	1,859	1,889
	進捗率	103.9%	104.5%	110.2%
住宅改修費	実績値	2	0	2
	計画値	3	2	2
	進捗率	66.7%	0.0%	100.0%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の提供状況をみると、10人前後で推移しています。

単位：人／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座 修了者数	実績値	6	11	8
	計画値	8	9	9
	進捗率	75.0%	122.2%	88.9%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑨移動支援事業

個別支援型の提供状況をみると、計画値を下回る形で推移し、令和5年度の進捗率（時間）は67.1%となっています。

車両移送型の提供状況をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年度の実績は276回／年となっています。進捗率については、概ね計画値通りとなっています。

単位：人／年、時間／年、回／年

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	人	実績値	100	99	108
		計画値	140	138	136
		進捗率	71.4%	71.7%	79.4%
	時間	実績値	12,342	12,086	13,168
		計画値	20,189	19,901	19,613
		進捗率	61.1%	60.7%	67.1%
車両移送型	回	実績値	272	263	276
		計画値	290	278	266
		進捗率	93.8%	94.6%	103.8%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の提供状況をみると、直近3年の実施箇所数は2箇所／年となっています。実利用者数については、令和4年度から概ね計画値通りとなっています。

単位：箇所／年、人／年

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数	実績値	2	2	2
		計画値	1	1	1
		進捗率	200.0%	200.0%	200.0%
	実利用者数	実績値	21	26	25
		計画値	25	25	25
		進捗率	84.0%	104.0%	100.0%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の提供状況を見ると、減少傾向にあり、令和5年度の提供量は50人／年となっています。進捗率については、令和5年度は71.4%と計画値を下回る値となっています。

単位：人（延べ）／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実績値	78	69	50
	計画値	70	70	70
	進捗率	111.4%	98.6%	71.4%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

②生活支援事業

生活訓練等事業の提供状況を見ると、令和5年度に減少し、提供量は18人／年となっています。進捗率については、令和5年度が66.7%と計画値を大きく下回っています。

ボランティア活動支援事業の提供状況を見ると、減少傾向にあり、令和5年度の提供量は8人／年となっています。進捗率については、令和5年度は61.5%と計画値を大きく下回っています。

単位：人／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等事業	実績値	25	25	18
	計画値	27	27	27
	進捗率	92.6%	92.6%	66.7%
ボランティア活動支援事業	実績値	11	9	8
	計画値	9	11	13
	進捗率	122.2%	81.8%	61.5%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

③日中一時支援事業

日中一時支援事業の提供状況を見ると、減少傾向で推移しており、令和5年度の提供量は863人／年となっています。進捗率については、令和5年度は90.5%と計画値をやや下回る提供量となっています。

単位：人／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実績値	1,005	975	863
	計画値	950	952	954
	進捗率	105.8%	102.4%	90.5%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

④社会参加促進事業

社会参加促進事業の提供状況を見ると、点字・声の広報発行事業、芸術・文化講座開催等事業については、計画通りの進捗となっています。スポーツ・レクリエーション教室開催事業については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年度は実施がありませんでした。自動車運転免許取得・改造助成事業については令和4年度を除き計画通りの進捗となっています。

単位：件・回／年

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	実績値	0	1	2
	計画値	2	2	2
	進捗率	0.0%	50.0%	100.0%
芸術・文化講座開催等事業	実績値	1	1	1
	計画値	1	1	1
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
点字・声の広報発行事業	実績値	2 (24)	2 (24)	2 (24)
	計画値	2	2	2
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実績値	2	1	2
	計画値	2	2	2
	進捗率	100.0%	50.0%	100.0%

※令和5年度は実績見込み。

資料：八幡市 障がい福祉課

※「点字・声の広報発行事業」の（ ）内の数字は発行回数。

3. 障がい児支援サービス

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

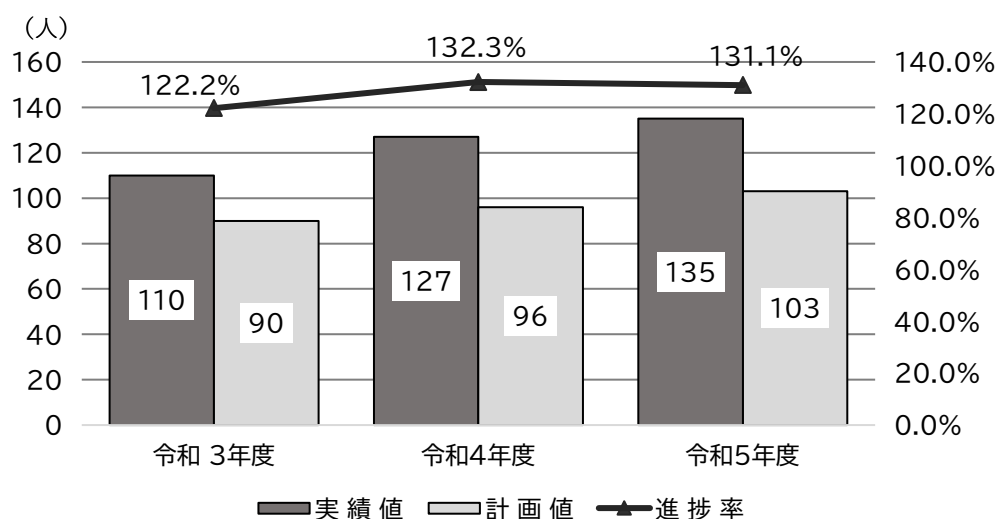
児童発達支援の提供状況を見ると、増加傾向にあり、令和5年度が135人/月となっています。進捗率については計画値を上回る形で推移しています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	110	127	135
計画値	90	96	103
進捗率	122.2%	132.3%	131.1%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



②医療型児童発達支援

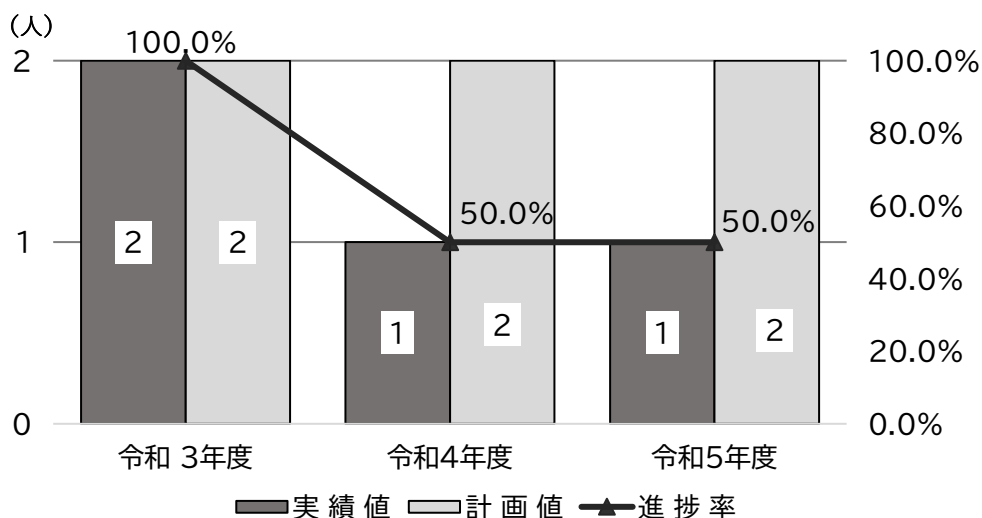
医療型児童発達支援の提供状況を見ると、令和4年度からは1人/月となっており、計画値を下回る提供量となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	2	1	1
計画値	2	2	2
進捗率	100.0%	50.0%	50.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



③放課後等デイサービス

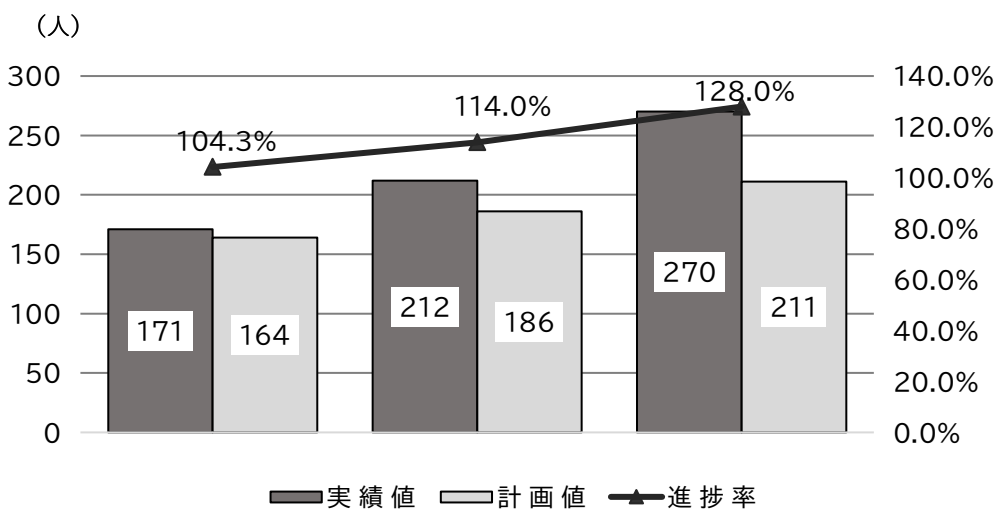
放課後等デイサービスの提供状況を見ると、増加傾向にあり、令和5年度が270人/月と令和3年度から大きく増加しています。進捗率については、令和5年度が128.0%と計画値を大きく上回る提供量となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	171	212	270
計画値	164	186	211
進捗率	104.3%	114.0%	128.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



④保育所等訪問支援

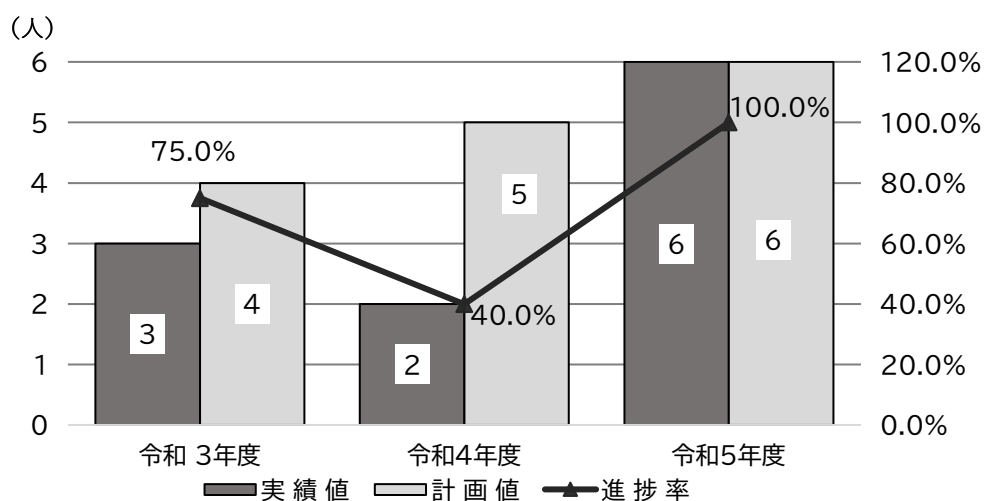
保育所等訪問支援の提供状況を見ると、令和5年度は6人／月となっており、計画値通りの提供量となっています。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	3	2	6
計画値	4	5	6
進捗率	75.0%	40.0%	100.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援の提供実績はありません。

単位：人／月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	2	2
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

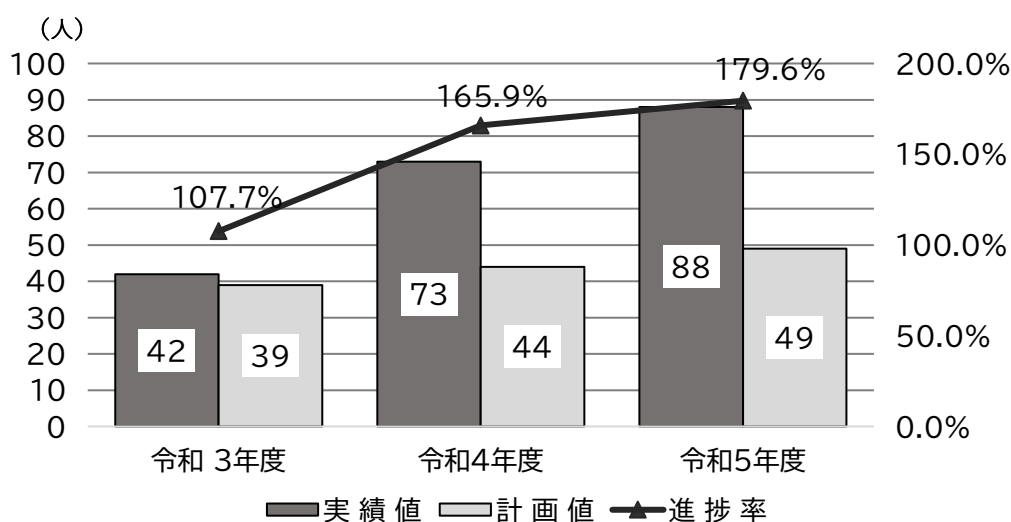
障害児相談支援の提供状況を見ると、増加傾向にあり、令和5年度が88人/月と令和3年度から大きく増加しています。進捗率については、令和5年度は179.6%と計画値を大きく上回る提供量となっています。

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	42	73	88
計画値	39	44	49
進捗率	107.7%	165.9%	179.6%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課



(3) 医療的ケア児に関するコーディネーター

①コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援調整の役割を担うコーディネーターの配置状況については、実績がありません。

単位：人/年

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	3	3	3
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

(4) 発達障がい児等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数の状況については、以下の通りとなっており、計画値を下回る形で推移しています。

単位：人／年

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	29	37	35
計画値	45	45	45
進捗率	64.4%	82.2%	77.8%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターの人数の状況については、実績がありません。

単位：人／年

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	1	1
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

③ピアサポート活動への参加人数

ピアサポート活動への参加人数の状況については、実績がありません。

単位：人／年

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	0	0	0
計画値	1	1	1
進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※令和5年度は実績見込み値を掲載。

資料：八幡市 障がい福祉課

第3節 アンケート調査結果からみる現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、計画の策定にあたって、障がい児・障がい者やそのご家族、一般住民、医療機関、サービス提供事業所に対して行い、それぞれの状況やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査期間と調査方法

- ・調査期間：令和5年8月10日から令和5年8月25日まで
- ・調査方法：郵送による配布・回収（一部手渡しによる配布）

※一般住民への調査のみインターネットによる回答を可能とした

(3) 調査対象と回収状況

対象者	配布数	回収数	回収率
18歳未満	200	91	45.5%
18歳以上	2,100	1,070	51.0%
一般住民 ※（ ）内はインターネットによる回答数	800	256 (52)	32.0% (6.5%)
医療機関	56	36	64.3%
サービス提供事業所	31	21	67.7%

(4) 報告書の見方

- 集計結果はすべて、小数点第2位を四捨五入しているため、比率（%）の合計が100.0%にならないことがある。
- 図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢の文言を短縮している場合がある。
- 階層集計の比率（%）は、すべて各階層ごとの該当対象者数を100として算出している。
- 回答比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出した。2つ以上の回答を求める設問では、比率（%）の合計は100%を超えている。
- 「その他」の回答が10%を超えるものについては、その主な記述内容を記載している。

2. 調査結果

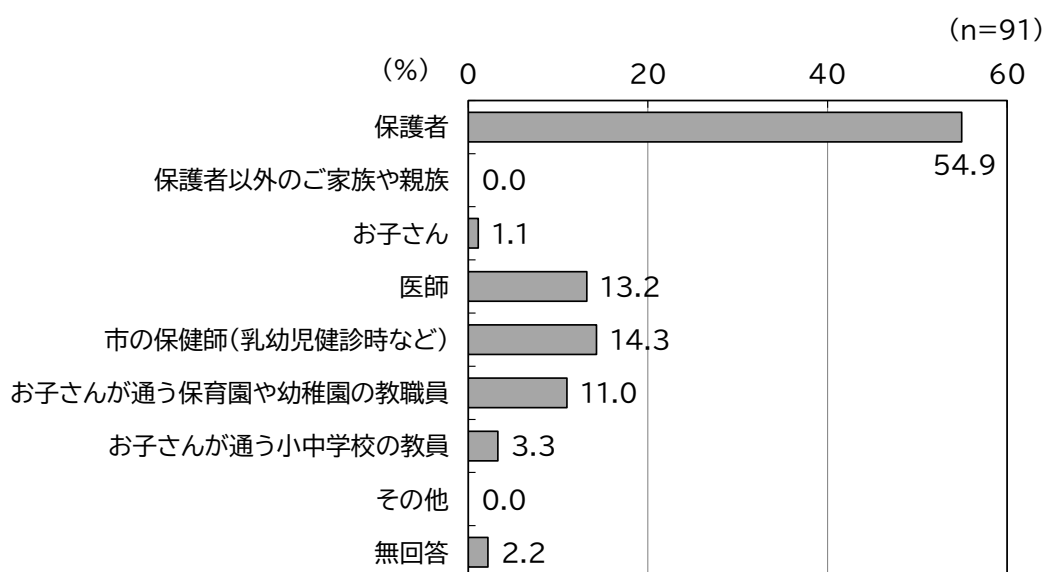
各種調査結果について、障がい者計画の5つの基本目標に沿って関連する主な内容を示します。

基本目標1：早期発見・相談・保健医療体制の充実

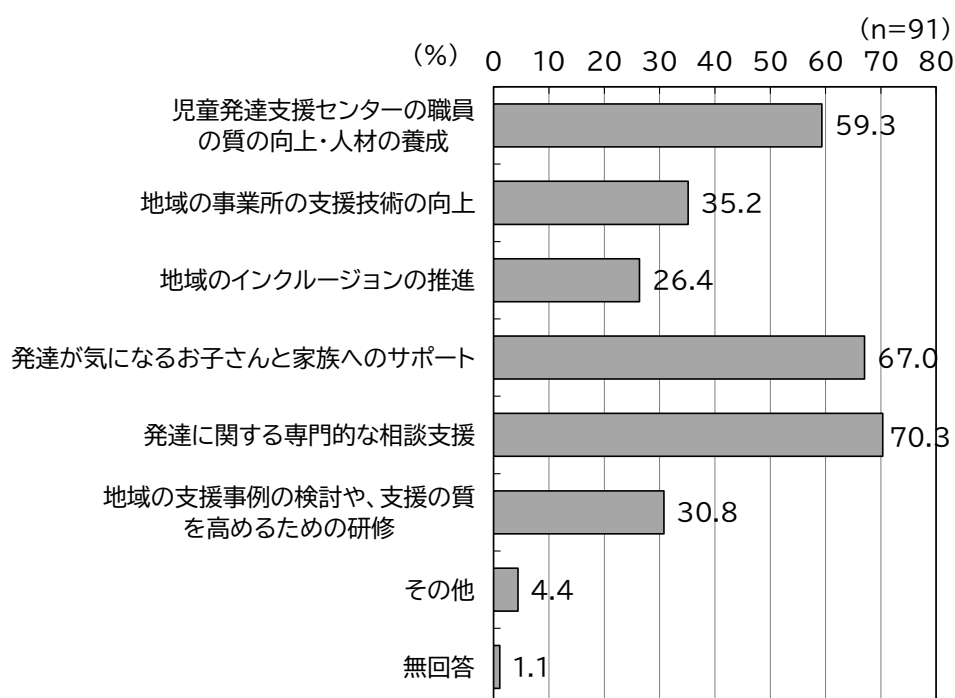
(1) 障がいの早期発見・早期対応体制の充実について

発達の特徴を最初に気づいたのは「保護者」に次いで「市の保健師」や「医師」が多くなっています。また、児童発達支援センターに希望することでは、「発達に関する専門的な相談支援」、「発達が気になるお子さんと家族へのサポート」などで高くなっています。

■発達の特徴を誰が最初に気づいたか（18歳未満）



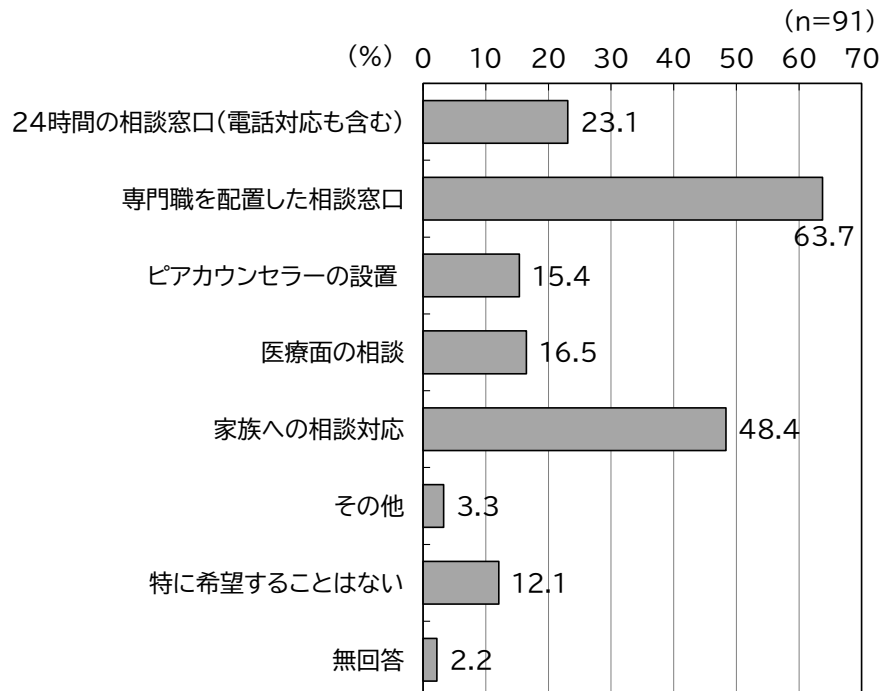
■児童発達支援センターに希望すること（18歳未満）



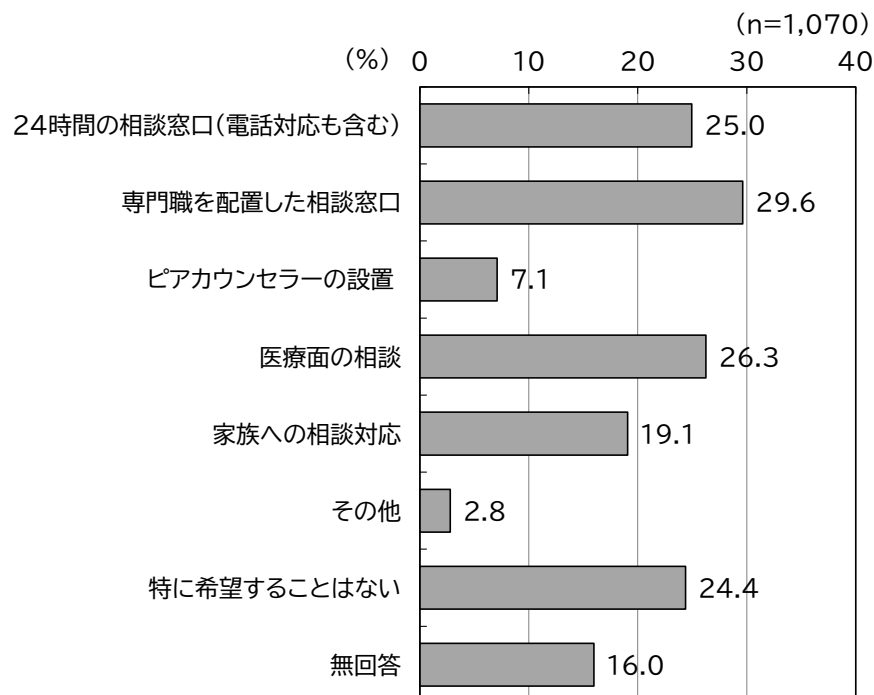
(2) 相談・情報提供体制の充実について

市の相談支援体制に希望することは、「専門職を配置した相談窓口」が18歳未満、18歳以上ともに最も高くなっていますが、18歳未満では、次いで「家族への相談対応」へのニーズも高くなっています。

■市の相談支援体制に希望すること（18歳未満）

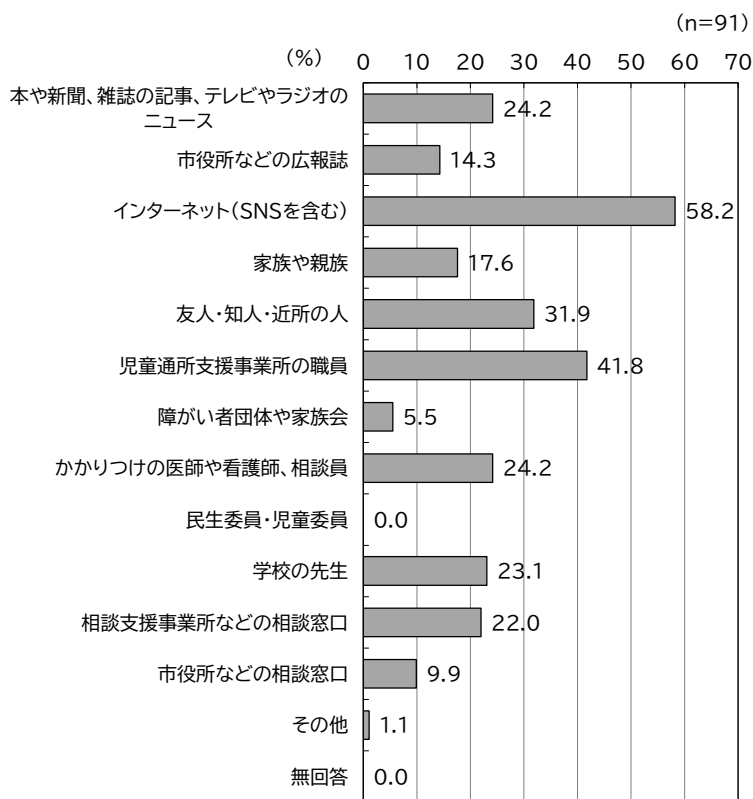


■市の相談支援体制に希望すること（18歳以上）

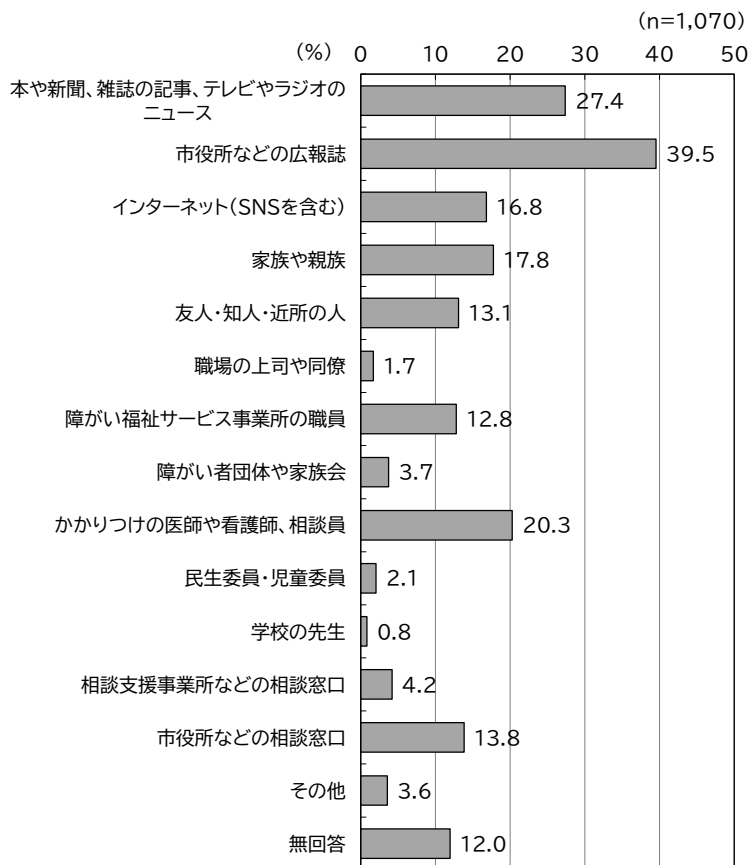


情報をどこから知ることが多いかについて、18歳未満では「インターネット」、「児童通所支援事業所の職員」、18歳以上では「市役所などの広報誌」が高くなっています。

■情報をどこから知ることが多いか
(18歳未満)

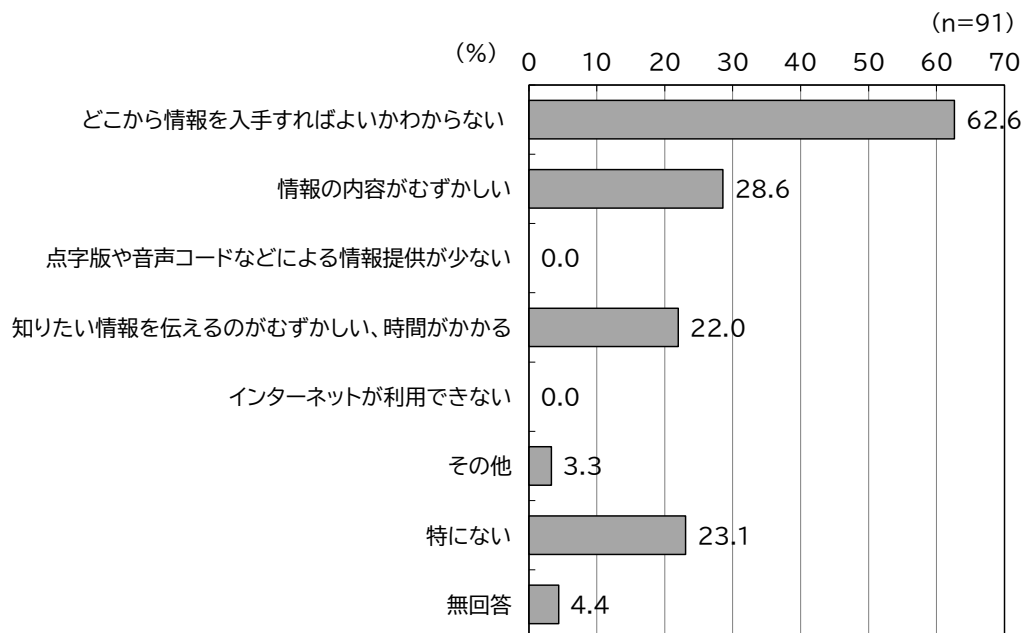


■情報をどこから知ることが多いか
(18歳以上)

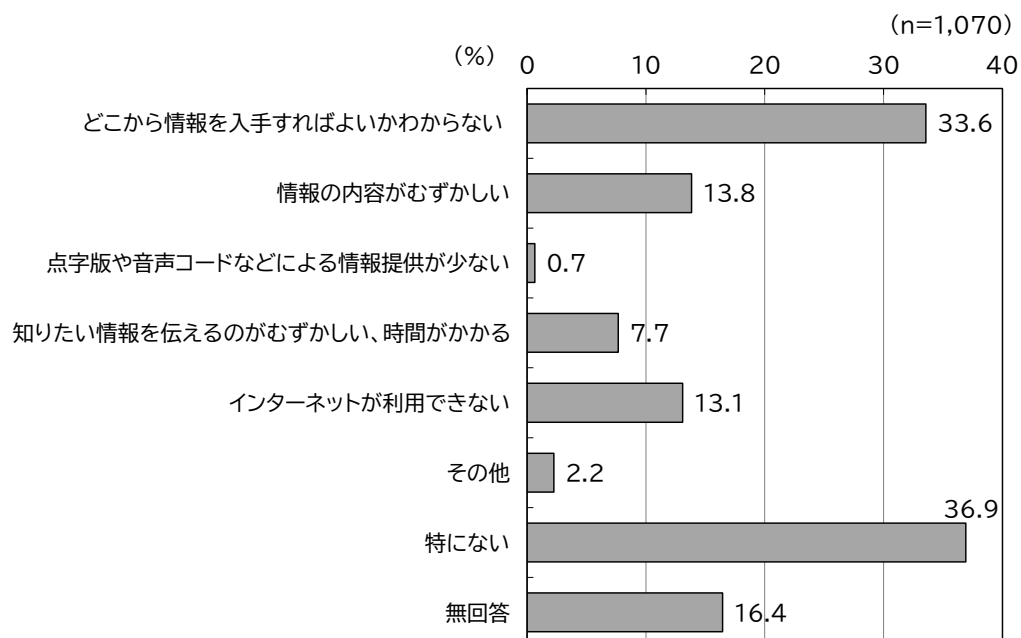


情報の入手について困っていることでは、「どこから情報を入手すればよいかわからない」が18歳未満、18歳以上ともに高くなっています。

■情報入手について困っていること（18歳未満）



■情報入手について困っていること（18歳以上）

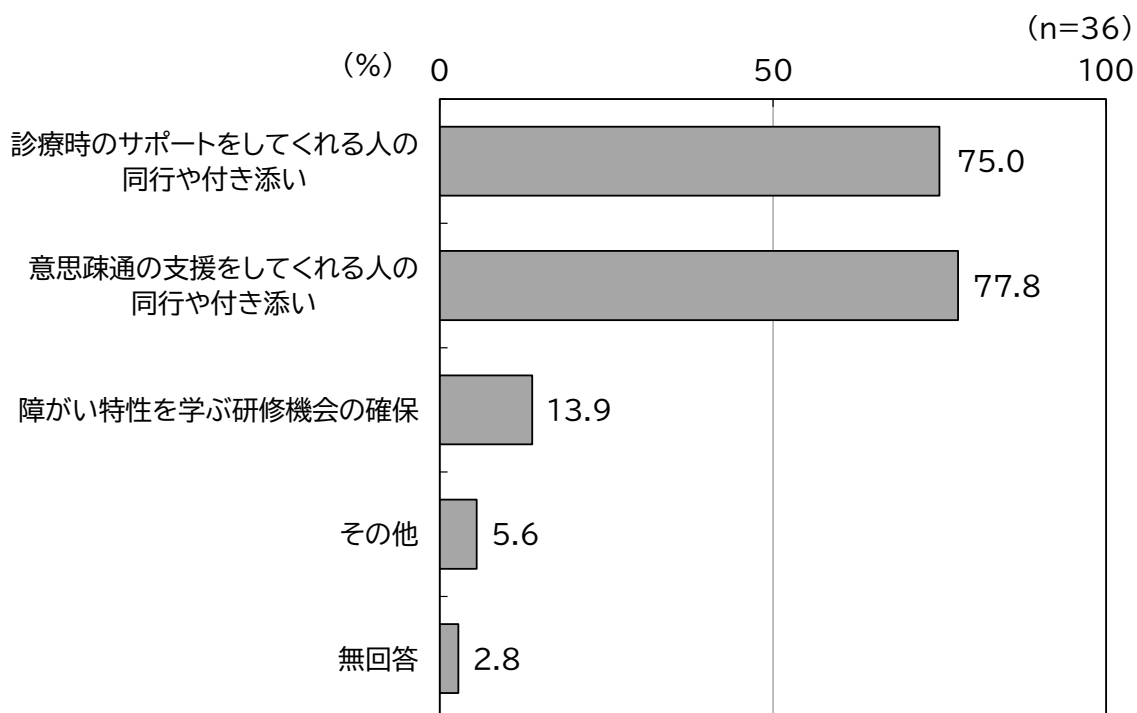


(3) 保健・医療サービスの充実について

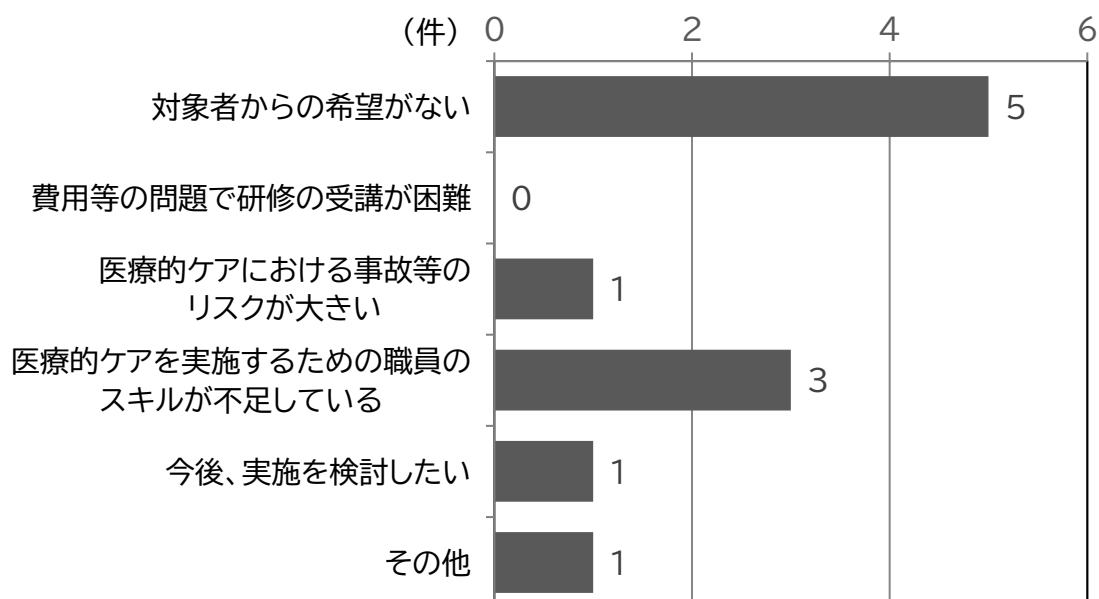
医療機関に診療に関してあるとよい支援をたずねたところ、「意思疎通の支援をしてくれる人の同行や付き添い」、「診療時のサポートをしてくれる人の同行や付き添い」が高くなっています。

障がい児に対する福祉サービスを提供している法人のうち、医療的ケア児に対する支援を実施していないサービス提供事業所の理由については、「対象者からの希望がない」に次いで「医療的ケアを実施するための職員のスキルが不足している」が多くなっています。

■診療に関してあるとよい支援（医療機関）



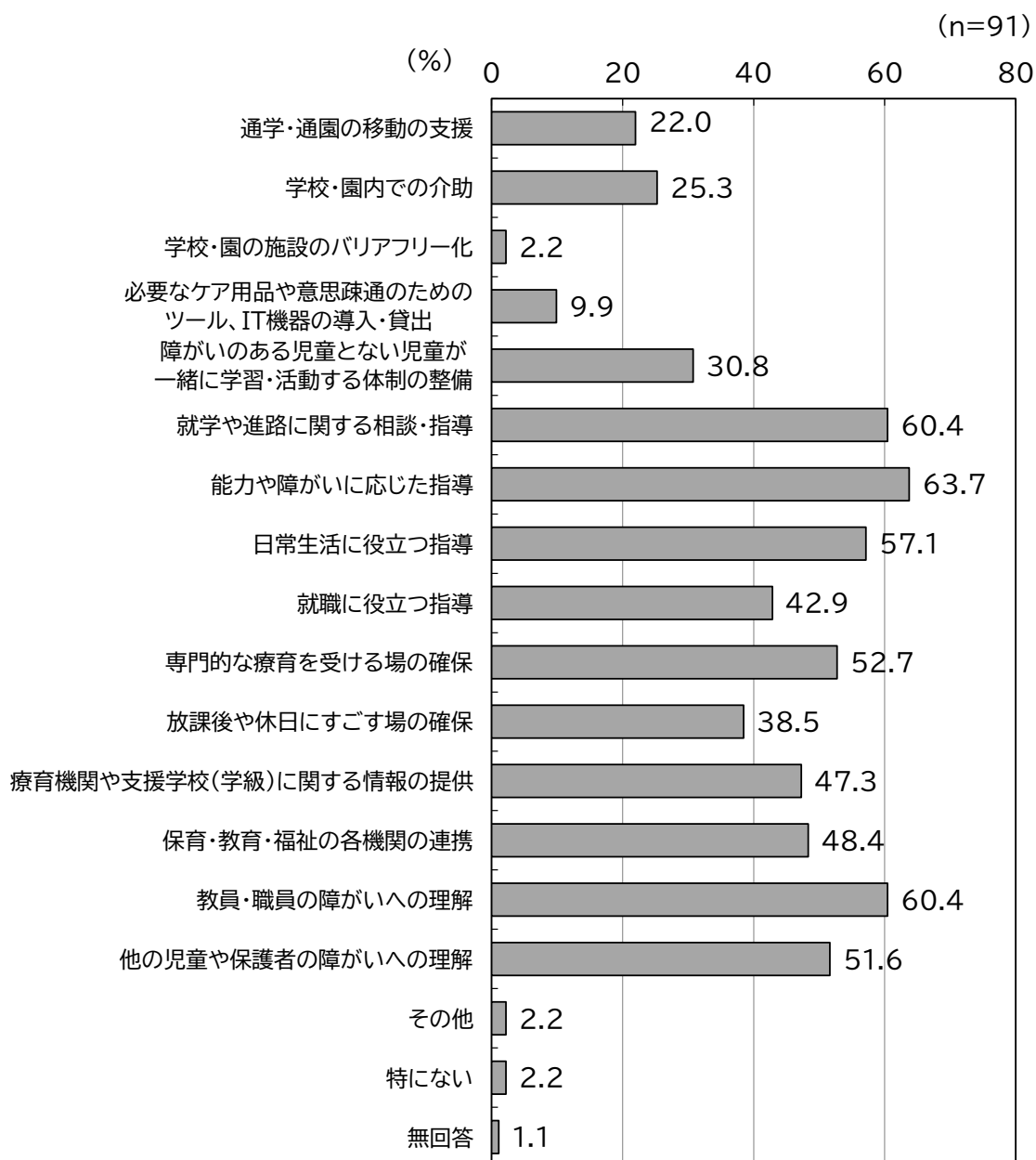
■医療的ケア児に対する支援を実施していない理由（サービス提供事業所）



基本目標2：障がいに応じた自立と参加支援体制の充実**(1) 保育・教育の推進について**

保育や教育、療育について充実してほしいことは、「能力や障がいに応じた指導」、「就学や進路に関する相談・指導」、「教員・職員の障がいへの理解」、「日常生活に役立つ指導」などで高くなっています。

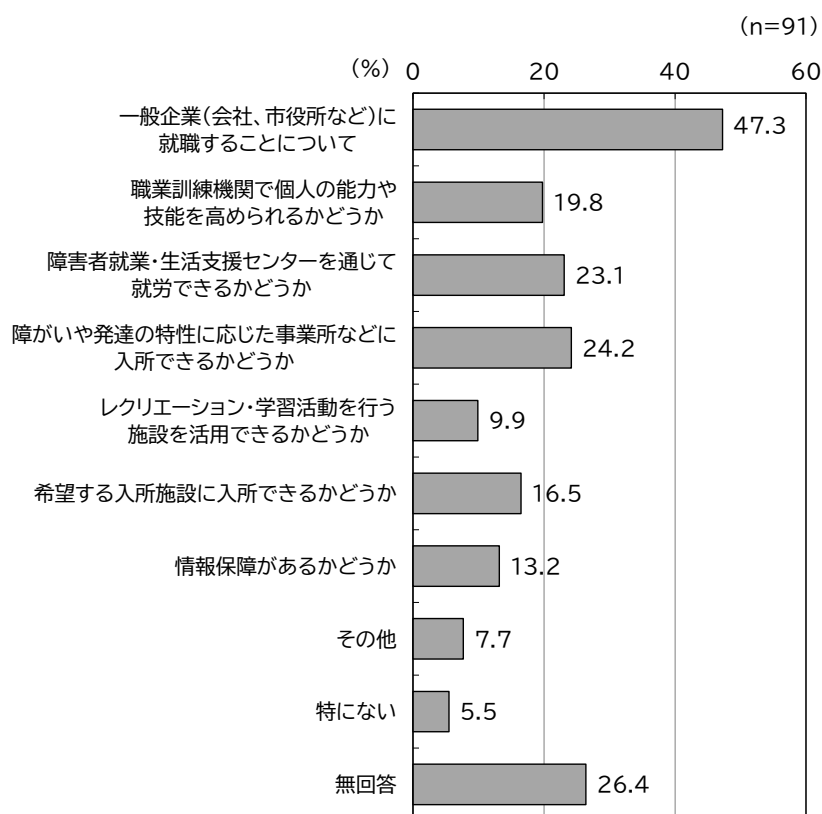
■保育や教育、療育について充実してほしいこと（18歳未満）



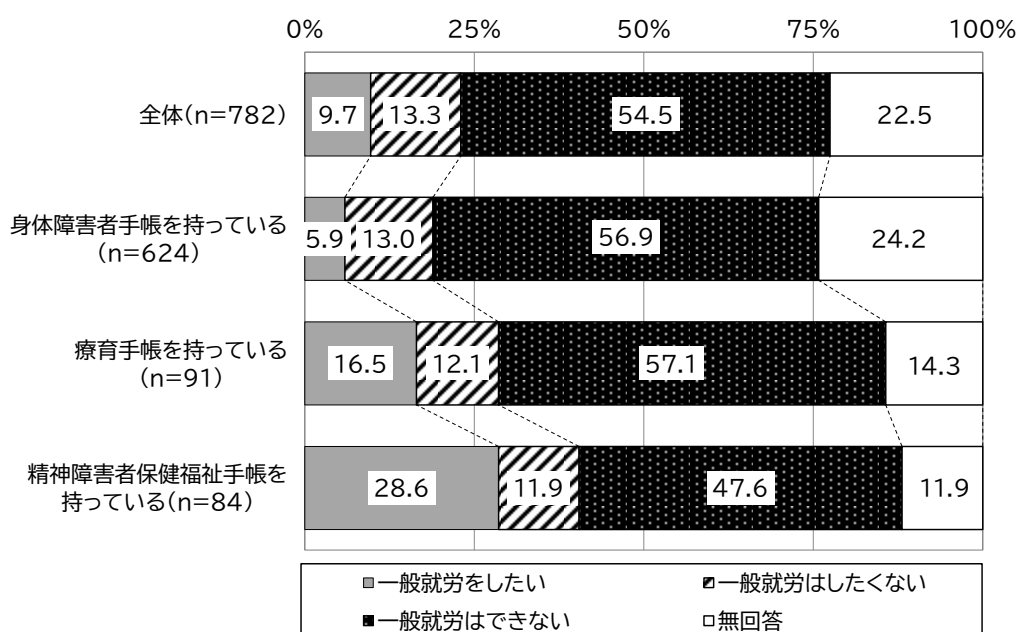
(2) 総合的な就労支援の推進について

学校教育終了後の進路を考えるにあたっての不安は、「一般企業に就職することについて」が最も高くなっています。また、一般就労の希望について、全体では「一般就労はできない」、「一般就労はしたくない」、「一般就労をしたい」の順となっていますが、特に精神障害者保健福祉手帳を持っている人では、一般就労の希望が高くなっています。

■学校教育終了後の進路についての不安（18歳未満）



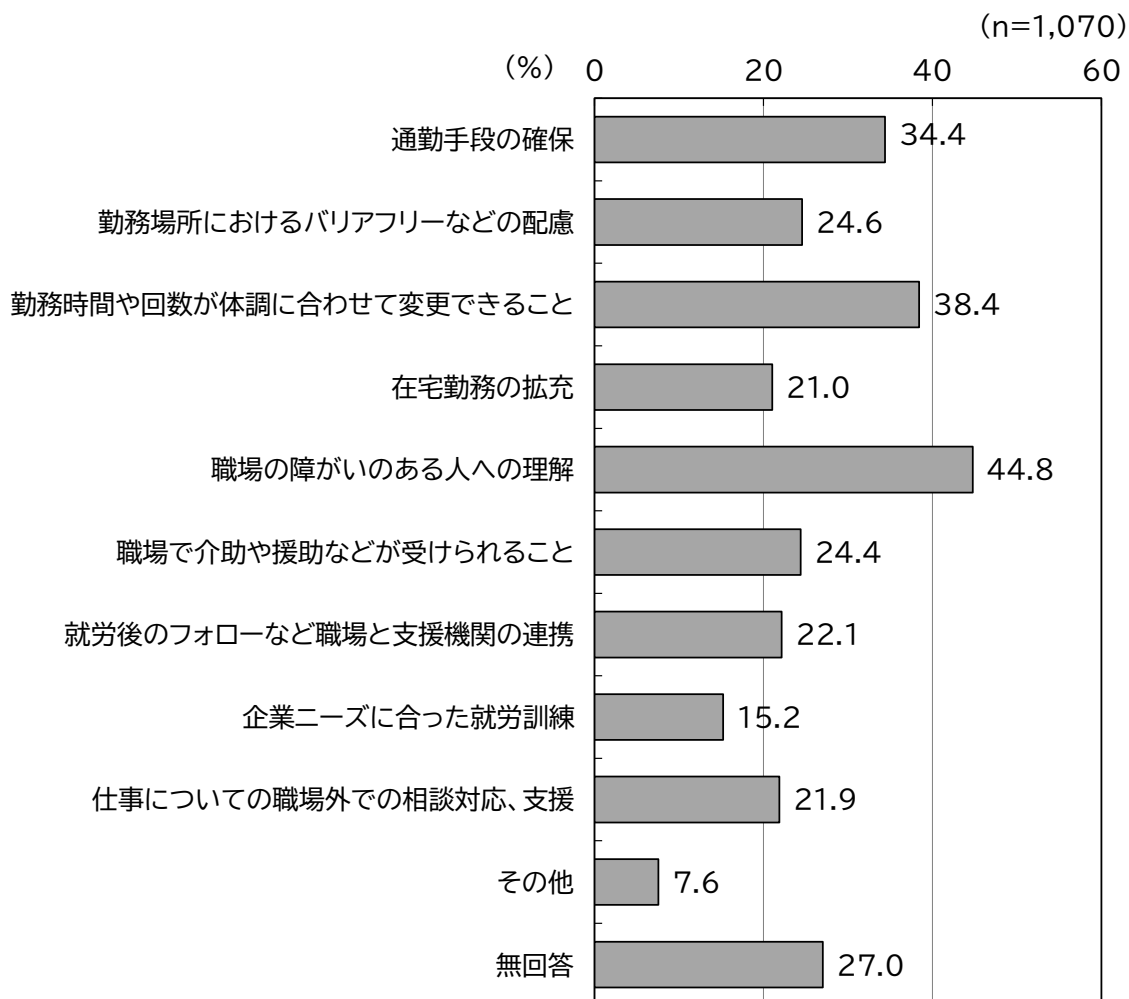
■一般就労の希望（18歳以上・障害者手帳の状況別）



(3) 就労の場の拡大について

就労支援をするうえで必要なことは、「職場の障がいのある人への理解」、「勤務時間や回数が体調に合わせて変更できること」、「通勤手段の確保」などで高くなっています。

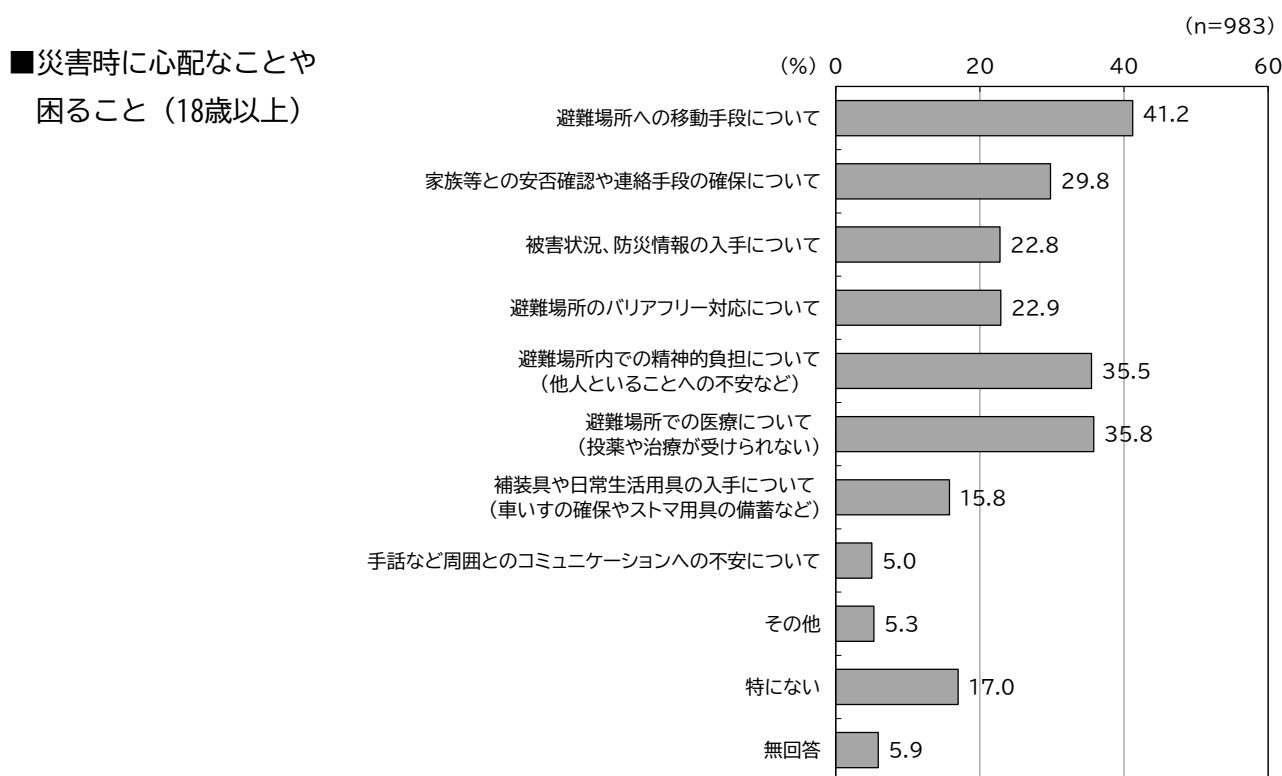
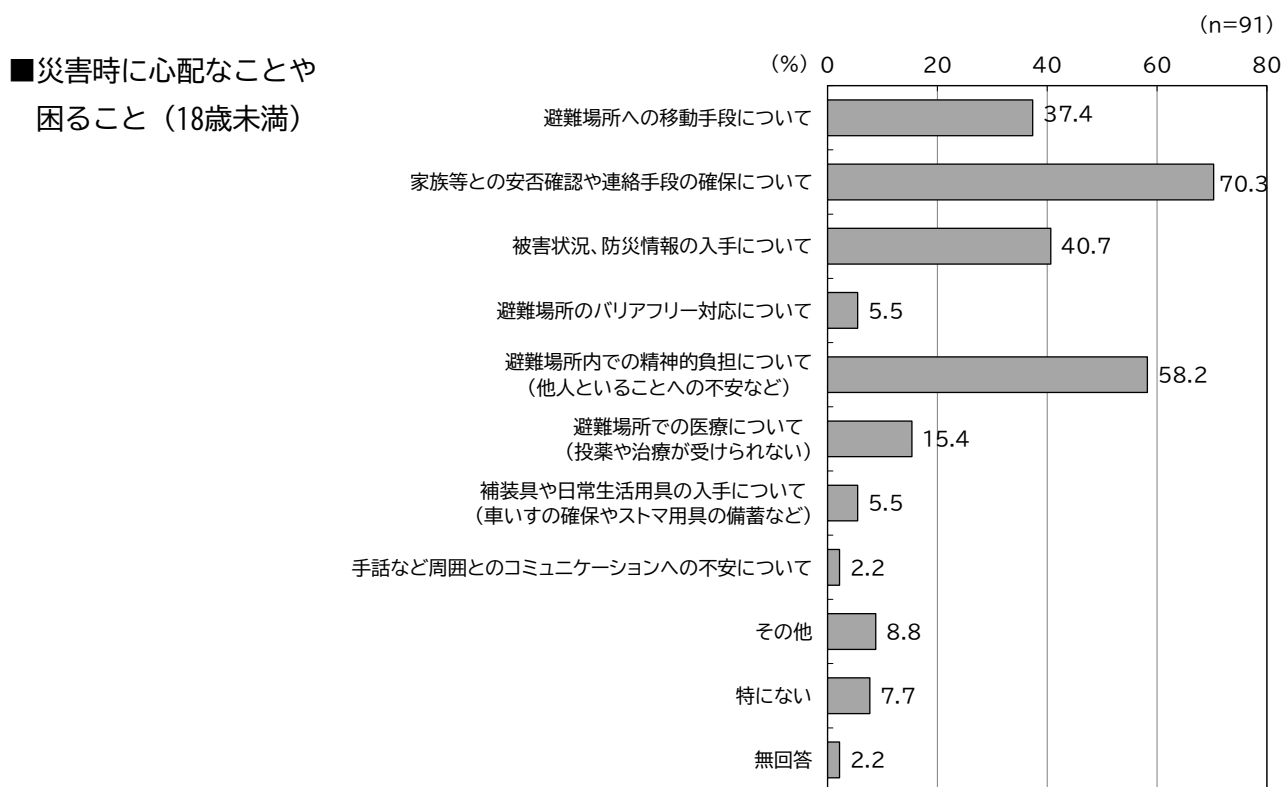
■就労支援として必要なこと（18歳以上）



基本目標3：障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

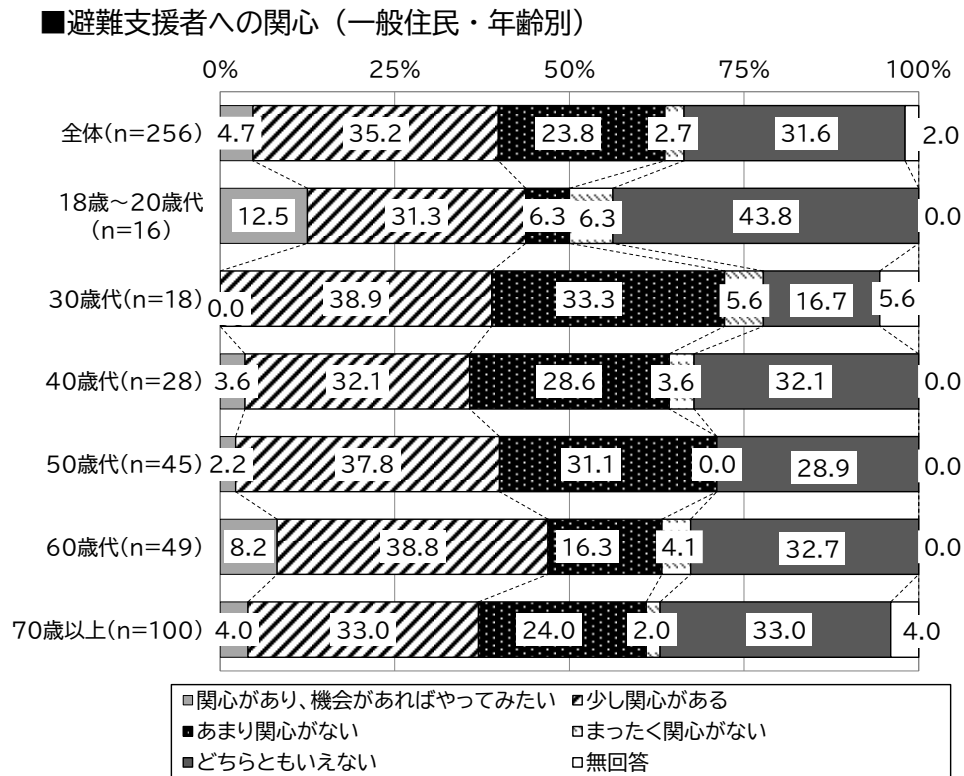
(1) 防災・防犯体制の充実について

災害時に心配なことや困ることは、18歳未満では「家族等との安否確認や連絡手段の確保について」、「避難場所内での精神的負担について」、「被害状況、防災情報の入手について」、18歳以上では「避難場所への移動手段について」、「避難場所での医療について」、「避難場所内での精神的負担について」などで高くなっています。

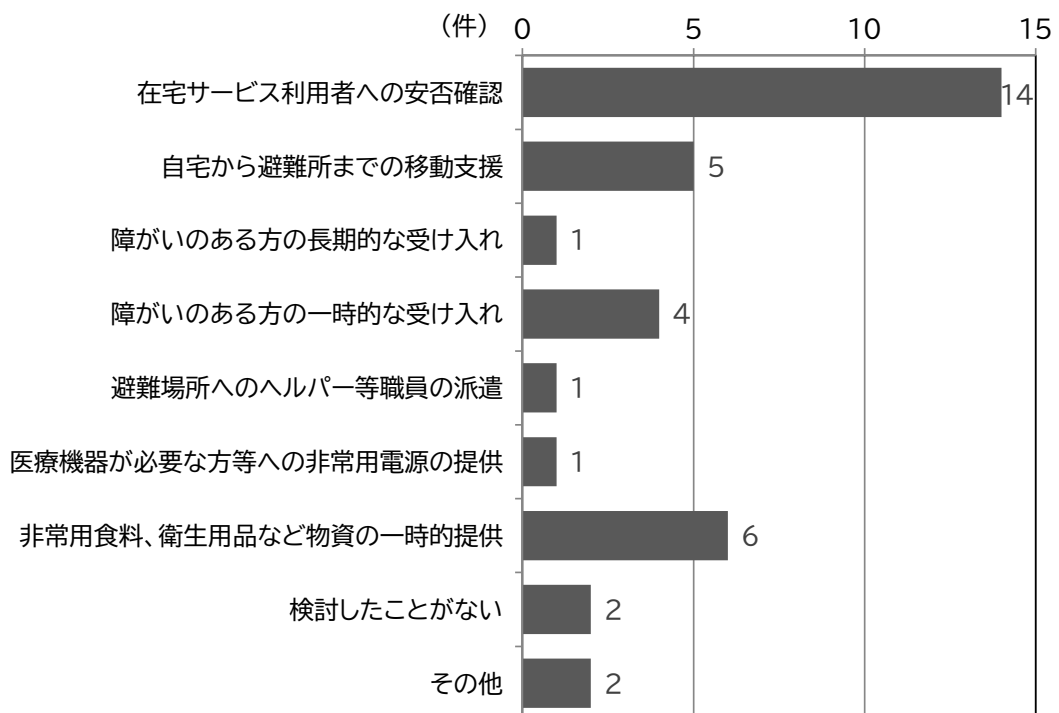


一般住民の避難支援者への関心は、「少し関心がある」、「どちらともいえない」の順に高く、「関心があり、機会があればやってみよう」は18～20歳代で比較的高くなっています。

サービス提供事業所が災害時において協力できることは、「在宅サービス利用者への安否確認」が多く、次いで「非常用食料、衛生用品など物資の一時的提供」、「自宅から避難所までの移動支援」、「障がいのある方の一時的な受け入れ」となっています。



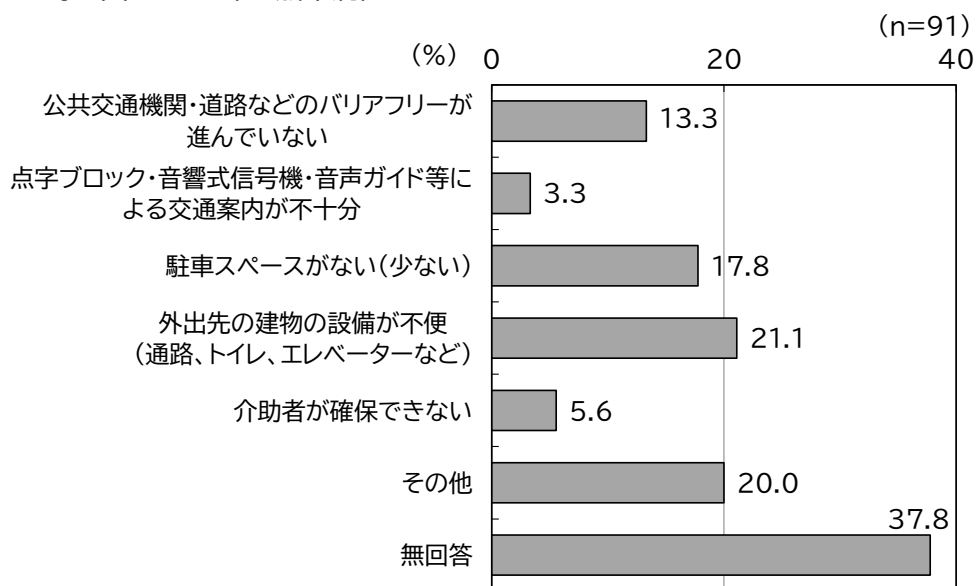
■災害時に協力できること（サービス提供事業所）



(2) 福祉のまちづくりの推進について

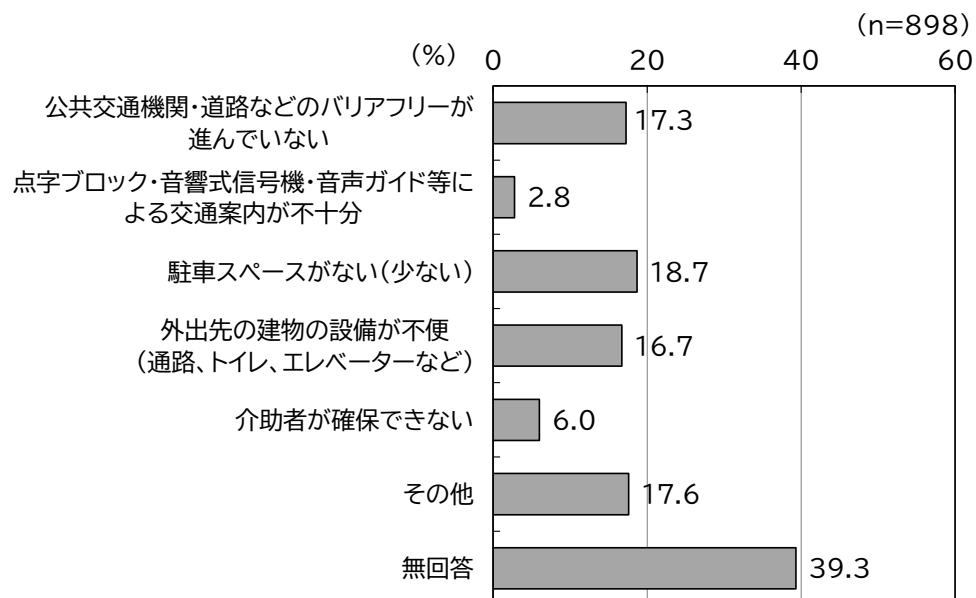
外出するときに困ることは、18歳未満、18歳以上ともに「外出先の建物の設備が不便」、「駐車スペースがない(少ない)」、「公共交通機関・道路などのバリアフリーが進んでいない」が上位となっています。

■外出する時に困ること (18歳未満)



「その他」回答の主な内容：外出先の理解、子どもの行動への対応、子ども本人の不安など

■外出する時に困ること (18歳以上)

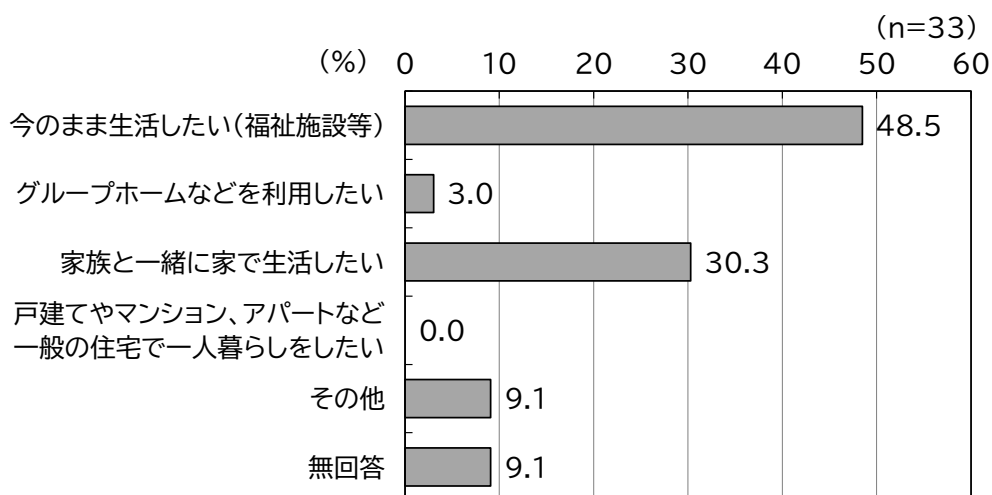


「その他」回答の主な内容：交通手段の確保、移動による身体的負担、外出や移動による経済的負担など

(3) 居住の場の確保について

現在福祉施設や病院で暮らしている人が、将来どこで生活したいかについては、「今のまま生活したい」が最も高く、次いで「家族と一緒に家で生活したい」となっています。

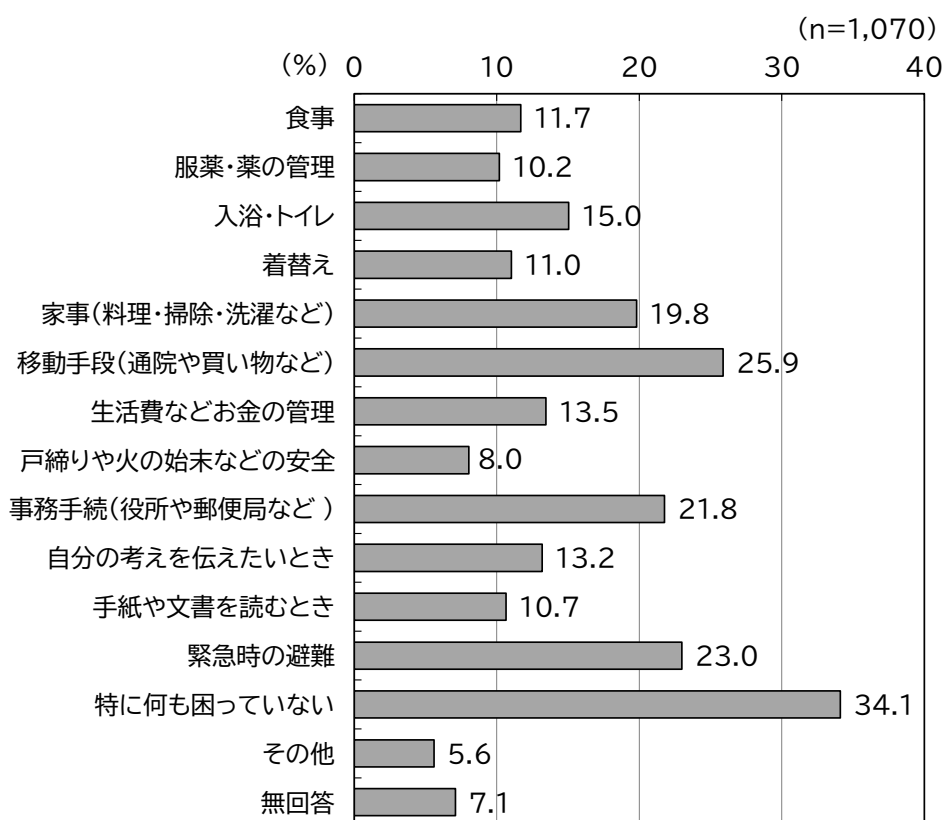
■将来どこで生活したいか（18歳以上）



(4) 移動・コミュニケーション手段の確保について

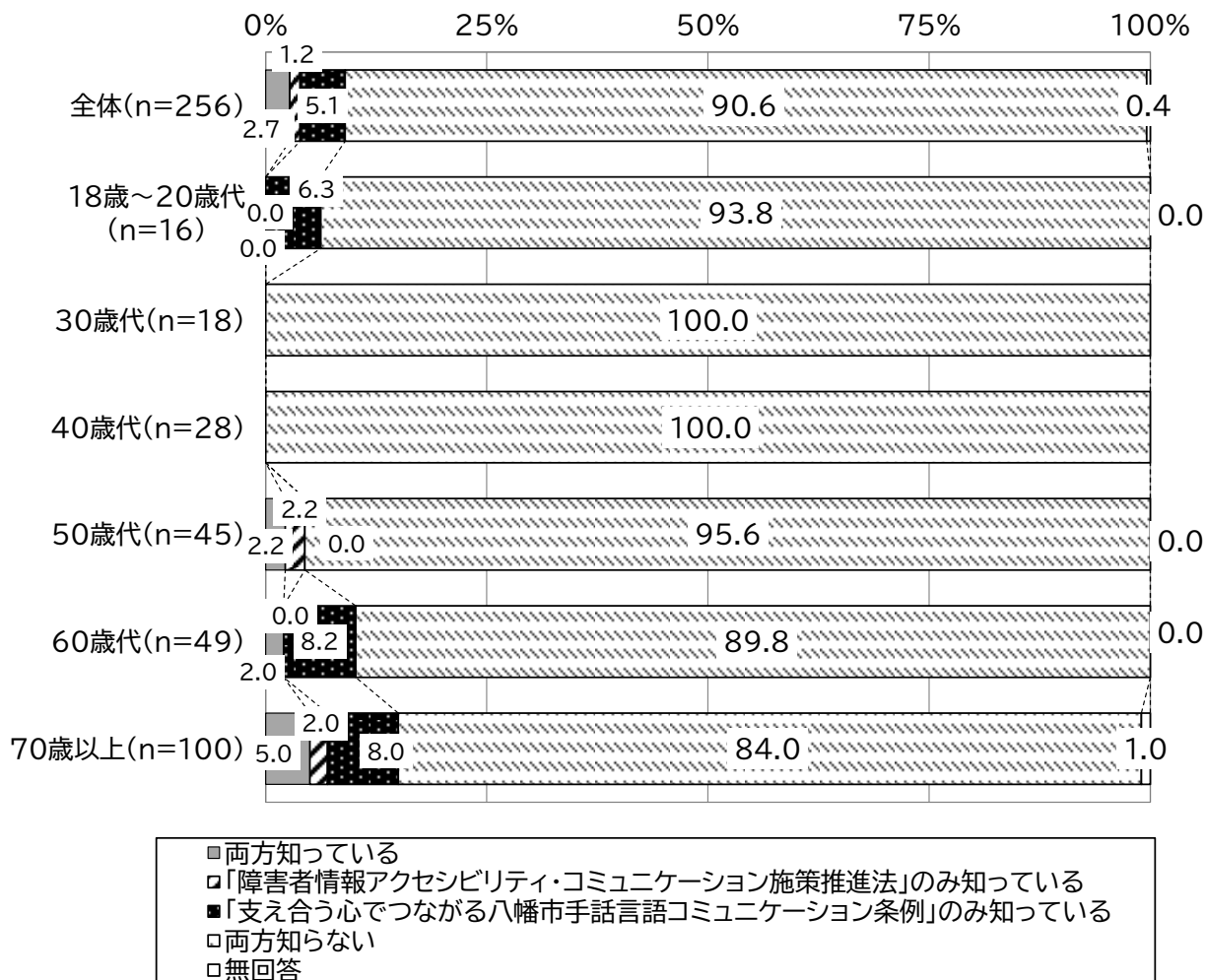
生活の中で困っていることは、「特に何も困っていない」に次いで「移動手段」や「緊急時の避難」などが高くなっています。

■生活の中で困っていること（18歳以上）



「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」については、「両方知らない」が全体の9割と住民の認知度は低くなっています。

■情報の取得に関する法律や条例を知っているか（一般住民・年齢別）

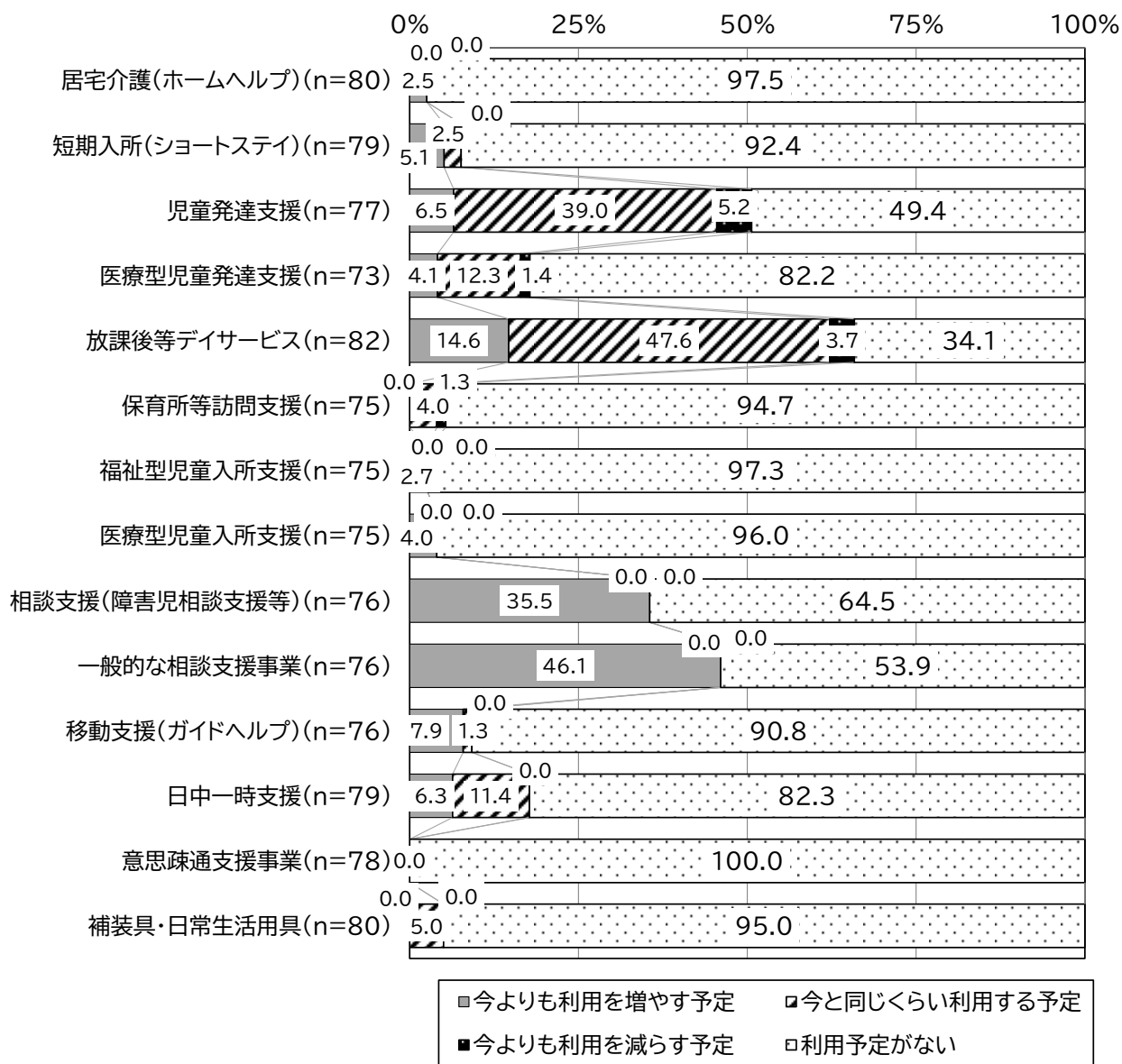


基本目標4：福祉サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの推進について

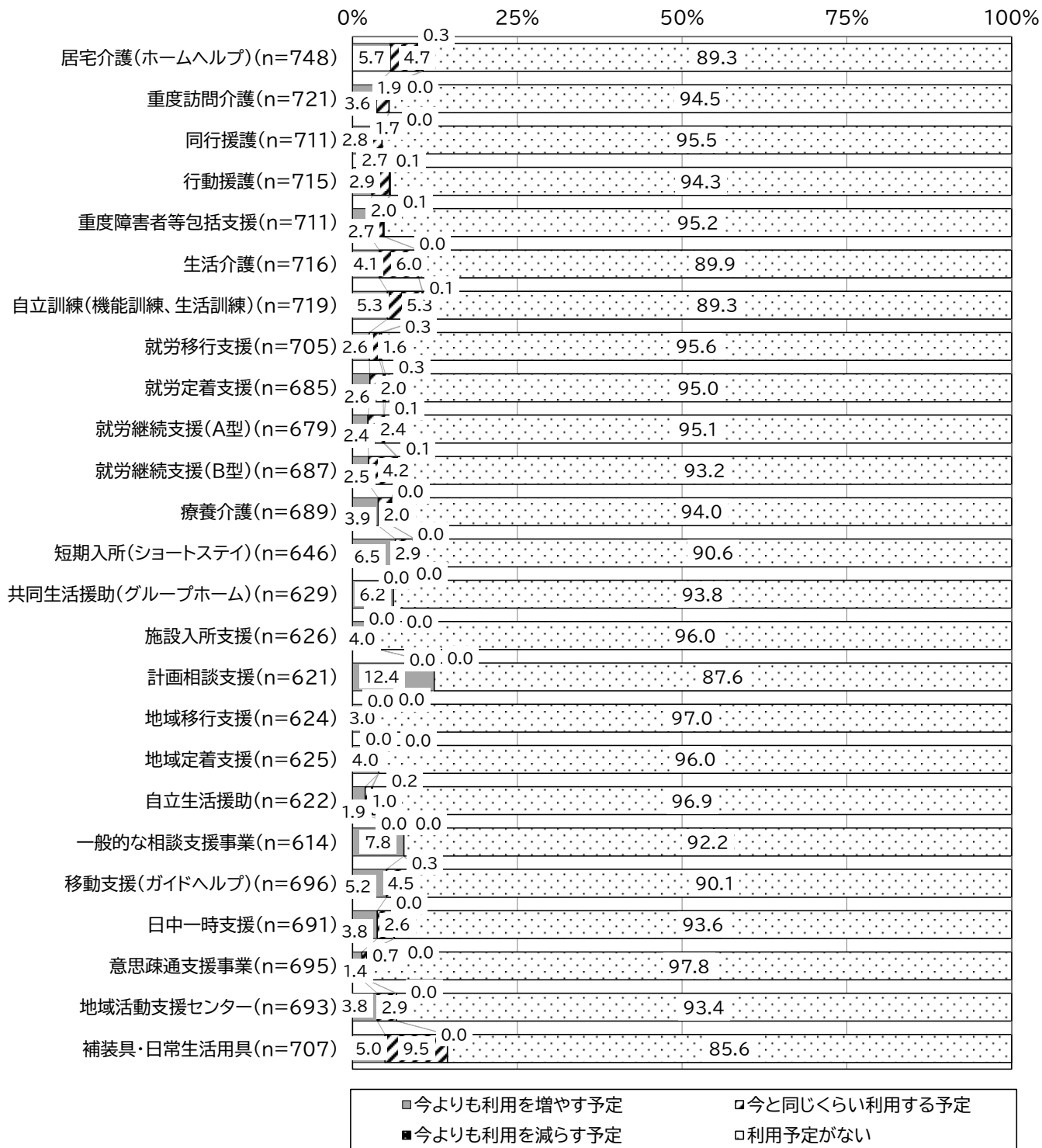
障がい福祉サービスの利用意向について、18歳未満では「一般的な相談支援事業」、「相談支援（障害児相談支援等）」、「放課後等デイサービス」などで比較的高い結果となっています。

■今後3年以内の障がい福祉サービスの利用予定（18歳未満）



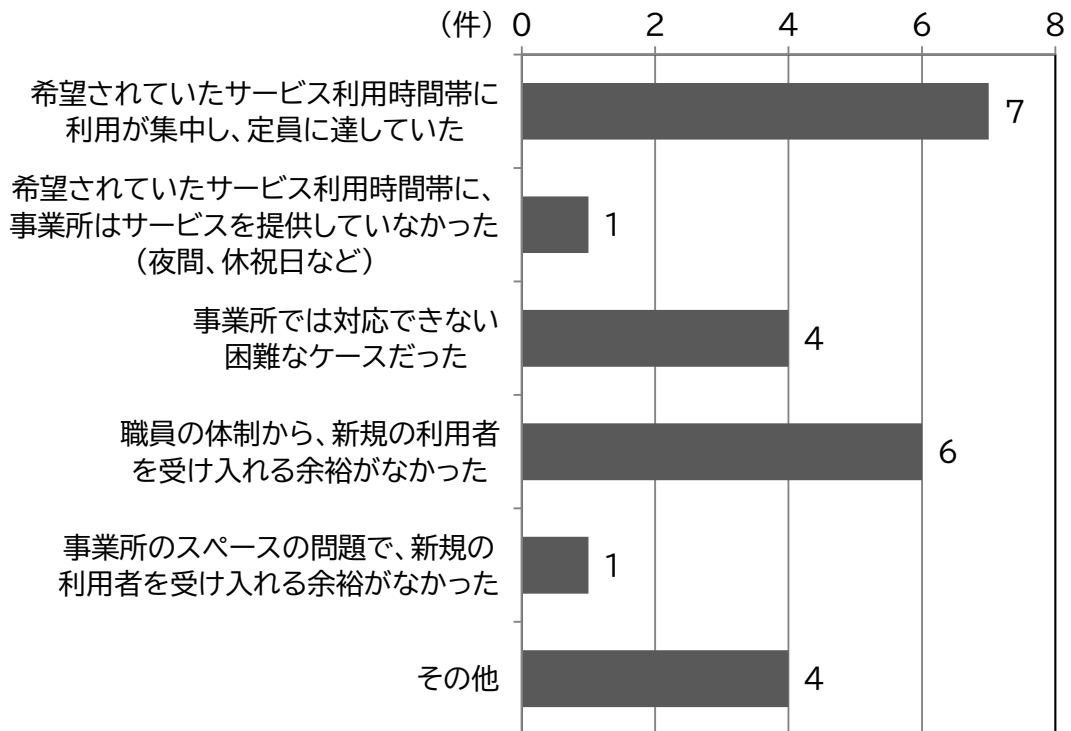
障がい福祉サービスの利用意向について、18歳以上では「計画相談支援」、「一般的な相談支援事業」、「短期入所」などで比較的高い結果となっています。

■今後3年以内の障がい福祉サービスの利用予定（18歳以上）

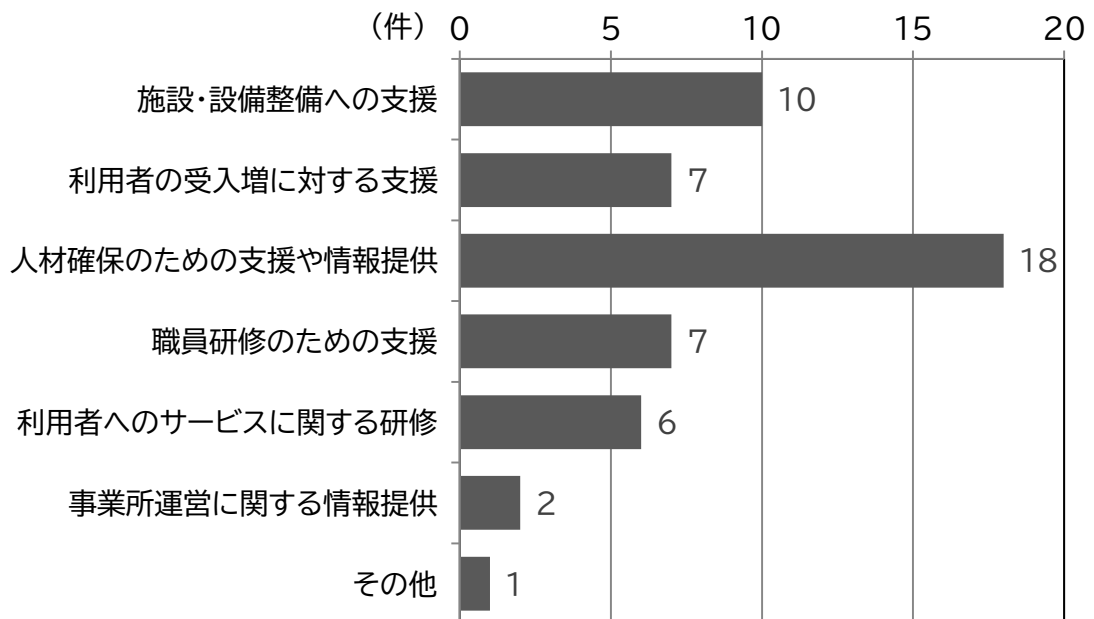


サービス提供事業所がサービスの提供ができなかった理由は、「希望されていたサービス利用時間帯に利用が集中し、定員に達していた」、「職員の体制から、新規の利用者を受け入れる余裕がなかった」などが多く、ニーズの増加などに対応していくためには、「人材確保のための支援や情報提供」、「施設・設備整備への支援」を求める声が多くなっています。

■サービスが提供できなかった理由（サービス提供事業所）



■ニーズの増加などに対応していくために必要なこと（サービス提供事業所）

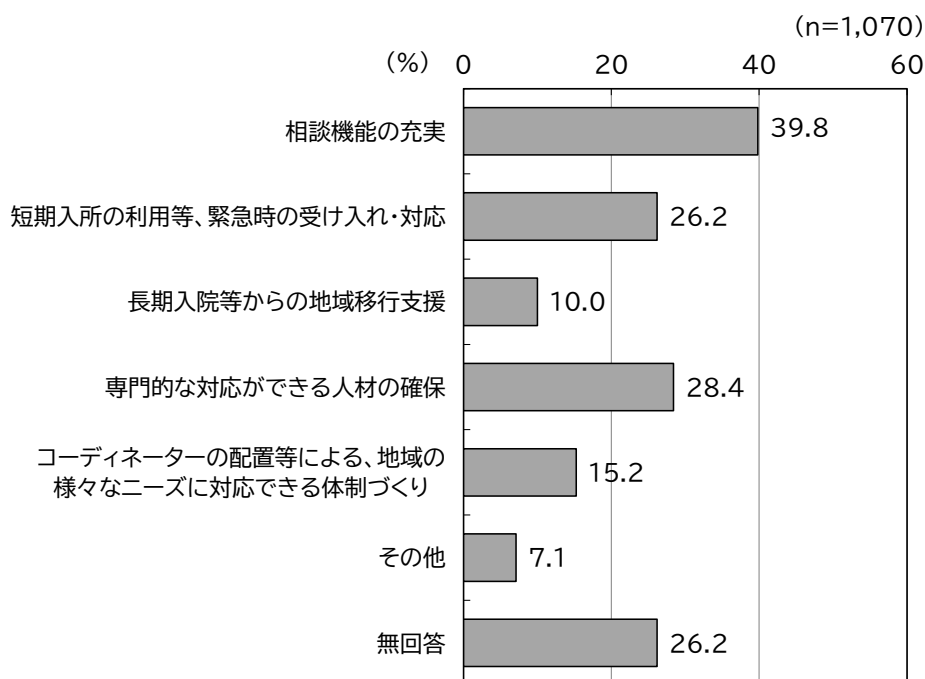


(2) 生活支援に関するサービスの推進について

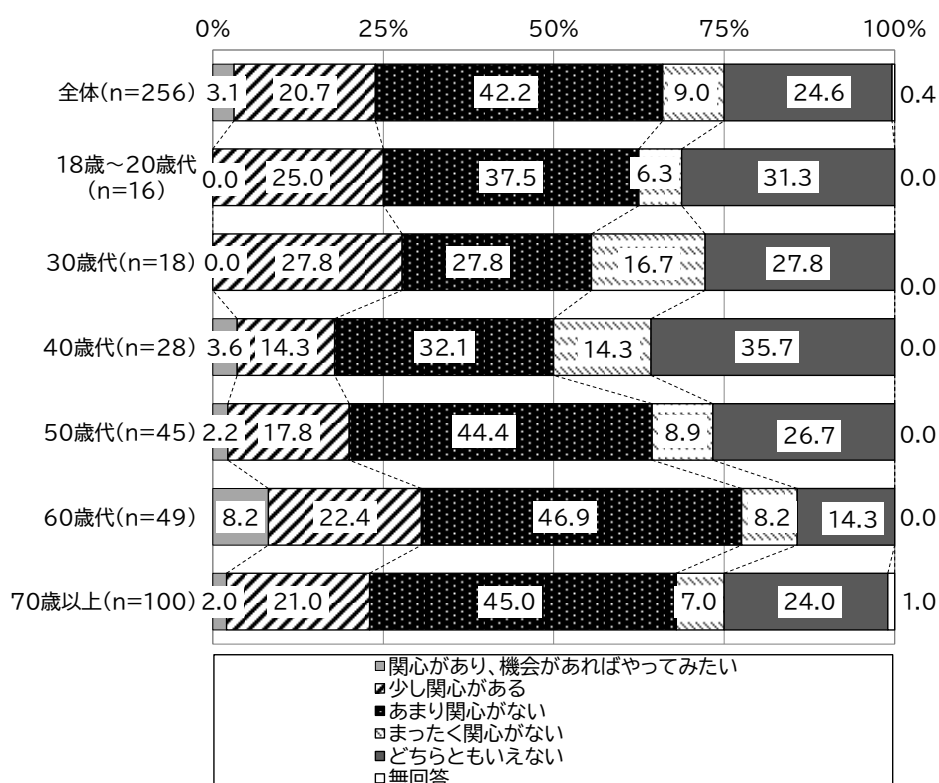
地域生活支援拠点に特に希望することは、「相談機能の充実」、「専門的な対応ができる人材の確保」、「短期入所の利用等、緊急時の受け入れ・対応」などで高くなっています。

一般住民の市民後見人への関心については、全体では「あまり関心がない」が最も高い一方、「関心があり、機会があればやってみたい」、「少し関心がある」が合わせて2割強となっています。

■地域生活支援拠点に希望すること（18歳以上）

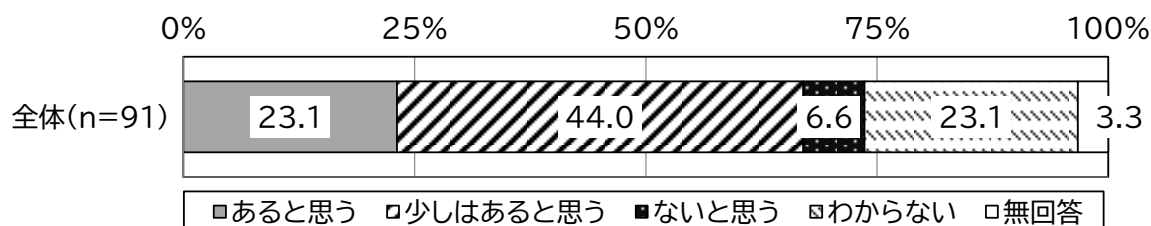
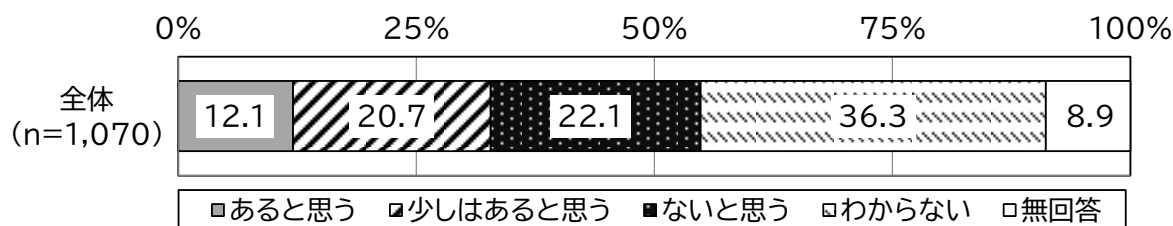
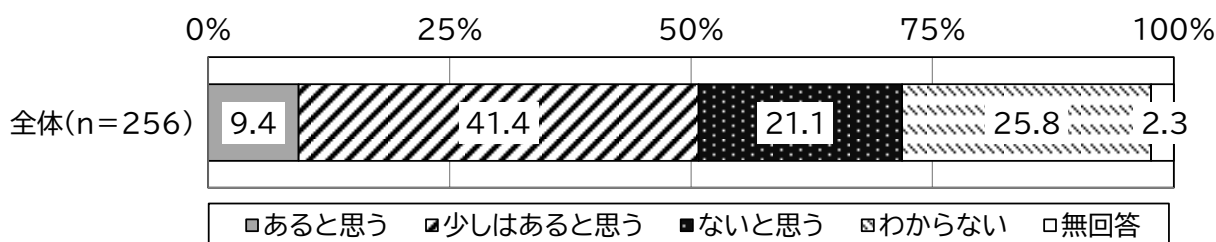


■市民後見人に関心があるか（一般住民・年齢別）



基本目標5：ともに生きる地域づくり**(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進について**

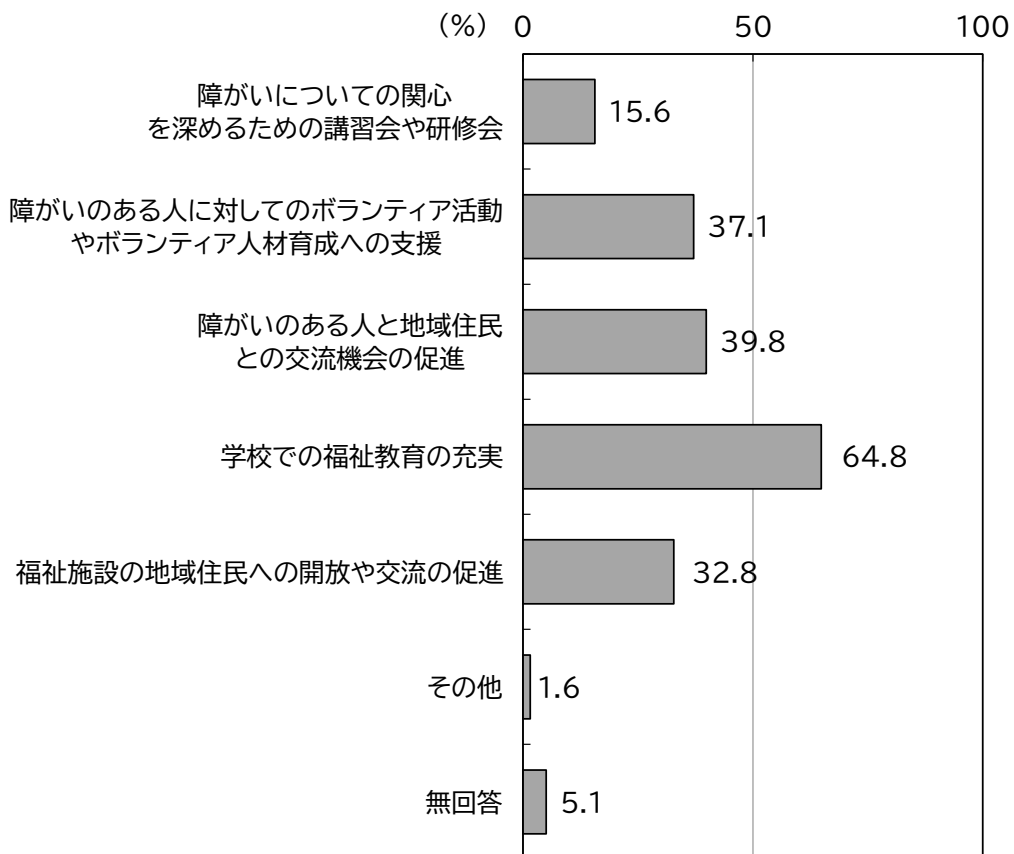
障がいを理由とする差別や偏見があると思うかについては、18歳未満では「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせて7割弱、18歳以上では「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせて3割強、一般住民では「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせて約5割の人があると思うと回答しています。

■障がいを理由とする差別や偏見があると思うか（18歳未満）**■障がいを理由とする差別や偏見があると思うか（18歳以上）****■障がいを理由とする差別や偏見があると思うか（一般住民）**

障がいに対する住民の理解を深めるために必要なことは、「学校での福祉教育の充実」が最も高くなっています。

■ 障がいに対する住民の理解を深めるために必要なこと（一般住民）

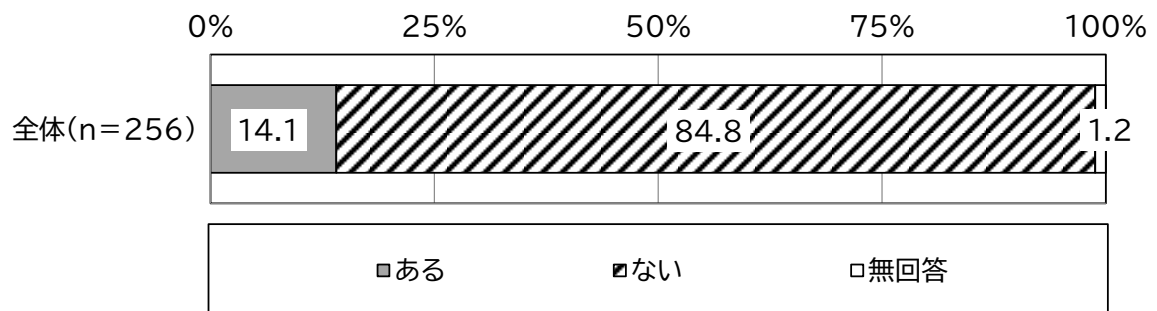
(n=256)



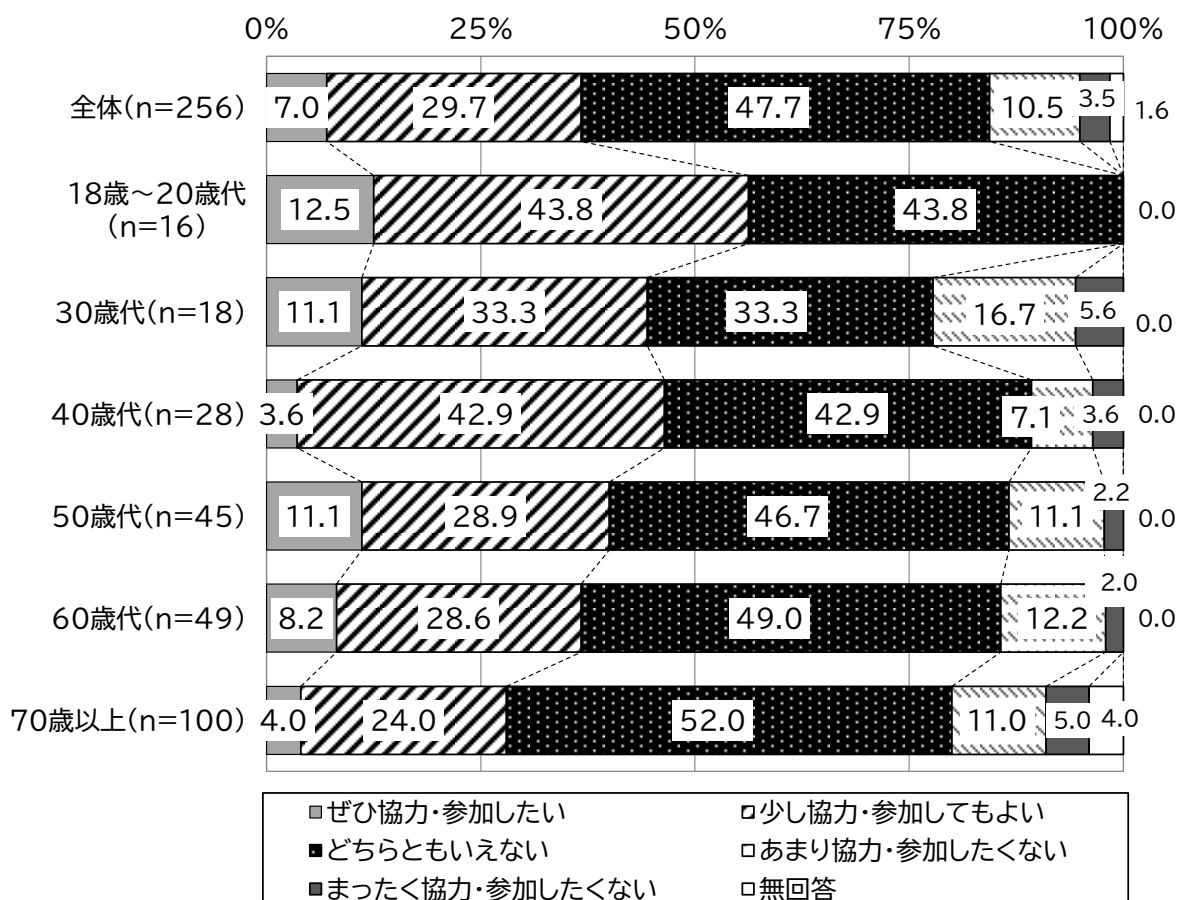
(2) 地域福祉活動・交流活動の充実について

障がい者福祉に関するボランティアへの参加経験については、「ない」が、「ある」を大きく上回っていますが、協力や活動の場への参加意向については、「ぜひ協力・参加したい」、「少し協力・参加してもよい」が合わせて3割を超え、「どちらともいえない」の割合も高い状況です。また、18歳～20歳代で「ぜひ協力・参加したい」、「少し協力・参加してもよい」が合わせて半数以上と比較的高くなっています。

■障がい者福祉に関するボランティアへの参加経験（一般住民）

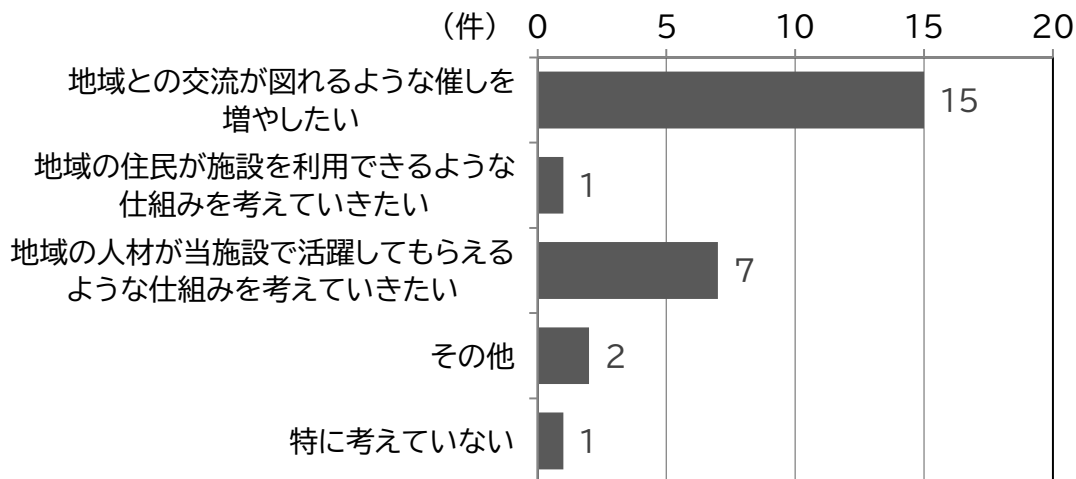


■協力や活動の場への参加意向（一般住民・年齢別）



一方で、サービス提供事業所に今後の地域とのかかわりについて尋ねたところ、「地域との交流が図れるような催しを増やしたい」、「地域の人材が当施設で活躍してもらえるような仕組みを考えていきたい」という回答が多くなっています。

■地域とのかかわりについて（サービス提供事業所）



第4節 関係団体からの意見

1. 関係団体ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、計画の策定にあたって、障がい児・障がい者に関わる関係団体に対してヒアリング調査を行い、障がいのある人を取り巻く現状や課題、関係団体の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査期間と調査対象

- ・調査期間：令和5年10月～11月
- ・調査対象：障がい児・障がい者関係団体12団体

2. 関係団体ヒアリング調査結果（意見集約）

団体における課題・今後の方針	
〈課題〉 ○会員の高齢化や減少・若者や新規加入者が不足。 ○障がいの状況により団体活動などの周知に工夫が必要（情報アクセシビリティの充実）。 ○活動への参加方法（移動手段）。 ○支援者・ボランティアスタッフの確保。 など	〈今後の方針〉 ○楽しく社会参加できる仲間づくり。 ○活動内容の周知。 ○市民などへの啓発や体験学習の実施。 ○団体活動で習得した技術を生かしたボランティア活動への参加。 ○ほんのひとときでもホッとできる時間と居場所づくり。 など

障がいのある人や家族の声
○障がいの種類や程度に合ったコミュニケーション手段の確保が必要。 ○コミュニケーションボードを設置している店舗などは増えているが、使用者の理解が足りず活用できていない。 ○市の公共施設などへ出向く交通手段が不便。 ○行事や活動場所への移動支援が必要。 ○スポーツなどのイベント、行事に参加したいが、ヘルパーが不足している。 ○親亡き後が心配。 ○医療機関の診療時間（对患者）が短い。 など

今後必要と思われるサービス

- 各課窓口におけるタブレットやスマートフォンなどを活用した対応や、各種情報支援機器の操作方法などの講習会の開催。
- 親亡き後あるいは独居当事者が住めるグループホーム。
- 難聴者に特化した手話教室の開催。手話通訳者のスキルアップ。
- 小学校・中学校などへの福祉教育の充実。

など

八幡市地域生活支援拠点に関するご意見

- 聴覚障がいに対応できる体制をつくってほしい。
- 利用機会がない。認知していない。

など

八幡市の相談支援体制について

- 支援体制についての情報が不足しており、具体的な支援内容やアクセス方法についての情報提供が必要。
- 字幕、手話解説をつけた動画などを活用した情報提供などの検討。
- 視覚・聴覚など障がいの種別により専門的に対応できる相談窓口の設置。
- 障がいを起因とするひきこもり当事者の声が支援者に届く環境づくりが必要。
- 生活していく上での支援だけでなく、社会参加などの支援も必要。
- ひきこもり当事者の声が支援者に届く環境づくりが必要。

など

障がいのある人の情報アクセシビリティについて

- スマートフォンやパソコンを効果的に使用するための学習会の開催。
- 市ホームページなどにおける、市民に重要な情報について字幕、手話解説をつけた動画作成の検討。
- 要約筆記者の不足により、ともに活動できる機会が不足している。参加しやすい要約筆記者養成講座などの開催による要約筆記者の増加。

など

バリアフリーの推進について

- 安全な自転車専用道路の標示。
- 点字ブロックの充実・改善。
- （夜間など）福祉会館に続く道が危険。
- コミュニティバスの利便性の向上。

など

第5節 八幡市障がい者福祉を取り巻く課題

1. 早期発見・相談・保健医療体制の充実

障がいの早期発見・早期対応は、障がいのある人の自立と地域生活を実現していくための適切な支援を図るうえで、重要なこととなります。18歳未満へのアンケート調査においては、発達の特徴に最初に気づいた発見者の半数以上が保護者となっています。児童発達支援センターを中心として、発達の特徴に気づいた保護者が安心して相談でき、早期にサポートを受けられる体制の充実が求められます。

相談支援に関しては、18歳未満・以上ともに利用意向が高くなっており、市の相談支援体制については、「専門職を配置した相談窓口」が多く求められています。専門的な人材の確保により地域生活支援拠点などの相談機能を充実し、信頼し、安心して相談ができる体制を構築するとともに、相談窓口や相談支援の仕組みについて周知していく必要があります。また、社会構造の変化に伴い、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の暮らしへの不安、虐待、ひきこもりなど、障がいのある人の抱える問題は複合化・複雑化しています。分野ごとの関係機関が連携し、当事者だけでなくその家族への支援も含めて対応できる、包括的で総合的な相談支援体制が求められており、同時に、助けを求めることが難しい人に対するアウトリーチによる支援についても検討が必要です。合わせて、情報提供について「どこから情報を入手すればよいかわからない」という人が全体に多いことから、安心できる支援体制の構築に向けて、必要な人に必要な情報が届く情報提供手段の工夫や、情報入手手段の学習会などの開催も求められています。

医療との連携に関しては、特に患者との意思疎通や診療時のサポートをしてくれる人の同行・付き添いが求められています。また、医療的ケアを実施するためのスキルが不足しているため医療的ケア児に対する支援を実施していない事業所もみられ、医療的ケアが必要な障がいのある人に適切に対応できるよう、職員のスキル向上のための取り組みも求められます。

2. 障がいに応じた自立と参加支援体制の充実

障がいのあるお子さんの保育や教育、療育の充実に向けては、特に教員・職員が障がいへの理解を深め、個々の能力や障がいに応じた指導が受けられる体制が求められるとともに、就学や進路に関する相談・指導、日常生活に役立つ指導のニーズも高くなっています。

生涯学習・文化・スポーツ活動に関しては、団体ヒアリングにおいて、参加するための移動支援やヘルパーによる支援が課題となっている現状がみられ、文化・スポーツ・レクリエーションなどの生きがい活動に参加し楽しむことができる機会の充実に加え、参加しやすい環境づくりが求められています。

就労支援に関しては、18歳未満では、学校教育終了後、一般企業に就職することについて不安が大きくなっており、また18歳以上でも一般就労を希望する人は一定数おられ、特に精神障害者保健福祉手帳を持っている人の就労意向が高くなっています。職場の理解や、柔軟な勤務形態、通勤手段の確保など、ニーズが高い就労支援を踏まえ、地域、事業者への啓発や支援に取り組む必要があります。

3. 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で安心して生活をするためには、日常生活の環境整備はもとより、防災・防犯など安全面における支援や障がい特性に配慮した情報提供といった対策と体制づくりが求められます。アンケート調査においては、特に18歳未満で「家族等との安否確認や連絡手段の確保について」不安視する声が多く、家族ともに安心できるような、事前の連絡体制や支援体制の構築、SNSなどを活用した情報発信の充実が求められます。また、災害時の避難支援者について関心を持っている住民は一定数おられることから、地域との協働による支援体制についても推進する必要があります。

障がいのある人の社会参加のためには、移動や外出に際する支援や、公共施設・公共交通機関のバリアフリー化、コミュニケーション支援が欠かせません。福祉のまちづくりに向けて、引き続き公共施設のバリアフリー化や、公共交通機関の充実に取り組むとともに、生活する中で移動手段に不便を感じている人が比較的多いことから、デマンド交通サービスなどの新たな取り組みをはじめとする、移動手段や移動支援の充実に向けて検討が必要です。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」について現状では住民の認知度は低く、障がいへの理解が深まるよう地域への周知・啓発を進めることが求められます。情報保障について、AI技術やICTといった新たな技術の活用についても模索し、障がいの種類や程度に合った情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、支える人材の確保に努める必要があります。

4. 福祉サービスの充実

現状のニーズに応じたサービスが不足なく確保されるよう、サービス提供基盤の整備を進めていく必要があります。

サービス提供事業所へのアンケートでは、居宅介護、相談支援、放課後等デイサービス、就労継続支援（B型）、日中一時支援などについてニーズの増加がみられますが、ニーズの増加に対応していくためには、特にサービス提供体制を確保するための人材確保・育成のための支援や情報提供が必要との意見が多くみられました。

また、障がいのある人や家族の高齢化、親亡き後を見据え、成年後見制度をはじめとする意思決定支援を推進しながら、引き続き権利擁護についての取り組みを進めていくことが必要です。アンケート調査において、市民後見人に関心を持っている一般住民は一定数おられることも踏まえ、地域の権利擁護を推進する人材の養成に向けた基盤整備について、検討を進めることが求められます。

5. ともに生きる地域づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域の中でいきいきと、その人らしい生活ができる社会を実現するためには、障がいへの理解にもとづいた、家族や支援者、地域の人々による支援や手助けが必要です。今後家族と暮らしたい人、施設やグループホームで暮らしたい人や働きたい人など、その理想は様々であり、そういったニーズに応え、その人らしい暮らしを可能にする体制づくりを進めることが必要です。多くの障がい福祉関係団体が参画する八幡市障がい者地域生活支援協議会主催による学びの機会などを検討するとともに、令和6年度から事業所における提供が義務化される合理的配慮や「障害者差別解消法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」についても、地域への周知・啓発を進め、障がいのある人もない人もお互いに理解し合える地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

一方で、障がい者福祉に関する協力や活動の場への参加意向がある住民が3割を超え、事業所による地域との交流が図れるような催しへの積極的な姿勢もみられることから、ボランティア人材の確保に向けた講座や研修などの開催を推進し、障がいに対する地域の理解・啓発を推進するとともに、障がい者団体や自治会、福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、教育機関などのネットワークを構築し、交流機会や地域福祉活動などを活発にしていくことが重要です。

第6節 国の第5次障害者基本計画の横断的視点

国の第5次障害者基本計画では、各分野に共通する「横断的視点」として、以下の項目を掲げており、本市においてもこれらの視点を踏まえて、計画を推進します。

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がいのある人に係る施策、制度、事業などを策定し、及び実施するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、条約との整合性を確保することが重要です。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもと、「インクルージョン」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がいのある人が政策決定過程に参画することとし、障がい者の意見を施策に反映させることが求められます。

2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進

障害者基本法第2条においても、障がいのある人を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がいのある人が経験する困難や制限が個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障がいのある人の参加を確保し、障がいのある人の意見を施策に反映させるとともに、障がいのある人・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障がいのある人もない人も同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを進めていくことが重要です。

近年、画像認識、音声認識、文字認識などのAI技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動きなど）でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、障がいのある人への移動支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援など様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進します。

3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。その際、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して支援する必要があること、障がいのある人が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する必要があります。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関などの必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

4. 障がい特性などに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた障がいがある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなどについて、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

5. 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて、障がい者施策を策定及び実施する必要があります。

障がいのある女性は、複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障がい者施策を策定し、実施することが重要です。また、障がいのある子どもは、早期発見し、発達段階に応じた療育・支援が求められることに留意する必要があります。さらに、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

6. PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取り組みの推進

「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)の実現に向け、必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障がい者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行します。また、当該サイクルなどを通じて施策の不断の見直しを行っていきます。

第2部

八幡市障がい者計画

第1章 八幡市障がい者計画施策体系

将来像	基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支え合い、ともに生き、暮らせるまち</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">①自立・自己決定の保障 ②生活の質(QOL)の向上 ③機会の均等化 ④地域での理解と支え合いの推進</p>	<p>1 早期発見・相談・保健医療体制の充実</p>	<p>(1) 障がいの早期発見・早期対応体制の充実</p> <p>(2) 相談・情報提供体制の充実</p> <p>(3) 保健・医療サービスの充実</p>
		<p>2 障がいに応じた自立と参加支援体制の充実</p>	<p>(1) 保育・教育の推進</p> <p>(2) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進</p> <p>(3) 総合的な就労支援の推進</p> <p>(4) 就労の場の拡大</p>
		<p>3 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>(1) 防犯・防災体制の充実</p> <p>(2) 福祉のまちづくりの推進</p> <p>(3) 居住の場の確保</p> <p>(4) 移動・コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上</p>
		<p>4 福祉サービスの充実</p>	<p>(1) 障がい福祉サービスの推進</p> <p>(2) 生活支援に関するサービスの推進</p>
		<p>5 とともに生きる地域づくり</p>	<p>(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進</p> <p>(2) 地域福祉活動・交流活動の充実</p>

第2章 各施策の内容

第1節 早期発見・相談・保健医療体制の充実

1. 障がいの早期発見・早期対応体制の充実

【現状と課題】

本市では、産前産後の母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るために、訪問や電話相談、面談の受付、4ヶ月児、1歳8ヶ月児、3歳児健康診査、育児健康相談、すこやか子ども相談などの中で、相談や保健指導を行い、保護者の育児不安の軽減や乳幼児の発達支援を行っています。

育児不安の高い保護者や発達の経過観察が必要な乳幼児に対しては、継続した訪問や、希望者には個別の発達相談や親子教室の案内をしています。また、発達障がい児等への療育支援として、「児童発達支援事業」を実施し、発達障がい児等の相談・療育を行っています。また、令和2年度には、療育支援の中心となる児童発達支援センターを開所し、子どもたちへの療育などの支援を通じて、自立に必要な知識や技能などの習得や、日常生活における基本動作、コミュニケーショントレーニングなどを行っています。

今後も、発達の特徴に気づいた保護者が安心して相談できる体制の構築や相談体制についての情報提供に努め、引き続き発達障がい児等の早期発見・早期対応を図るとともに、保育園、幼稚園、認定こども園（以下就学前施設）、小学校との連携及び各関係機関における情報の共有・引継ぎに向けた取り組みをさらに進めていくことが求められます。

【施策の方向性】

項目	
01 障がいの早期発見	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上のため乳幼児健康診査、育児健康相談（10ヶ月児対象）の個人通知を実施。 ・出生児の全数把握のために家庭訪問を実施。 ・希望者に対し臨床発達心理士による発達相談を実施。 ・すこやか子ども相談、1歳8ヶ月児健康診査後の育児支援強化事業として親子教室を実施。
今後の方向性	<p>疾病や障がいに関する周知をはじめ、母子保健事業の実施、また医療機関などと連携し、早期発見につながるよう、相談支援体制の充実を図ります。</p>
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや発達の特徴に関する知識の普及・啓発 ○乳幼児健康診査の実施（4ヶ月児、1歳8ヶ月児、3歳児）及び未受診者の把握 ○育児健康相談の実施 ○「こんにちは赤ちゃん訪問事業」（乳児家庭全戸訪問事業） ○希望者を対象とした発達相談の実施 ○育児支援のための親子教室の実施
02 発達支援・療育支援の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングなどの早期療育を児童発達支援センターへ業務委託を行い、児童発達支援事業の療育に繋がる取り組みを実施。 ・令和2年度に児童発達支援センター「ママぐりお」を開所。 ・就学前施設の計16園に公認心理師等の資格を有する障がい児カウンセラーが巡回訪問し、指導・助言を実施。
今後の方向性	<p>発達障がい児等に対して適切な支援が行えるよう、療育及び保護者への支援体制の充実を図ります。また、発達障がい児等への適切な支援体制の構築を進めます。</p>
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○制度改正に伴う児童発達支援への円滑な移行と事業の実施 ○保護者への相談など、保護者の支援体制の充実 ○京都府立こども発達支援センター「すてっぴセンター」との連携 ○就学前施設への障がい児カウンセラー派遣の継続

2. 相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、障がいのある人や家族などの相談については、障がい福祉課や市内3箇所に設置する「地域生活支援拠点」をはじめ、八幡市社会福祉協議会や身体障がい者相談員・知的障がい者相談員などを配置し対応しています。加えて、より適切に相談支援が行えるよう、「地域活動支援センターやまびこ」におけるピアカウンセリングの体制の整備をはじめ、八幡市障がい者地域生活支援協議会の相談支援部会、精神障がい者支援部会などにおいて、相談支援に関する協議や研修を行い、関係機関とのネットワーク構築に努めています。

また、「地域生活支援拠点」では、「障がい児」「障がい者」「医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・障がい者」の3つの障がい特性に応じた相談・情報提供体制の整備に努めているところです。

障がいの多様化が進む今日、アンケート調査において、「専門職を配置した相談窓口」が求められているなかで、障がいのある人やその家族が信頼し、安心して相談できる体制の構築に向けて、引き続き関係機関と連携し、横のつながりを強め、専門的な人材の確保に努めるとともに、さらなる相談体制及び窓口の充実と周知を図ることが重要な課題となっています。

一方、障がいのある人が生活する上で必要な支援・サービスに関する情報を得られるように、本市では「広報やわた」の点訳・朗読版を毎月発行するとともに、市の支援・サービスをまとめた「障がい福祉のしおり」を毎年発行するなど、情報提供に努めています。さらに、市ホームページやSNSを通じた発信や、イベント・研修会の機会を活用した「地域生活支援拠点」の相談窓口の周知を進めているところです。今後も障がいの有無にかかわらず、必要な情報を入手できるよう、可能な限り障がいに応じた情報提供手段のバリアフリー化及び情報アクセシビリティの向上を進めていくことが課題となります。

【施策の方向性】

項目	
03 相談機能の強化	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい福祉のしおり」や「やわたニコニコマップ」、リーフレット作成配布、市ホームページ、SNS 発信、イベント・研修会などを活用した相談窓口の周知。 ・各事業所、市職員において関係する研修を受講。 ・当事者相談員による相談会を年7回開催。また、聞こえに悩みをもつ人を対象に耳の相談会を八幡市難聴者協会が実施。 ・地域活動支援センターやまびこでピアカウンセリングの体制の整備。
今後の方向性	地域生活支援拠点の相談窓口の周知を図るとともに、八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、当事者相談会の開催や職員の専門性の向上など、相談機能の強化に努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知 ○障がい理解と専門性の向上 ○障がい者相談員による相談会の開催 ○ピアカウンセリングの実施・充実

04 相談支援体制の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい福祉のしおり」や「やわたニコニコマップ」、リーフレット作成配布、市ホームページ、SNS 発信、イベント・研修会などを活用した地域生活支援拠点の相談窓口の周知。 ・八幡市障がい者地域生活支援協議会の相談支援部会、精神障がい者支援部会などで、相談支援に関する協議や研修を実施。 ・医療機関との連携による相談対応。 ・相談方針として常に当事者の意思を尊重した相談支援を実施。
今後の方向性	八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、関係機関とのネットワーク構築及びヤングケアラーを含む家族支援や、精神障がいや発達障がいも含めた相談支援体制の充実を図ります。また、精神科病院の地域連携室やアウトリーチチームとの協働を図りながら、2次障がいとしての精神疾患予防を念頭に置いた、発達障がいの早期発見、早期支援につながる相談支援に取り組みます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点の相談窓口の周知 ○精神障がい・発達障がいなどにかかる相談支援体制の強化 ○意思決定支援の推進 ○ヤングケアラーを含む家族支援とサービス提供体制の確保
05 相談機関同士のネットワーク	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市障がい者地域生活支援協議会では各専門部会と、全委員が集まる全体会において協議を実施。協議には市内と近隣地域を含む複数の相談機関が参加。 ・山城北圏域での相談支援事業所連絡会や相談支援拠点会議での情報共有や協力体制の構築。 ・第3次地域福祉推進計画に基づく「談活」を通じて専門職間等での話し合いや関係づくりができる場づくりを実施。
今後の方向性	八幡市障がい者地域生活支援協議会を中心に、関係機関や地域における連携・ネットワークの構築・強化及び情報の共有を図ります。また、地域生活支援拠点や関係機関・団体間のさらなる連携に努め、地域課題の解決を目指します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○八幡市障がい者地域生活支援協議会による協議の推進 ○障がい者生活支援センター803の情報収集機能及び情報提供体制の強化 ○障がい者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、まなび・生活アドバイザーなどとの連携
06 利用者の立場に立った情報提供体制の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、選挙特集紙、他刊行物において、市内のボランティアサークルに依頼し、点訳・朗読版を発行。 ・市ホームページに文字サイズの拡大や音声読み上げなどの閲覧補助機能のほか、やさしい日本語への自動翻訳機能を設定。 ・市政情報の提供としての出前講座は毎年開催。 ・「障がい福祉のしおり」や「やわたニコニコマップ」を活用した情報の周知及び八幡市障がい者地域生活支援協議会を通じた関係団体への情報提供。 ・介護保険法改正に合わせ、「ともにはぐくむ介護保険」を改訂。

今後の方向性	地域生活に必要な情報を入手できるよう、それぞれの障がいに応じた情報提供の充実に努めます。また、令和5年度に実施する市ホームページリニューアルの実施に伴い、職員を対象にウェブアクセシビリティ研修を実施し、誰もが使いやすいウェブサイトの環境づくりに努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報などの点訳・朗読版の発行 ○市ホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供 ○「障がい福祉のしおり」の発行 ○出前講座などによる情報提供 ○各種制度改正などに即応した情報の提供（チラシ、パンフレット、SNSなどの活用、手話動画の発信）

3. 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

本市では、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの人へ医療費助成制度を適用するとともに、「障害者総合支援法」に基づき自立支援医療の給付を行うなど医療に係る経済的な負担の軽減に取り組んでいます。近年では身体障害者手帳や療育手帳交付者数、自立支援医療受給者数だけでなく、精神障害者保健福祉手帳交付者数も増加傾向にあるほか、精神障がいのある人へのアンケート調査においても、診療時や意思疎通のサポートが求められており、医療費助成の充実や心療内科・精神科医療機関・児童発達支援センターなどとの連携のもと、精神障がいや発達障がいのある人への支援体制をより充実させていくことが必要となっています。

令和3年には医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で「医療的ケア児支援法」が施行されており、本市においても医療的ケアが必要な児童を支援するため、医療的ケア児に対する支援調整の役割を担うコーディネーターの配置や、サービス提供事業所職員のスキル向上の取り組みが求められます。

近年では高齢化や、生活習慣病の罹患により障がいを有する事例も増えており、成人期の健康づくりは大きな課題となっています。一方で、固定場所での健康相談の需要は減っており、今後は健康教室へ出向く中で相談に応じるなど、実施方法について検討する必要があります。また、難病や特定疾患患者などへの施策についても、引き続き推進していくことが必要となっています。

【施策の方向性】

項目	
07 健康づくり施策の推進	
取り組み状況	・各種検（健）診、健康教育・健康相談などの実施。
今後の方向性	健康教育などの保健事業と連携し、健康の保持・増進を図ります。また、固定場所での健康相談の需要は減っており、今後は健康教室へ出向く中で相談に応じるなど、実施方法について検討を進めます。
具体的取り組み	○健康教育・健康相談の実施 ○生活習慣病対策の推進（健康教育など） ○各種検（健）診の実施（がん検診・その他の検（健）診） ○市民健康相談の利用促進（15歳～39歳） ○訪問指導の実施 ○作業療法士、歯科衛生士の派遣
08 機能訓練の提供	
取り組み状況	・介護保険制度に基づく、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションの各種サービスの提供。 ・地域生活支援拠点事業所間での協議や相談支援部会を通して、事例や資源を共有。 ・医療・介護の連携を目的とした多職種連携在宅療養支援協議会や、地域ケア会議の開催により、関係機関の連携に努めている。
今後の方向性	介護保険制度に基づき、サービス提供事業所などと連携し、リハビリテーションや機能訓練などのサービスを提供します。
具体的取り組み	○事業対象者への周知 ○サービス提供事業所などとの連携による提供体制の整備
09 特定疾患・難病患者施策の充実	
取り組み状況	・府や専門的医療機関との連携、対象者への情報提供について、必要ケースに応じて対応（申請窓口は保健所）。 ・介護保険制度に基づく特定疾患が原因で要介護認定を受けた場合には、介護保険制度に基づくサービスを提供。その際には、「ともにはぐくむ介護保険」に基づく情報提供や、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの関係機関により個別相談に基づく情報提供を実施。 ・障害者手帳の所持がなく、自立支援医療を利用していない特定疾患がある難病患者に対しても福祉サービスなどの利用を認め、居宅生活支援事業や通院の介助などを実施。
今後の方向性	特定疾患・難病患者とその家族の療養上の不安や負担を軽減するなど、適切な支援に努めます。
具体的取り組み	○府や専門的医療機関との連携 ○対象者への情報提供 ○難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）の実施 ○福祉施策における難病患者への支援の充実

10 医療サービス提供体制の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関と、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの福祉関係機関で構成された多職種連携在宅療養支援協議会を設置。医療・介護の連携促進に努めている。 ・障害者手帳交付時など窓口にて自立支援医療について説明。また「障がい福祉のしおり」や市ホームページに掲載し、周知を図っている。 ・身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの人への医療費助成制度の適用。 ・児童発達支援センターにて医師による支援に関する相談を実施。
今後の方向性	<p>医師会や市内医療機関、児童発達支援センターなどとの連携を図り、個々にあった医療サービスを提供できるよう、医療体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な児童のサービス利用や地域生活を支援するための調整・検討を行います。さらには、精神障がいや発達障がいのある人への医療費助成の充実や支援体制の充実を図ります。</p>
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会、歯科医師会への協力要請 ○自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の給付 ○医療費助成（重度心身障害児者医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業） ○医療的ケア児コーディネーターの配置
11 精神保健・医療の適切な提供	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談支援事業所にて地域移行支援や地域定着支援サービスの登録を行うとともに、移行ケースの受け入れ体制を整備。 ・地域生活支援拠点において、精神障がいに限らず、包括的に障がいにかかる相談受付を実施。
今後の方向性	<p>精神障がいのある人が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、入院患者の早期退院及び地域移行を推進するとともに、退院後の支援に取り組みます。</p>
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○早期退院及び地域移行の推進 ○学校、職域、地域における相談・カウンセリング機会の充実 ○精神障がい者及び家族のニーズに対応した相談体制の構築

第2節 障がいに応じた自立と参加支援体制の充実

1. 保育・教育の推進

【現状と課題】

アンケート調査において、障がいのあるお子さんの保育や教育、療育の充実に向けては、教員・職員が障がいへの理解を深め、就学・進路に関する相談・指導や、日常生活に役立つ指導が、個々の能力や障がいに応じて受けられる体制が求められています。

本市では、障がいの有無にかかわらず市内で保育を受けられるよう、園児の障がいの程度に合わせて加配職員などを配置しています。また、障がいのある子どもの状態に合わせて適切な保育を行えるよう職員への研修を行い、さらには就学前施設に障がい児カウンセラーを派遣し、指導・助言を行っています。また、市立小中学校へ通う障がいのある子どもへの教育について、本市では、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別指導計画を策定し教育を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを配置し、職員の指導力向上を図るなど、障がいのある子どもへの教育体制の充実に努めています。また、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では市立小学校特別支援学級在籍児の受け入れに取り組んでおり、障がいのある子どもの放課後の居場所の確保を図っています。

統計資料からも、身体障がいを除いて障がいのある子どもについては増加傾向となっており、発達障がいなど、多様化する障がいへの対応と合わせ、保育・教育体制の充実は、引き続き重要となっています。また、障がいのある子どももいない子どもも、できる限りともに学べる体制の整備や、保育・教育施設のバリアフリー化、個々のニーズに応じた柔軟な学習の場の提供が求められています。そのため、加配職員などの配置など現体制の維持・充実に努めるとともに、八幡市障がい者地域生活支援協議会や保育・教育関係機関、京都府立八幡支援学校などと連携し、情報共有や連携の推進と指導機能を高めていくことが課題となります。

【施策の方向性】

項目	
12 障がい児保育の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公立就学前施設では、特別児童扶養手当支給対象の子どもや障害者手帳を交付された子ども、及び医師、臨床発達心理士、保健師が必要と判断した子どもについて加配職員を配置。 ・保育協会研修や京都府立八幡支援学校のスキルアップ講座、早期支援研修に参加。各園担当職員が年4回会議を実施。 ・就学前施設に公認心理師等の資格を有する障がい児カウンセラーが巡回訪問し、指導・助言を実施。 ・公立就学前施設において、個別の支援計画を作成。成長と課題を整理し、担任・加配の共通理解のため利用。 ・京都府立八幡支援学校、児童発達支援事業所などと連携し就学相談を実施。
今後の方向性	年々増加する障がいのある子どもへの適切な保育を行えるよう、関係機関と連携し、保育士・教諭・保育教諭の指導力の向上に取り組むとともに、加配職員などを配置し受け入れ体制の充実を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○加配職員の配置（障がい児保育事業） ○職員への専門研修の実施 ○就学前施設への障がい児カウンセラー派遣の継続【再掲】 ○個別指導計画及び教育支援計画の作成 ○京都府立八幡支援学校及び八幡市障がい者地域生活支援協議会など関係機関との連携による卒園後の円滑な支援の継続 ○児童発達支援事業の実施 ○保育所等訪問支援事業の実施
13 障がいのある子どもの放課後の居場所づくり	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な職員研修の実施や、京都府が実施する研修への参加。 ・中央小学校内放課後児童健全育成施設を新築し、令和3年4月より供用開始。 ・放課後等デイサービスの支給決定を支援計画に基づき実施。
今後の方向性	健康福祉部各課及び教育委員会をはじめ、京都府立八幡支援学校などと連携し、障がいのある子どもの放課後の居場所づくりを推進します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童の放課後児童健全育成施設などでの受け入れ及び加配職員の配置と支援員に対する研修を実施 ○放課後児童健全育成施設及び児童センターのバリアフリー化 ○放課後等デイサービス事業の実施

14 特別支援教育の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会の教育相談部の構成メンバーは、幼保小中支援学校の教職員・私立幼保教職員・市職員（家庭支援課、子育て支援課）などとし、家庭児童相談室や児童発達支援センター「ママぐりお」などと連携して、就学相談や就学指導を促進。 ・令和4年度より、発達検査を外部機関に委託することで、相談をはじめめる段階で客観的な数値があり相談をスムーズに進めることができた。 ・支援が必要と思われる児童について、各園に照会をかけ、就学先学校別に整理し、就学先学校に伝え、就学前に個々の児童について状況把握ができるように整理。 ・個別指導計画及び教育支援計画について、特別支援学級の在籍児童生徒、通級指導教室に通う児童生徒については、全員作成。通常学級に通う個別に支援の必要な児童生徒についても作成率は上昇。公立幼稚園・認定こども園・保育園では、個人情報として就学する小学校に引継ぎ、スムーズな連携が行えるよう努めている。小中学校の個別の教育支援計画は保護者の同意を得て作成しているためスムーズな連携を実施。 ・毎年、教育委員会主催の教員及び特別支援コーディネーターなどへの研修を数回実施。 ・特別支援学級「交流体験」として京都八幡高等学校南キャンパスとの交流、夏の地域学校、卒業生を祝う会を開催。 ・「夏の地域学校」「特別支援教育をともに考える集い」などの交流機会を活用した、交流活動や講演などによる啓発。
今後の方向性	障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けられるような仕組みの構築に努めるとともに、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できる力を育てるため、個々に応じた適切な教育を行います。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携による適切な就学指導の実施 ○個別指導計画及び教育支援計画の充実 ○教員及び特別支援教育コーディネーターへの研修の実施 ○交流学习や共同学習の推進・充実 ○「夏の地域学校」「特別支援教育をともに考える集い」などの交流機会を活用した啓発
15 保育・教育施設のバリアフリー化	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に中央小学校エレベータ等整備を実施。 ・令和3年に橋本小学校体育館・南山小学校体育館トイレ改修(多目的トイレ含む)を実施。 ・令和4年に南山小学校校舎等・くすのき小学校体育館・さくら小学校体育館トイレ改修(多目的トイレ含む)を実施。
今後の方向性	障がいのある子どもが学校・園生活に支障をきたさないよう、施設のバリアフリー化を進めます。
具体的取り組み	○施設・設備の改修と同時にバリアフリー化を実施

2. 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

【現状と課題】

本市では、生涯学習センターにおいて発行している「生涯学習センターだより」のボランティア団体による点訳版・朗読版を発行し、生涯学習センターなどにおいて開催される各種講座などに関する情報を提供するとともに、障がい者スポーツ大会や障がい者作品展、生涯学習フェスティバルの開催など、障がいのある人が生涯学習や文化・スポーツ活動を行える機会の創出を図っています。また、これら生涯学習や文化・スポーツ活動の場に参加しやすいよう、「障がい福祉のしおり」や市ホームページ、「やわたニコニコマップ」などを活用した情報提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業やコミュニティバスやわたの運賃減免などを実施しています。

しかし、障がいのある人の生きがいづくりに重要な役割を果たす生涯学習や文化・スポーツ活動については、団体ヒアリングにおいて参加するための移動の支援や、ヘルパーによる支援が不足しているといった課題が挙げられています。今後も一層、一般住民とともに生涯学習や文化・スポーツ活動などを行う機会の拡充に努めるとともに、誰もが参加しやすいよう支援を進めていくことが重要となっています。

【施策の方向性】

項目	
16 生涯学習活動への参加促進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習フェスティバル、公民館講座の開催。 ・生涯学習センターでの講座開催。 ・手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を実施。 ・生涯学習センターが主催する「障がい者学習支援事業」において、手話通訳や要約筆記などを派遣。 ・ボランティア団体による「生涯学習センターだより」の点訳版・朗読版の作成。 ・点訳資料を要する時は、ボランティア団体に作成を依頼。 ・NHK受信料、有料道路割引、自動車税、各種施設利用料など、等級に合わせて各種障害者手帳交付時に減免などについて、「障がい福祉のしおり」、市ホームページ、「やわたニコニコマップ」などを活用して周知し、手続きを行っている。 ・障がいのある人が公民館などを利用されるときには、規則にのっとり減免を実施。
今後の方向性	障がいのある人が参加できる講座やプログラムの充実に努めるとともに、学習活動に参加しやすいよう、点字資料の作成や手話通訳者、要約筆記者の派遣などの支援を行います。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習フェスティバル・公民館講座の開催 ○生涯学習プログラムの充実 ○手話通訳者、要約筆記者の派遣 ○点字資料の作成 ○各種減免制度の実施

17 文化・芸術活動への参加促進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまびこカフェ」で作品展示を実施。 ・職場復帰を目指している精神疾患を持つ人を対象に創作活動やコミュニケーションの学習会を実施。 ・地域活動支援センターでの就労を意識したプログラムの構築。
今後の方向性	障がいのある人の文化・芸術活動を支援するとともに、講演会や芸術活動などにおいては、手話通訳者、要約筆記者の派遣など、参加しやすい環境づくりに努めます。また、就労につながる技能の向上や自信を育むための表現活動をプログラムに積極的に取り入れます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者作品展の開催 ○障がいのある人向けのプログラムの充実 ○手話通訳者、要約筆記者の派遣【再掲】 ○松花堂庭園・美術館の入園、入館料減免の実施 ○市内文化施設における事業団主催事業への参加費などの減免の検討 ○字幕付き映画の上映 ○文化センターホールにおけるヒアリンググループ利用の周知
18 スポーツ活動への参加促進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ大会の開催、卓球バレー大会への支援。 ・さつき近隣公園の階段に手すりを設置（令和2年度）。
今後の方向性	障がいのある人のスポーツ活動を支援するとともに、社会体育施設のバリアフリー化やニュースポーツの普及など、障がいのある人がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。また、活動に参加しやすくなるよう移動の支援や、支援する人材育成についても検討を続けます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツ大会、卓球バレー大会の実施 ○障がい者スポーツ拡充のための人材育成 ○社会体育施設のバリアフリー化 ○意思疎通支援の確保

3. 総合的な就労支援の推進

【現状と課題】

本市では、八幡市障がい者地域生活支援協議会の中に就労支援部会を設け、関係機関などとのネットワークの構築を進めるとともに、企業との情報交換や交流、就労に関する情報の集約、地域生活支援拠点会議における情報共有などの取り組みを進めています。また、求職希望者については、相談支援事業所などを通じて障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、求人紹介などの情報提供や就労セミナーの開催をはじめとする就労支援を行っています。しかし、アンケート調査においては一般企業への就職に不安を感じている人が多く、就労したものの職場に定着できず離職してしまう事例も多い状況にあります。

今後も就労支援ネットワークの構築や、企業を招いての就労セミナーの開催により就労意欲を引き出すとともに、望む人が就労でき、また就労を継続できるよう取り組みを進めます。

【施策の方向性】

項目	
19 就労支援部会を中心としたネットワーク及び支援体制の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援部会の周知、授産製品などの販売促進を目的として、市内就労系事業所、京都府立八幡支援学校、障害者就業・生活支援センターなどが集まり毎月1回就労支援部会を開催。 ・就労支援部会において、障がいのある人やその家族に対して就労先の確保に向けた協議を実施。 ・山城北圏域障害者自立支援協議会就労部会に出席し、八幡市の就労支援部会の活動内容を報告。 ・就職セミナーなどを通して就労への意欲を引き出す取り組みを実施。
今後の方向性	就労支援部会を中心に、関係機関との連携強化及び就労支援体制の充実を進めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援部会の運営・協議 ○就労支援ネットワークの構築 ○山城北圏域障害者自立支援協議会就労部会との連携促進 ○企業向けのPR ○事業所説明会、就労支援フォーラム、企業を招いての勉強会の開催 ○就労を支援する専門的な人材の育成・確保 ○市内企業へ就労支援部会の取り組みを周知 ○はあとウォームカンパニーの推進 <p>山城北圏域自立支援協議会が、障がいのある人の雇用や実習の受入に積極的に取り組む企業認定をしており、周知や推進を行う。</p>

20 障がいのある人の就労支援にかかる人材の確保支援	
取り組み状況	・ジョブコーチやジョブサポーター（障がいのある人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア）などの周知については未実施。
今後の方向性	ジョブコーチなど障がいのある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障がいのある人と事業所の双方を支援する人材の確保に向けた支援を図ります。
具体的取り組み	○ジョブコーチやジョブサポーターなどの周知
21 就労に関する相談支援の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・主に支援学校での進路相談時に情報共有し、生徒、保護者に対しての助言や提案を実施。 ・ハローワーク伏見と連携し、年に1回八幡市域就職面接会を開催している。 ・相談支援部会や地域生活支援拠点会議で情報共有を実施。 ・障がいの有無にかかわらず、毎月1回、市役所を会場に京都ジョブパーク及び地域若者サポートステーションによる個別就職相談会を実施。相談会の開催案内は、障がい者相談支援事業所に周知している。
今後の方向性	障害者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関と連携し、障がいのある人とその家族の就労支援体制の充実に努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携強化 ○市内相談機関との連携

4. 就労の場の拡大

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の就労の場の拡大を図るため、企業への働きかけや障がいのある人の雇用に関する助成制度などの情報提供を行っています。また、市役所においても法定雇用率を達成するよう、計画的な採用人事に努め、令和5年度現在、法定雇用率以上の雇用となっています。一方、一般就労が難しい障がいのある人の働く場として、本市では、「障害者総合支援法」に基づく「就労移行支援事業」「就労継続支援事業A型」「就労継続支援事業B型」などの充実に向けて、サービス提供事業所及び就労支援部会と連携し取り組んでいます。

しかし、近年の社会経済状況を背景に、障がいのある人の雇用の場の確保は依然として厳しい状況にあります。また、アンケート調査では、必要な就労支援として職場における障がいへの理解や、柔軟な勤務形態、通勤手段の確保などのニーズが高くなっています。引き続き企業への啓発をはじめ、企業との連携による雇用の創出や就労継続支援事業など就労系サービスの充実、グループ就労の促進、働きやすい環境整備を図ることが課題となります。

【施策の方向性】

項目	
22 市の障がい者雇用の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度現在、法定雇用率以上の障がい者を雇用。 ・障がいの状態を考慮した配属先の決定。
今後の方向性	障がいのある人の雇用を計画的に推進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○法定雇用率の確保に向けた計画的な雇用の継続 ○特別枠採用試験の実施 ○障がいのある人の職場実習の受け入れ拡大 ○障がいに応じた就労の場を検討
23 企業への啓発及び就労・雇用の拡大	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブパークなどを招いて就職セミナーを開催。 ・福祉的就労として、農業に取り組んでいる障がい者福祉サービス事業所の増加。
今後の方向性	企業訪問などの機会や障がい者雇用に関するチラシを活用し、助成制度などの情報提供をするとともに、八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、各関係団体や企業などを含めた啓発活動や連携による就労・雇用の拡大を推進します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○企業訪問などの実施（障がい者雇用に関する働きかけ、各種助成制度に関する情報提供、職場実習先の開拓） ○企業向けのPR【再掲】 ○事業所説明会、就労支援フォーラム、企業を招いての勉強会の開催【再掲】 ○農福連携や企業との連携を含む新たな雇用機会の創出に向けた検討
24 就労支援サービスの充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する人を対象に必要な知識や能力向上のための訓練を行う就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用を促進しており、通所が困難な人には、自宅で仕事や訓練を行う在宅支援利用の検討を行っている。 ・八幡市障がい者地域生活支援協議会あるいは就労支援部会で、制度改正に伴う円滑な就労移行について周知し、支援・事業の推進。 ・公共交通機関を利用して障がい者施設に通所している人を対象に、交通費の一部を助成している。
今後の方向性	障がいに応じた自立を支援するため、「障害者総合支援法」に基づく就労支援サービスの提供基盤の充実を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進 ○制度改正に伴う円滑な移行への支援・事業の推進 ○就労機会の提供などのための関係者間ネットワークの構築 ○サービス提供事業所の育成・参入促進 ○障がい者施設通所交通費助成

25 製品販売促進のための支援の充実	
取り組み状況	・就労サービスを提供している事業所が提供可能な製品を情報収集した上で、「八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定。障がい者スポーツ大会の景品や、喜寿祝品などで製品を市にて活用。
今後の方向性	八幡市障がい者地域生活支援協議会などの活動を通じて、事業所における製品販売促進のための啓発活動及び企業や関係団体などのネットワーク構築を図ります。
具体的取り組み	○商工会、工業会への購入促進の働きかけ ○官公需の推進 ○授産製品の販売促進のための関係者間ネットワークの構築

第3節 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

1. 防犯・防災体制の充実

【現状と課題】

本市では、全市的な防災体制の強化を図るため、毎年「八幡市地域防災計画」を見直すとともに、市内 12 箇所に整備する福祉避難所の充実を進めています。また、防災ラジオの配布や防災アプリの構築・運用など災害時情報伝達システムの充実を図るとともに、自治連合会、民生児童委員協議会と連携して、災害時要援護者の把握や災害時要援護者台帳(個別計画)作成のための検討を進めるなど、災害時要援護者支援対策事業を推進しています。

アンケート調査では、災害時の孤立や、情報伝達について支援ニーズが高くなっており、引き続き障がい特性に配慮した情報の伝達や避難先での支援体制を含めた災害時要援護者対策の推進を図ることが課題となります。

一方、近年、消費者トラブルや特殊詐欺なども増加しており、情報提供や地域の見守り体制など、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

【施策の方向性】

項目	
26 地域防災体制の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「八幡市地域防災計画」を毎年見直し。 ・聴覚障がいのある人を対象に消防本部通信指令室と連携し、NET119 緊急通報システム・メール 119・ファックス 119 を実施し、聴覚障がいがある人に対しても送受信できる体制を構築。 ・年1回の防災会議における防災関係機関との連携・協議。 ・民間事業者などとの防災に関する協定の締結。 ・防災行政無線の継続運用。 ・防災ラジオの継続配付。 ・防災アプリの構築（令和2年度）及び運用の開始。 ・自主防災組織の連携強化及び防災活動支援を図るため、自主防災推進協議会に対し、活動費の一部を助成。 ・各自主防災隊が実施する防災訓練に参加し、防災啓発を実施。 ・京都府立八幡支援学校の文化祭においてパネル展示による啓発を実施。 ・災害時要援護者が避難しやすい場として、市内事業者などとの協定締結により12箇所を福祉避難所として設定し、発災時には開設できるようにしている。しかし、マニュアルの整備と各福祉避難所（協定を締結している）と協議の場を持っていないことが課題と考えるため、今後マニュアルの整備を進められるよう、各福祉避難所と協議していく予定。 ・新規登録申請のあった場合に自治会及び民生児童委員協議会へ病状や障がい状況、緊急連絡先など詳細な状況を災害時要援護者台帳（個別計画）として、提供。また、出水期に登録者及び避難支援者に対し避難に関する情報提供を郵送にて実施。
今後の方向性	八幡市地域防災計画の適宜見直しを図りつつ、関係機関・団体などと連携し、障がい特性にも配慮した地域防災体制の充実及び情報伝達体制の整備を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○「八幡市地域防災計画」の適宜見直し ○関係機関・団体との連携と協議 ○災害時情報伝達システムの充実 ○自主防災組織の育成 ○福祉避難所の周知・充実（マニュアルの作成など） ○避難などに関する情報提供の実施

27 災害時要援護者対策の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の災害時要援護者（避難行動要支援者）については、3ヶ月に1回の頻度で名簿を作成。被災時に備え、危機管理課と情報を共有。 ・災害時要援護者支援対策事業については、手上げ方式にて実施。日常時・避難時の対応方法に関する留意点をまとめたものを対象者とその支援者に配付。 ・手上げ方式で登録している要援護者については、災害時要援護者台帳（個別計画）として病状や障がい状況、緊急連絡先など詳細な状況を把握。一方で、避難行動要支援者については、自治会及び民生児童委員協議会などと連携して、各自治会単位で登録者の拡大、個別計画の作成が出来ないか検討・協議が必要。 ・独居の高齢者世帯や障がい者世帯高齢者のみの世帯など民生委員・児童委員が必要と判断した世帯に「命のカプセル事業」を勧め、本人が必要と感じた場合に申込みを受理。 ・障害者手帳の交付通知をする際に、災害時要援護者支援対策事業及び防災アプリのチラシを同封。 ・情報伝達支援機器を購入し窓口へ設置するなど、伝達手段を充実。
今後の方向性	保健・福祉・医療・防災などの関係機関をはじめ、自治会や民生委員・児童委員など地域の諸団体と連携し、個別避難計画等の策定及び実効性の確保に向けた検討を進めるなど、災害時要援護者への避難・支援体制の構築に取り組みます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の把握・リストの作成 ○災害時要援護者避難マニュアルの作成 ○災害時要援護者台帳（個別計画）の作成 ○視覚・聴覚障がいのある人への情報伝達手段の検討 ○避難先における障がいのある人への支援の検討
28 地域防犯体制の確立	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害について、定期的に、「広報やわた」、市ホームページ、「生活情報センターだより」に事例を掲載。必要に応じて、市ホームページ、LINE、防災行政無線を活用した注意喚起を実施。年金支給日に、八幡警察署、八幡防犯推進委員協議会と合同で、街頭啓発を実施。また、生活情報センター寄席、くらしのセミナー、出前講座などで、消費者被害について、注意喚起を実施。 ・安心・安全なまちづくりを推進するため、京都府警察本部長から青色回転灯を使用する適正団体である旨の証明を受け、防犯活動の普及啓発、防犯パトロールなどを実施。

今後の方向性	障がいのある人の被害を未然に防止するため、民生児童委員協議会、福祉委員会など、地域福祉活動に従事する団体や、警察など関係機関との連携を進め、犯罪や消費者被害に関する情報提供に取り組むとともに、地域パトロール活動と連携した声かけなどの取り組みを促進します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪などに関する情報提供の実施 ○防犯講習会の開催 ○地域パトロール活動と連携した声かけなどの実施 ○多様な主体による見守り活動の実施 ○消費者被害の防止 ○青色防犯パトロールの実施
29 防火点検の実施	
取り組み状況	・適宜各取り組みを実施。
今後の方向性	障がいのある人など、支援を必要とする人の居宅生活における安全を確保するため、電気・ガスの無料点検を継続します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○八幡市防火推進連絡会との連携によるシルバーライフラインを設置した高齢者宅の電気・ガス無料点検の実施 ○民生委員・児童委員及び八幡市女性防火推進隊との連携による高齢者宅への防火訪問の実施 ○訪問対象世帯の拡充検討

2. 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人をはじめ、だれもが安全・安心に活動できるまちをめざし、平成22年2月に「八幡市バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅や道路、建築物、公園などのバリアフリー化を進めています。石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区及び橋本駅周辺重点整備地区における整備については、継続的に推進しているところであり、歩道・広場の整備や、公共バスの全車両への筆談具設置、信号機など交通安全施設のバリアフリー仕様への改良について、設置要望の支援などに取り組んできました。

一方、アンケート調査によると、日常生活において移動手段に不便を感じている人が多く、引き続きすべての人が安全・安心に利用できる観点からハード面のバリアを解消に努めるとともに、令和3年度に策定した八幡市地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通の構築を図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

項目	
30 石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区における整備の推進と確認	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備における対象施設のバリアフリー化については継続して実施中。 ・駅前広場 公衆トイレの清掃などの維持管理を実施。 ・駅前広場 歩道舗装（インターロッキングブロック）補修（平成30年度）。 ・公共バスの全車両に筆談具設置済。 ・市道馬場線 側溝改修（令和2年度）。 ・市道園2号線、園21号線 舗装補修（令和3年度）。 ・市道科手土井線 歩道、広場整備（令和2年度～令和4年度）。 ・信号機など交通安全施設のバリアフリー仕様への改良について、障がい者団体などが行う京都府警察本部に対する設置要望への支援。 ・放生川踏切の改良（令和6年度～）。
今後の方向性	「八幡市バリアフリー基本構想」に基づき、関係機関・民間企業などと連携し、石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区におけるバリアフリー化を推進します。
具体的取り組み	<p>○石清水八幡宮駅及び市役所周辺重点整備地区における対象施設のバリアフリー化の推進 （対象施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡市役所・別館・分庁舎・八幡市商工会館 ・文化センター ・母子健康センター ・八幡市民図書館 ・ファミレ八幡 ・山城八幡郵便局 ・京都中央信用金庫八幡支店 ・京都銀行八幡中央支店 ・八幡市営駐車場 ・駅前広場 <p>○舗装補修など道路改修の推進</p> <p>○信号機など交通安全施設のバリアフリー仕様への改良について、障がい者団体などが行う京都府警察本部に対する設置要望の支援</p> <p>○放生川踏切道の拡幅、視覚障がい者誘導ブロックの設置、全方位警報灯の設置</p>

※「取り組み状況」のうち、道路の舗装補修等は代表箇所を記載。

31 橋本駅周辺重点整備地区における整備の推進と確認	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本駅周辺重点整備地区における対象施設のバリアフリー化については継続して実施中。 ・橋本駅前広場整備の推進については継続して実施中。
今後の方向性	「八幡市バリアフリー基本構想」に基づき、関係機関・民間企業などと連携し、橋本駅周辺重点整備地区におけるバリアフリー化を推進します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○橋本駅周辺重点整備地区における対象施設のバリアフリー化の推進（対象施設） <ul style="list-style-type: none"> ・橋本公民館 ・八幡橋本郵便局 ○橋本駅前広場整備の推進 ○舗装補修など道路改修の推進
32 民間施設のバリアフリー化促進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に関する相談・情報提供について、継続して実施中。 ・重点整備地区の進捗管理。 ・「京都おもいやり駐車場利用証制度」が必要と思われる人、障害者手帳の交付等を受けたが駐車禁止除外指定標章が受けられない人に対して、パンフレット配布や説明の実施。
今後の方向性	「バリアフリー新法」や「京都府福祉のまちづくり条例」「八幡市福祉のまちづくり要綱」を啓発していくとともに、関係機関・民間企業などと連携し、施設のバリアフリー化及び「八幡市バリアフリー基本構想」の推進を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○「バリアフリー新法」「京都府福祉のまちづくり条例」「八幡市福祉のまちづくり要綱」の啓発 ○バリアフリー化に関する相談・情報提供の実施 ○「八幡市バリアフリー基本構想」の推進 ○「京都おもいやり駐車場利用証制度」の推進
33 利用しやすいバスなど公共交通機関の整備	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全車両低床化済み。 ・先進地事例の調査、研究。 ・令和3年度に八幡市地域公共交通計画を策定。
今後の方向性	八幡市バリアフリー基本構想に基づき、障がいのある人が利用しやすいよう、コミュニティバスやわたや路線バスのバリアフリー化を推進します。また、八幡市地域公共交通計画に基づき、八幡市の特性を踏まえた持続可能な公共交通の構築を進めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスのノンステップバス導入の推進 ○利用ニーズに応じた公共交通体系の検討

3. 居住の場の確保

【現状と課題】

本市では障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）への入居に係る支援や住宅改修への支援、住宅賃貸借に関する相談支援や引越しの支援、転居後に必要な障がい福祉サービスの調整をはじめ、市営住宅への申請時には優先入居の対象として検討するなど、障がいのある人が地域において安心して生活できる住まいを確保できるよう支援しています。

しかし、アンケート調査によると、現在入所施設や病院で暮らしている人が、将来どこで生活したいかについては、「今のまま生活したい」が最も高いものの、次いで「家族と一緒に家で生活したい」と回答する人が多くなっています。共同生活援助（グループホーム）の確保にとどまらず、居宅のバリアフリー化や住宅の賃貸借への支援など、障がいのある人が希望する住居で生活できるよう支援の充実を図ることが、引き続き課題となります。

【施策の方向性】

項目	
34 居住支援の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてサービス調整を含めた連携を実施。 ・公営住宅、UR賃貸住宅及び既存住宅の共同生活援助（グループホーム）活用に向けた検討について、具体的な相談事例は現在のところないが、市営住宅などへの応募倍率が高く、一定戸数を確保するのが課題となっている。また、共同生活援助（グループホーム）活用に対する既存入居者や地元への説明と理解が必要。
今後の方向性	障がいのある人が安心して生活できる住まいとして、また地域生活に向けた訓練の場として「障害者総合支援法」に基づき、共同生活援助（グループホーム）などの居住支援サービスの提供基盤の充実を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助（グループホーム）サービス提供事業所との連携 ○公営住宅、UR賃貸住宅及び既存住宅の共同生活援助（グループホーム）活用に向けた検討

35 住まいに関する相談支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅への入居希望に対して、市や障がい者生活支援センター803により、契約やバリアフリーなどの入居のサポートを実施。 ・障がいのある人の移動などを円滑にするための小規模な改修を伴う用具を支給。
今後の方向性	ひとり暮らしなどを希望する障がいのある人に対し、住宅入居に関する相談支援を実施するとともに、居宅の改修支援を行います。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○居住サポート（住宅入居等支援事業）の実施 ○住宅改修費などの支援の普及・実施
36 公営住宅の整備・入居支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・改良吉原団地、市営雄徳団地のバリアフリー改修を完了。市営一丁地団地はバリアフリー改修を実施中。 ・住宅審議会において申込資格を有する障がい者世帯を優先入居選考基準の1つとして審議している。
今後の方向性	「八幡市営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、住宅の確保が困難な障がいのある人を対象に、公営住宅への入居にあたって支援を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○「八幡市営住宅等長寿命化計画」に基づく既存市営住宅などのバリアフリー改善の推進 ○住宅審議会において申込資格を有する障がいのある人については優先入居の選考基準の一つとして検討

4. 移動・コミュニケーション手段の確保と情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

障がいのある人の社会参加を保障するにあたって、外出、移動の支援やコミュニケーション手段を確保することは重要なものとなります。国においては、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが定められました。

本市では、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業として、手話通訳や要約筆記者などの派遣を行うとともに、障がい福祉課の窓口到手話通訳者を配置し、コミュニケーション手段の確保を行っています。一方で、手話通訳者の減少や高齢化、また団体ヒアリングにおいても、手話通訳者、要約筆記者の不足を課題とする声が挙げられていることから、引き続き研修等を通じた手話通訳者の育成や要約筆記者養成講座の開催及び参加者の増加を図ることが求められます。また、障がいのある人の外出や移動時の支援としては、ガイドヘルパーを派遣する移動支援事業や福祉有償運送事業を行っています。

「障害者基本法」の改正により、コミュニケーション手段の確保は、一人ひとりが自立し、自己決定することができる共生社会を構築するにあたって重要なものとして位置づけられており、AI技術やICTといった新たな技術の活用も視野に入れながら、障がいに応じたコミュニケーション手段が確保できるよう、支援体制を整備することが課題となります。

【施策の方向性】

項目	
37 コミュニケーション支援の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課に手話通訳者を配置し、コミュニケーション支援の充実。 ・手話通訳者・要約筆記者を要綱に沿って派遣。 ・職員を対象とした手話研修の機会の確保。 ・聴覚障がいの手帳所持者及び市内で活動する障害者関係団体に対して難聴者用補聴機器等を貸出。 ・補装具費支給制度の対象とならない軽・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成。 ・聴覚障がいの方や発達障がいのある方、意思や状況をうまく伝えられない方たちの円滑な意思疎通支援を図ることを目的に指差しコミュニケーションボードを庁内窓口に設置。
今後の方向性	それぞれの障がいに応じたコミュニケーション手段を確保できるよう、意思疎通支援の人材の育成及び支援の拡充によるコミュニケーション支援サービスの利用促進に努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者設置事業（意思疎通支援事業）の拡充 ○手話通訳・要約筆記者等派遣事業（意思疎通支援事業）の実施 ○手話研修の参加者を増やし、対応できる市職員の育成を図る ○情報・意思疎通支援用具の支給（日常生活用具給付等事業）・使用方法の説明
38 外出支援施策の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・移動が困難な視覚障がいのある人や、知的または精神障がいにより常時介護を必要とする人を対象に、移動のために必要なサービスを実施。 ・市内では1事業者が福祉有償運送を実施。 ・社会参加を促進するため、自動車の改造に要する経費及び免許取得に要する教習費の一部を助成。 ・軽自動車税の減免申請について、「広報やわた」、市ホームページへの掲載、減免のしおり作成、前年減免決定者へ勧奨通知の送付を実施。 ・コミュニティバスやわたについて、障害者手帳の提示により運賃半額。 ・石清水八幡宮駅自転車駐車場について、障害者手帳の提示により使用料半額。
今後の方向性	障がいのある人が外出の際に必要な移動手段を確保できるよう、支援策の充実に努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○同行援護、行動援護の実施 ○移動支援事業（個別支援型、車両移送型）の実施 ○福祉有償運送運営協議会において、定期的に福祉有償運送の必要性等を協議 ○自動車運転免許取得・改造助成事業の実施 ○自動車税及び軽自動車税の減免制度の周知促進 ○コミュニティバスやわたの運賃軽減 ○石清水八幡宮駅自転車駐車場の使用料減免

06 利用者の立場に立った情報提供体制の充実 【再掲】	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、選挙特集紙、他刊行物において、市内のボランティアサークルに依頼し、点訳・朗読版を発行。 ・市ホームページに文字サイズの拡大や音声読み上げなどの閲覧補助機能のほか、やさしい日本語への自動翻訳機能を設定。 ・市政情報の提供としての出前講座は毎年開催。 ・「障がい福祉のしおり」や「やわたニコニコマップ」を活用した情報の周知及び八幡市障がい者地域生活支援協議会を通じた関係団体への情報提供。 ・介護保険法改正に合わせ、「ともにはぐくむ介護保険」を改訂。
今後の方向性	<p>地域生活に必要な情報を入手できるよう、それぞれの障がいに応じた情報提供の充実に努めます。また、令和5年度に実施した市ホームページリニューアルの実施に伴い、職員を対象にウェブアクセシビリティ研修を実施し、誰もが使いやすいウェブサイトの環境づくりに努めます。</p>
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報などの点訳・朗読版の発行 ○市ホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供 ○「障がい福祉のしおり」の発行 ○出前講座などによる情報提供 ○各種制度改正などに即応した情報の提供（チラシ、パンフレット、SNSなどの活用、手話動画の発信）

第4節 福祉サービスの充実

1. 障がい福祉サービスの推進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の地域生活を支えるため、「障害者総合支援法」及び「八幡市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、居宅介護や生活介護、就労継続支援事業、共同生活援助（グループホーム）などの自立支援給付や障がい児支援サービスをはじめ、相談支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。また、八幡市障がい者地域生活支援協議会を設置し、サービス提供事業所間のネットワーク構築を進めながら、障がい福祉サービス提供基盤の充実に取り組んでいます。

アンケート調査では、居宅介護、相談支援、放課後等デイサービス、就労継続支援（B型）、日中一時支援などについてニーズが高くなっており、それらを含むサービスが不足なく提供できるよう、引き続き人材の確保・育成や、サービス提供事業所などとの情報共有・情報提供に努め、障がい福祉サービスの提供基盤などの充実を図ることが必要となっています。

【施策の方向性】

項目	
39 自立支援給付の推進	
取り組み状況	・介護給付、訓練等給付にかかるサービスの提供については、継続して実施中。 ・市内の共同生活援助（グループホーム）の数は年々増加しており、市民のニーズに応えられるよう提供体制の充実。
今後の方向性	サービス提供事業所及び八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付にかかるサービスの提供及び充実を図ります。
具体的取り組み	○介護給付（居宅介護、生活介護、施設入所支援など）にかかるサービスの提供 ○訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）にかかるサービスの提供 ○ニーズの高いサービスの充実を検討

項目	
40 地域生活支援事業の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業については、特定相談だけではなく、一般相談にも対応。計画相談の作成やサービス調整などの支援を実施。 ・対象者に対して、日常生活用具の給付を実施。 ・家族または介護者のレスパイトや入浴が困難な重度の障がいのある人への入浴支援を目的とする訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などの任意事業については、継続して実施中。
今後の方向性	サービス提供事業所及び八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業にかかるサービスの提供及び充実を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業や日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業などの必須事業の実施 ○訪問入浴サービス事業や生活支援事業、日中一時支援事業などの任意事業の実施 ○通所で入浴を行うサービスの実施を検討
41 補装具・日常生活用具・自助具の給付・利用支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの障がいに適した補装具・日常生活用具・自助具の補助や支給決定を行い、自立した日常生活が送れるよう支援している。 ・心身障がい児・者などの福祉の増進を図るため、自助や介助などのできる用具などの購入における補助を実施。
今後の方向性	日常生活を支援するため、補装具の交付・修理などを行うとともに、利用支援を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○補装具・日常生活用具・自助具などの利用に関する相談支援 ○「心身障がい者等自助具等補助金」制度の実施
42 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所とも協働しながら福祉サービスへの利用を推進。 ・八幡市障がい者地域生活支援協議会を通して相談員とも情報共有を行うことにより、対象者へのサービスの紹介、説明を実施。また「障がい福祉のしおり」や市ホームページに掲載するなど広く周知を図ることによりサービス利用の推進を行っている。
今後の方向性	「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの提供と提供基盤の充実を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○制度改正に伴うサービス提供事業所の円滑な移行への支援 ○制度改正に基づく各種福祉サービスの推進
43 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所とも協働しながらサービスへの移行支援を実施。 ・八幡市障がい者地域生活支援協議会を通して相談員とも情報共有を行うことにより、対象者へのサービスの紹介、説明を実施。また「障がい福祉のしおり」や市ホームページに掲載するなど広く周知を図ることによりサービス利用を推進。

今後の方向性	改正「児童福祉法」に基づく障がい児支援サービスの提供と提供基盤の充実を図ります。
具体的取り組み	○制度改正に伴うサービス提供事業所の円滑な移行への支援 ○制度改正に基づく各種福祉サービスの推進
44 障がい福祉サービスを担う人材の育成と確保	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターに委託し、隔年（令和元年から令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施）でガイドヘルパー養成研修を実施。 ・障がい福祉課や各相談支援事業所では専門職による相談体制を構築。 ・本市や八幡市老人福祉施設連絡協議会が開催している「八幡市介護・福祉職場就職フェア」にて人材確保の支援を実施。
今後の方向性	府や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携し、障がい福祉サービスを担う人材の育成と確保を図ります。
具体的取り組み	○ヘルパーなどの専門性向上のための研修会の実施 ○重症心身障がい者（児）、精神障がい者などに対応する専門的人材の確保への支援
45 八幡市障がい者地域生活支援協議会の運営支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より八幡市障がい者自立支援協議会と八幡市福祉のまちづくり推進協議会を統合し、八幡市障がい者地域生活支援協議会を設置。 ・各専門部会の部会長と事務局で編成する運営調整会議において、各専門部会の部会長と情報共有や協議を実施。 ・5つの部会（子ども支援部会、就労支援部会、相談支援部会、精神障がい者支援部会、くらし支援部会）を開催。
今後の方向性	八幡市障がい者地域生活支援協議会では、障がい特性に応じた障がい児・障がい者に対する総合的な支援に関する協議を行っています。またサービス提供事業所をはじめ保健、医療、教育、雇用関係機関などとのネットワークを構築し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための諸施策を検討し課題を明らかにします。
具体的取り組み	○八幡市障がい者地域生活支援協議会の充実 ○運営調整会議の開催 ○専門部会の開催 ○個別ケア会議の開催

2. 生活支援に関するサービスの推進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の地域生活を経済面から支援するため、市の独自施策として、「自助具、介護用具、訓練用具等購入費の補助」や「補装具費の自己負担助成」、「市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除」などの各種助成・減免制度を実施しています。また、所得税・市府民税の「障害者控除」「おむつ代等の医療費控除」の適用、固定資産税の「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置」により、税の負担軽減が図られます。

一方、障がいのある人の高齢化が進む中、親亡き後の財産管理などの支援として成年後見制度をはじめとする権利擁護支援へのニーズが高まっています。また、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援を推進していく必要があります。加えて、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年度から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられます。

本市では、成年後見制度の利用支援事業や八幡市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を実施していますが、今後も介護者の高齢化に伴い権利擁護支援へのニーズは高まることが予測されるため、権利擁護を推進する人材の養成に向けた基盤整備などについて、検討を進めることが課題となります。また、「障害者虐待防止法」の施行に伴い設置した障がい者虐待防止センターによる相談対応、虐待などの防止に引き続き取り組みます。さらに、障がい特性に応じた合理的配慮の周知・推進に努め、日常生活やサービス利用などの支援を行います。

【施策の方向性】

項目	
46 生活安定のための支援の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税、市府民税、固定資産税の負担軽減。 ・ 介護用具のレンタル代の補助。 ・ 介護保険制度に基づく特定疾病が原因で要介護認定を受けた場合には、介護保険制度に基づくサービスを提供。 ・ 介護保険対象者に補装具費支給制度の対象用具の自己負担分を補助。 ・ 「在日外国人重度障害者特別給付金」について「障がい福祉のしおり」に掲載し、手帳交付者に渡している。また、市広報へも掲載している。
今後の方向性	現在実施している各種助成制度などを継続し、障がいのある人とその家庭の経済的な負担の軽減を図ります。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自助具、介護用具、訓練用具等購入費の補助」の実施・充実 ○ 「補装具費の自己負担助成」の実施 ○ 「市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除」の実施 ○ 所得税・市府民税の「障害者控除」「おむつ代等の医療費控除」の適用 ○ 固定資産税の「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置」の実施 ○ 「在日外国人重度障害者特別給付金」の実施

47 生活支援の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やけがなどで一時的に介護が必要な概ね 65 歳以上で低所得の高齢者世帯などを対象に家事支援サービスなどを行う軽度生活援助サービスを実施。 ・本人及び家族などが寝具の乾燥消毒や丸洗いをすることが困難である、概ね 65 歳以上の虚弱な高齢者などを対象にした寝具の乾燥消毒・丸洗いサービスを実施。 ・見守りが必要なひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急通報装置の貸与を行う緊急通報（シルバーライフライン）システム整備事業を実施。 ・日常生活の悩みや視覚障がい者用の福祉機器等の展示を行う「京都府視覚相談会」の周知を行い、社会参加を支援。 ・介護予防・生活支援サービス事業対象者や 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方を対象に、社会福祉法人への委託により、配食サービスを実施。 <p>また上記に該当しない調理が困難な障害者手帳所持者で、単身世帯、障がいのある人だけの世帯またはこれに順ずる世帯に属する方についても、同様のサービスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡市障がい者地域生活支援協議会の各部会の協議や個々の相談事例を通して、必要なサービスや事業を検討。 ・社会福祉法人などが実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇並びに福祉サービスの質の向上を促進し、地域においてすべての府民が相互に人格と個性を尊重しながら共に生き、共に支えあう社会の実現を図るため、補助金を交付。
今後の方向性	障がいのある人が地域生活・在宅生活を継続できるよう、各種の市単独事業を実施します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的な家事援助サービスの実施 ○訪問による寝具の乾燥消毒・丸洗いサービスの実施 ○ふれんどでんわによる傾聴、緊急通報装置の貸与 ○失明者巡回生活指導員の派遣 ○配食サービスの実施 ○地域共生社会実現サポート事業の実施 ○その他障がいのある人の生活支援において必要なサービス・事業の検討
48 権利擁護の充実	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、パンフレットの配架や市ホームページなどへの掲載により広く制度を周知。 ・社協だより、八幡市社会福祉協議会ホームページで日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を紹介。また障がい者団体や民生児童委員協議会の会合時に制度の説明を実施。 ・障がい者虐待防止センター（障がい福祉課内）を設置。休日・夜間に通報があった場合には、業者に対応を委託し報告を受けている。
今後の方向性	合理的配慮の提供や成年後見制度、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の普及を図るとともに、障がい者虐待防止センターの運営に取り組みます。また、成年後見制度をより利用しやすくするため、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、コーディネートなどを行う中核機関の体制を整備します。

	<p>具体的取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の普及・利用支援 ○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の普及 ○障がい者虐待防止センターの運営 ○中核機関の体制整備
<p>49 各種サービス利用手続きの簡便化</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス及び児童通所サービスの更新手続きの簡便化（郵送対応）。 ・計画相談支援事業所とも申請内容を確認しながら、できるだけ早い処理を行えるよう努めている。
	<p>今後の方向性</p>	<p>柔軟な窓口対応及び手続きの簡便化を図ります。</p>
	<p>具体的取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書類の郵送受理や時間外対応などの実施 ○手続き処理の迅速化
<p>50 意思決定支援の推進</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員が研修に参加するなどして、窓口に来られた市民に対し、成年後見制度についての説明及び関係機関との連携を実施。
	<p>今後の方向性</p>	<p>自ら意思を決定することが困難な障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう推進します。また、自らの決定に基づき社会の活動に参加できるよう支援を行います。</p>
	<p>具体的取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の適切な利用促進に向けた支援 ○成年後見制度利用促進法の推進 ○意思決定支援ガイドラインの周知

第5節 ともに生きる地域づくり

1. 障がいや障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

本市では、障がいに対する市民や地域の理解を広めるため、「広報やわた」や人権啓発冊子「ふれあい」など冊子の活用や、「障害者週間」における行事・活動などの機会を通じて、市民への啓発を行っています。また、各小中学校においては、障がい者理解教育や福祉体験学習などを通じ、障がいのある人との交流機会の創出と理解促進を図っています。しかし、依然として障がいへの理解が進んでいるとはいえず、特に発達障がいや精神障がいなどについて、引き続き啓発活動を進めることが必要です。また、国においては障がいを理由とする差別の解消の推進に関するための法律「障害者差別解消法」が令和3年に改正され、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。アンケート調査によると、18歳以上の障がいのある人では3割強、障がいのある子どもの保護者では7割弱の人が、障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」または「少しあると思う」と回答しています。

障がいのある人が身近な場所で、共に地域の中で生活していくためには、障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みはさらに必要となっており、障がいのある人もない人もお互いに理解し合える地域共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーを推進していきます。

【施策の方向性】

項目	
51 理解促進のための広報・啓発の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに障がいのある人への配慮や支援するポイント、サービスに関する情報の掲載を行うとともに、市広報には研修や相談会の情報を掲載し、啓発に努めている。 ・人権啓発冊子「ふれあい」への障がいに関する寄稿や人権作文の掲載。 ・「障害者週間」における啓発活動（講演会、のぼりの設置、啓発物品配布、ポスターやチラシの掲示・配布）を実施。 ・市民啓発として、令和3年度は精神疾患のある人を支援する方たちによる対談の動画を公開。令和4年度は「健やかな心を育むための認知行動療法入門」のテーマで講演会を開催。 ・京都府により作成された配慮が必要なことが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助等を受けやすくなることを目的としたヘルプマークの普及及び災害時や緊急時に周囲の方に必要な支援や配慮等を求めやすく、また、協力する者が支援に必要な情報を取得するために、既存のヘルプマークよりコンパクトなサイズの「ヘルプカード」を本市独自で作成し、配布。
今後の方向性	市広報などの広報媒体をはじめ、「障害者週間」啓発事業などの機会を活用し、障がいに関する理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

	<p>具体的取り組み</p>	<p>○「広報やわた」や市ホームページなどを活用した広報・啓発 ○人権啓発冊子「ふれあい」を活用した広報・啓発 ○「障害者週間」啓発事業における啓発活動の実施 ○発達障がいや精神障がいなど、特に啓発が必要な障がいや「障害者差別解消法」に関する広報・啓発の実施</p>
<p>52 人権教育と連携した啓発の推進</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<p>・精神保健福祉啓発事業「精神保健福祉を考えるつどい」における講演会の開催。 ・人権学習講座の実施。</p>
	<p>今後の方向性</p>	<p>人権に関する講演会やフォーラム、講座などと連携し、障がいに関する理解を深めるプログラムを実施していきます。</p>
	<p>具体的取り組み</p>	<p>○精神保健福祉啓発事業「精神保健福祉を考えるつどい」における講演会の実施 ○人権学習講座の実施</p>
<p>53 福祉教育の推進</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<p>・各学校で実施している障がい者理解教育や福祉体験学習などを通じ、障がいのある人との交流機会の創出と理解促進を図っている。 ・福祉施設や各種団体、民間事業所の協力を得ながら体験や交流を取り入れた授業の実施。</p>
	<p>今後の方向性</p>	<p>各学校で実施している人権教育や道徳教育、福祉体験学習などの教育活動を通じ、障がいや障がいのある人への理解の促進とともに、障がいのある人との交流機会の創出を実施していきます。</p>
	<p>具体的取り組み</p>	<p>○人権教育・道徳教育の推進 ○福祉体験学習の実施</p>
<p>54 市職員への研修の実施</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<p>・職員を対象とした京都府主催の手話研修を周知。 ・京都府主催の手話研修の周知や「障害者差別解消法」の対応研修を実施。</p>
	<p>今後の方向性</p>	<p>障がいの種別・程度に応じた適切な対応ができるよう、市職員への研修を実施するとともに、全職員を対象とした研修機会の充実を図ります。</p>
	<p>具体的取り組み</p>	<p>○研修への職員参加 ○様々な障がいをテーマにした「障害者差別解消法」の講習会等を通じた、職員の障がいへの理解促進</p>
<p>55 障がいを理由とする差別の解消の推進</p>		
	<p>取り組み状況</p>	<p>・「障害者差別解消法」などに関する講習会を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施の時期あり）。 ・講習会に加え、庁内にておいても障がい別に対応マニュアルを作成、周知している。 ・「心のバリアフリー」について市ホームページに掲載し、周知を行っている。</p>
	<p>今後の方向性</p>	<p>「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対する合理的配慮の提供や、社会的障壁の除去（バリアフリー化の推進、情報アクセシビリティの向上など）に努めます。また、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに安心していきいきと暮らせる地域共生社会の実現を目指して、心のバリアフリーを推進します。</p>

具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」の広報・啓発 ○各分野にまたがる合理的配慮や社会的障壁の除去の推進 ○心のバリアフリーの推進
---------	---

2. 地域福祉活動・交流活動の充実

【現状と課題】

本市では、福祉委員会による「ふれあいサロン」などの地域福祉活動をはじめ、「八幡市障がい者スポーツ大会」や「精神保健福祉を考えるつどい」などの各種イベント、さらには精神障がいのある人へのグループワークを通じて社会参加及び社会復帰を図り、共生社会を目指しています。また、アンケート調査によると、現状では障がい福祉に関するボランティアに参加している一般住民は少ないものの、今後の協力や活動への参加については、「ぜひ協力・参加したい」「少し協力・参加してもよい」が合わせて3割を超え、「どちらともいえない」という回答も多くなっており、サービス提供事業所では「地域との交流が図れるような催しを増やしたい」、「地域の人材が当施設で活躍してもらえるような仕組みを考えていきたい」という前向きな回答が多くみられます。これらの潜在的な参加意向を捉え、引き続きボランティア養成講座などを通じて、障がいのある人のレクリエーション活動や地域との交流活動を支援するボランティアの育成を図っていきます。

障がいのある人が地域において生活するには、様々な場面で、家族や支援者、さらに地域の人々によるちょっとした手助けや支援が必要となります。公的なサービスのみではカバーできない部分もあるため、八幡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアや福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員などによる地域福祉活動を充実させていきます。

【施策の方向性】

項目	
56 各種交流イベントなどへの支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健に関する講演会を毎年開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施の時期あり）。 ・障がい者団体が行う独自事業（一般市民向けの講演、耳の相談会など）を支援。 ・市広報、市ホームページなどを用いて、広く各種交流イベントの周知に努めている。 ・毎月、男山図書館にて「手話で楽しむ読み聞かせ」を実施。
今後の方向性	市民の理解促進を図るため、障がいのある人をはじめ、一般住民も参加しやすい誰でも参加できるイベントの実施を支援するとともに、SNSなども活用し、広く周知に努めます。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加できるイベントの実施・拡充 ○障がい者団体が行う市民との交流活動への支援 ○各種交流イベントの周知・啓発を実施

項目	
57 地域福祉活動の推進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員会による「ふれあいサロン」の実施や、福祉委員会活動を支援。 ・市内の事業所や関係機関及び八幡市社会福祉協議会の広報誌に事業案内することで、テレフォンボランティアサービスを市民生活に浸透させることを目標に啓発活動を行ってきた結果、一定の利用人数を保っている。 ・第3次八幡市地域福祉推進計画に基づく「談活」を通じた地域活動者などによる話し合いを通して、地域の現状や課題を共有できる場の実施。
今後の方向性	第3次八幡市地域福祉推進計画に基づき、八幡市社会福祉協議会と連携し、「談活プロジェクト」を進めるとともに、「ふれあいサロン」や「福祉委員会活動」など、地域住民の支え合いによる「つながり」を大切にする地域福祉活動を促進します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉委員会による「ふれあいサロン」事業の推進 ○福祉委員会活動の推進 ○テレフォンボランティアサービスの推進 ○民生委員・児童委員による「命のカプセル事業」の普及
58 ボランティア活動の促進	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読ボランティア養成講座、点訳ボランティア養成講座、要約筆記者入門講座、手話奉仕員養成講座を実施。 ・ボランティアコーディネーターによる相談、登録、紹介、斡旋の実施。 ・ボランティア情報についての広報。 ・ボランティアの研修、啓発、育成。 ・ボランティア保険、行事保険の受付。 ・ボランティア連絡協議会、ボランティアグループとの連携。 ・ボランティア助成事業の実施。 ・関係機関などとの連絡、調整。
今後の方向性	八幡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成や情報の周知を図るとともに、ボランティア活動を支援するボランティア活動センターの円滑な運営を図り、障がいのある人の日常生活と社会参加を支援します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア養成講座の実施 ○ボランティア活動センターの運営
59 障がい者団体の活動支援	
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡市身体障害者団体連合会を通じて情報の提供を行っている。 ・八幡市身体障害者団体連合会、TELLs+親の会 京都八幡、綴喜二市二町「障害者週間」啓発事業実行委員会への活動に対する補助を実施。
今後の方向性	障がいのある人同士や、その家族の交流や情報共有を促進するため、八幡市身体障害者団体連合会やTELLs+親の会 京都八幡などの障がい者団体の活動を支援します。
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体への情報提供 ○事業実施を加味した補助金の分配 ○セルフヘルプなど当事者活動の支援

第3部

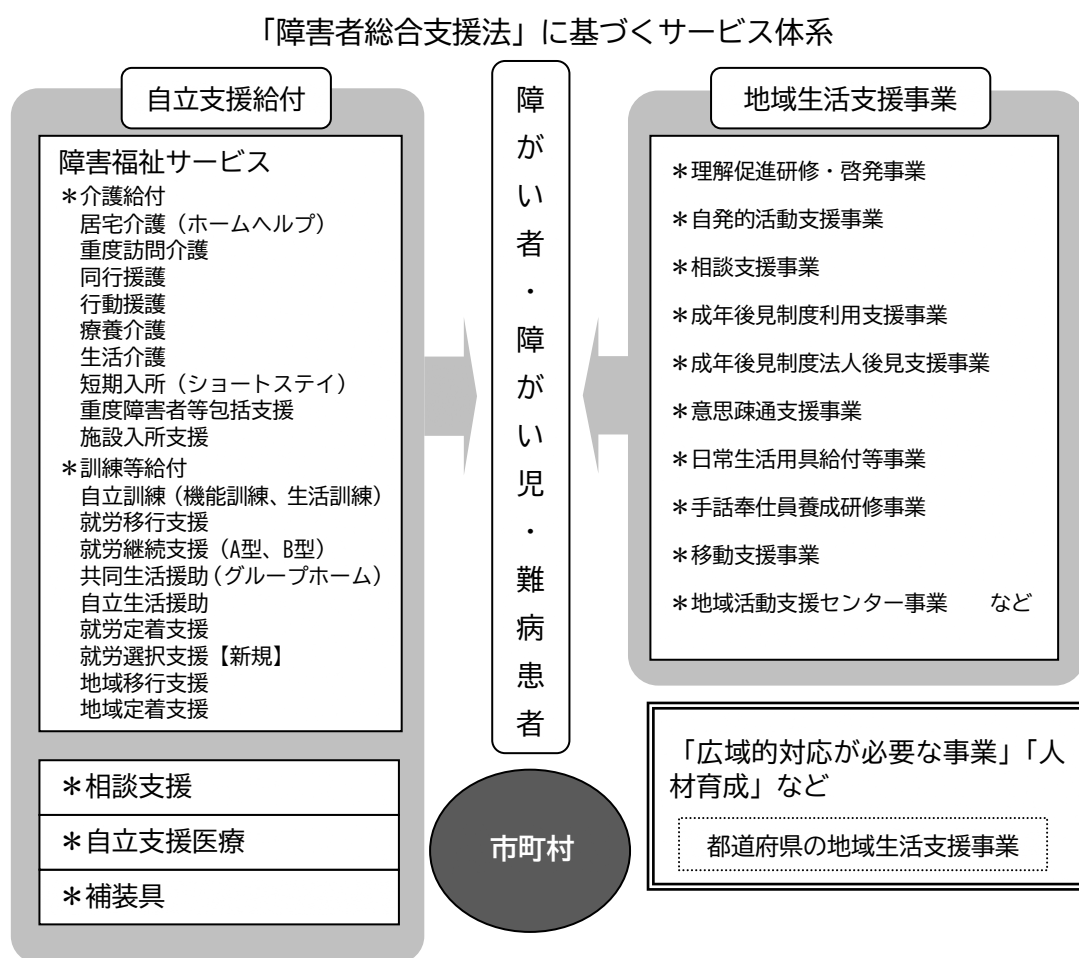
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

第1節 障害者総合支援法によるサービス体系

「障害者総合支援法」では、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらずサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

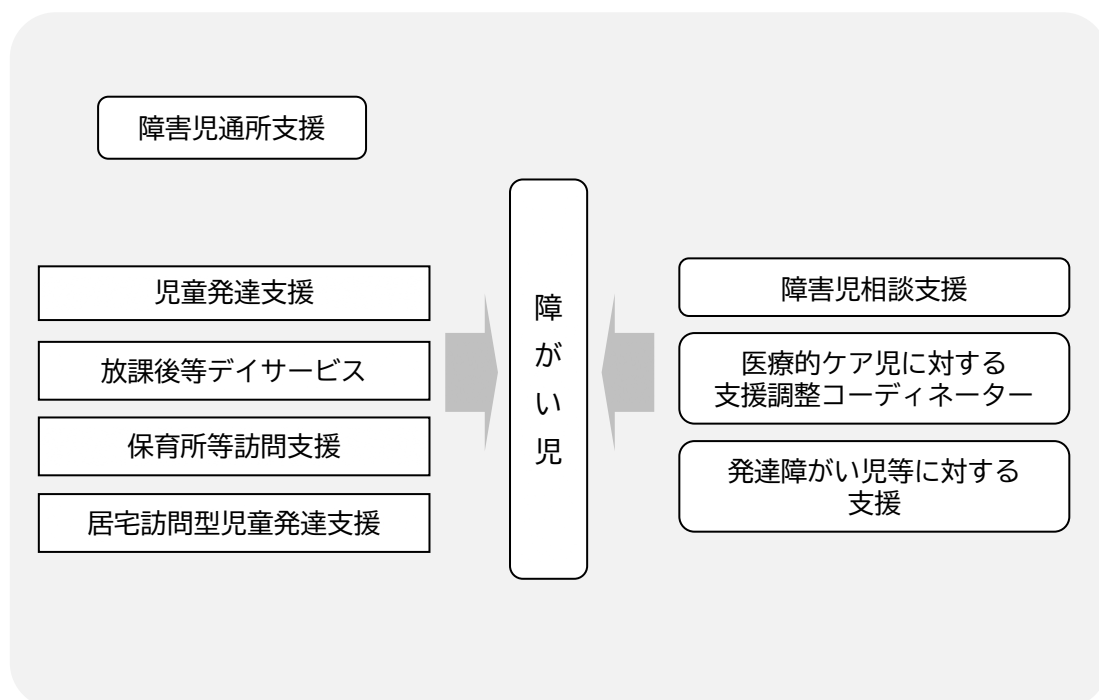


第2節 児童福祉法によるサービス体系

「児童福祉法」では、障がい児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

平成30年度からの「児童福祉法」改正により、都道府県や市町村に「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられることとなりました。障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して、障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の目標を設定するとともに、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的としています。

「児童福祉法」に基づく障がい児支援サービス体系



■国が示す障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

①よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

②障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

③障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

④その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第3節 成果目標の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行（障がい福祉計画）

【国の指針】

- ・施設入所者の地域生活への移行
令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者の削減
令和元年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とする。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	50人	令和5年3月31日の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数（B）	47人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	3人	(A) - (B)
【目標値】(A)のうち令和8年度までの地域生活移行者数(C)	3人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）、一般住宅などへ移行した者の数

【成果目標の見込みに対する考え方】

本市における令和4年度末時点での入所者数は50人となっており、前計画での令和5年度目標は44人でしたが、令和元年度末時点の47人から増加しています。

本市においては、地域移行支援、地域定着支援の提供・充実などにより、地域生活への移行について継続して働きかけ、令和8年度末時点の入所者数の削減見込み、地域生活移行者数をともに3人と設定します。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする」とされています。

本市においては、八幡市障がい者地域生活支援協議会等において関係機関と協議を行い、構築に努めてまいります。

3. 地域生活支援の充実

国の指針では、「各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと」、また、「強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする」とされています。

本市においては、八幡市障がい者地域生活支援拠点「Malu」、「I-B0C24」、「はなみずき」の3箇所を整備し、市内の障がい児・者の支援の中心として活動いただいております。

4. 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- ・令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	7人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B)	10人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	1.43倍	(B)/(A) (※目標1.28倍以上)

就労移行支援	令和3年度の一般就労移行者数 (C)	5人	令和3年度において退所し、一般就労した者の数
	【目標値】令和8年度の一般就労移行者数 (D)	7人	令和8年度において退所し、一般就労した者の数
	増加割合	1.40倍	(D)/(C) (※目標 1.31倍以上)
就労継続支援A型	令和3年度の一般就労移行者数 (E)	1人	令和3年度において退所し、一般就労した者の数
	【目標値】令和8年度の一般就労移行者数 (F)	2人	令和8年度において退所し、一般就労した者の数
	増加割合	2.00倍	(F)/(E) (※目標 1.29倍以上)
就労継続支援B型	令和3年度の一般就労移行者数 (G)	0人	令和3年度において退所し、一般就労した者の数
	【目標値】令和8年度の一般就労移行者数 (H)	1人	令和8年度において退所し、一般就労した者の数
	増加割合	-	(H)/(G) (※目標 1.28倍以上)
【目標値】就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		50%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
就労定着支援	令和3年度の利用者数 (I)	7人	令和3年度における利用者数
	【目標値】令和8年度の利用者数 (J)	10人	令和8年度における利用者数
	増加割合	1.43倍	(J)/(I) (※目標 1.41倍以上)
【目標値】就労定着支援事業所のうち、令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所数		50%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【成果目標の見込みに対する考え方】

令和3年度における一般就労移行者数は7人となっており、第6期に掲げた目標値(5人)を上回っています。

今回実施したサービス提供事業所へのアンケート調査などからは、特に就労継続支援B型の実利用人数、利用ニーズともに大きい状況がうかがえます。今後も目標値の達成を目指し、令和7年10月から創設される予定の「就労選択支援」の整備検討や、地域共生社会の実現に向けた「農福連携」の推進等も含め、多様な就労先や関係機関との連携のもと、就労先の確保、また就労及びその維持継続のための支援体制の充実や、工賃、賃金向上への取り組みの促進に努めます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備など

(1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、「令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする」とされています。

本市においては、児童発達支援センターに児童発達支援と放課後等デイサービスを併設することで、就学前から就学後へのスムーズな移行と、移行後の連携を図り、切れ目のない療育、子育て支援を目指す児童発達支援センター「mam-guri-o」を令和2年度に設置しています。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

国の指針では、「各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする」とされています。

本市においては、八幡市障がい者地域生活支援協議会等において関係機関と協議を行い、構築に努めてまいります。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、「令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする」とされています。

現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の対象児童については、京田辺市の「こども発達支援センター（すてっぴセンター）」を利用いただいています。医療が必要な就学前児童に関しては、圏域での支援は引き続き必要な状況となっています。

また、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの対象児童については、市の補助事業として放課後等支援事業所ドレミを実施しています。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、「令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児コーディネーターを配置することを基本とする」とされています。

本市において、今後は重症心身障がい児・者の地域生活支援拠点にてニーズの把握に努めるとともに、適切な支援が図れるように推進していきます。

6. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

国の指針では、「令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする」とされています。

本市においては、下記の目標を設定し、相談支援事業所への定期的な巡回訪問や研修会の実施により相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10	10	10
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10	10	10
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	10	10	10
	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	12	12	12

7. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

国の指針では、「令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築することを基本とする」とされています。

本市においては、下記の目標を設定し、担当職員の積極的な各種研修への参加や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等との共有に取り組みます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1	1	1

第2章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉サービスの基盤整備

1. 訪問系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業内容	<p>居宅介護（ホームヘルプ） 障がいなどのために日常生活を営むのに支障のある人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。</p> <p>重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人、または知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人の居宅などにホームヘルパーを派遣して、日常生活の介護などを行います。</p> <p>同行援護 視覚障がいにより、移動が困難な人に対し外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。</p> <p>行動援護 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する常時介護を要する知的障がい者（児）、精神障がい者（児）が外出する際に、ヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。</p> <p>重度障害者等包括支援 常時介護の必要性が著しく高く、かつ意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。</p>
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用時間数 (単位：時間/月)	計画値	3,197	3,268	3,340	3,440	3,463	3,486
	実績値	2,283	2,718	3,434			
	進捗率	71.4%	83.2%	102.8%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	113	116	119	126	127	128
	実績値	107	114	125			
	進捗率	94.7%	98.3%	105.0%			

【現況と課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年度、令和4年度の実績は計画値を下回りましたが、令和5年度にはほぼ計画通りの提供量となっています。
- 訪問系サービスについては、障がいのある人の重度化や地域生活への移行に伴い、身体障がいや知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者(ヘルパー)の確保が重要となります。

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

- 事業所の参入促進を図ることやサービス提供事業所との連携を図りながら、人材を養成するため京都府や関係機関が実施する研修に関する情報提供を行います。さらに、必要に応じてサービス提供事業所との協議や指導・助言などを行い、サービスの質の向上に努めます。

2. 日中活動系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 生活介護

事業内容	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	3,081	3,193	3,305	3,262	3,302	3,341
	実績値	3,239	3,404	3,223			
	進捗率	105.1%	106.6%	97.5%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	165	171	177	165	167	169
	実績値	157	165	163			
	進捗率	95.2%	96.5%	92.1%			

【現況と課題】

- ほぼ計画通りの提供量となっています。

【生活介護の見込み量確保のための方策】

- 「生活介護」は利用ニーズが高く、サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業内容	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	11	11	11	5	5	5
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

【現況と課題】

- 計画期間の提供実績はありません。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【自立訓練（機能訓練）の見込み量確保のための方策】

- 「自立訓練（機能訓練）」については、障がいのある人の地域移行の推進に伴い、利用者の増加が考えられるため、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

(3) 自立訓練（生活訓練）

事業内容

入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	136	136	136	146	160	173
	実績値	53	111	133			
	進捗率	39.0%	81.6%	97.8%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	11	11	11	11	12	13
	実績値	7	9	10			
	進捗率	63.6%	81.8%	90.9%			

【現況と課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年度の実績は計画値を大きく下回りましたが、令和5年度にはほぼ計画通りの提供量となっています。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【自立訓練（生活訓練）の見込み量確保のための方策】

- 「自立訓練（生活訓練）」については、障がいのある人の地域移行の推進に伴い、利用者の増加が考えられるため、利用ニーズを把握しつつ、サービス提供事業所と連携し、必要量の確保を図ります。

(4) 就労移行支援

事業内容	一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、有期限の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	301	337	372	263	263	263
	実績値	338	340	263			
	進捗率	112.3%	100.9%	70.7%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	17	19	21	17	17	17
	実績値	18	21	17			
	進捗率	105.9%	110.5%	81.0%			

【現況と課題】

- 令和4年度はほぼ計画通りの提供量でしたが、令和5年度は計画値を下回っています。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【就労移行支援の見込み量確保のための方策】

- 市内における「就労移行支援」については依然不足しているため、就労支援基盤の充実が図れるよう、事業の新規参入を促進します。

(5) 就労継続支援A型

事業内容

企業などに就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	800	876	953	947	967	1,028
	実績値	795	899	927			
	進捗率	99.4%	102.6%	97.3%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	42	46	50	47	48	51
	実績値	37	43	46			
	進捗率	88.1%	93.5%	92.0%			

【現況と課題】

○ ほぼ計画通りの提供量となっています。

【就労継続支援A型の見込み量確保のための方策】

○ 市内における「就労継続支援A型」については依然不足しているため、就労支援基盤の充実を図れるよう、事業の新規参入を促進します。

(6) 就労継続支援B型

事業内容	一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	1,913	1,958	2,004	2,321	2,382	2,444
	実績値	2,220	2,349	2,258			
	進捗率	116.0%	120.0%	112.7%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	125	128	131	150	154	158
	実績値	136	139	146			
	進捗率	108.8%	108.6%	111.5%			

【現況と課題】

- 計画値をやや上回る提供量で推移しています。
- サービス提供事業所へのアンケート調査では、実利用人数、利用ニーズともに高くなっています。

【就労継続支援B型の見込み量確保のための方策】

- 「就労継続支援B型」は利用ニーズが高く、サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携ながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

(7) 就労定着支援

事業内容

就労先や自宅などへの訪問や障がいのある人の来所による相談を通じて、利用者の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	8	9	11	10	10	10
	実績値	7	7	10			
	進捗率	87.5%	77.8%	90.9%			

【現況と課題】

- 計画値をやや下回る提供量で推移しています。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【就労定着支援の見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携ながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

(8) 就労選択支援

事業内容	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	/			-	10	10			
	実績値				/			/		
	進捗率									

【現況と課題】

- 令和7年から新たに創設される予定のサービスです。

【就労選択支援の見込み量確保のための方策】

- 就労移行支援サービス等利用者数の実績を踏まえて見込み、サービス提供事業所および必要量の確保に努めます。

(9) 療養介護

事業内容	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障がい支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障がい支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人／月)	計画値	10	10	10	13	13	13
	実績値	10	10	13	/	/	/
	進捗率	100.0%	100.0%	130.0%	/	/	/

【現況と課題】

- 令和5年度に計画値を上回りましたが、ほぼ計画通りの提供量となっています。

【療養介護の見込み量確保のための方策】

- 「療養介護」については、障がい児施設から移行する人が想定されるため、京都府及び関係機関、サービス提供事業所などと連携し、動向の把握と必要量の確保を図ります。

(10) 短期入所

事業内容	居宅で介護する人が病気などで介護できなくなった時、障がいのある人が施設へ短期間入所することで、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (単位：人日/月)	計画値	229	239	249	233	233	233
	実績値	181	277	233			
	進捗率	79.0%	115.9%	93.6%			
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	46	48	50	47	47	47
	実績値	36	51	47			
	進捗率	78.3%	106.3%	94.0%			

【現況と課題】

- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【短期入所の見込み量確保のための方策】

- 「短期入所」は利用ニーズが高く、特に医療型短期入所は、家族のレスパイトだけでなく、病院から地域生活への移行、発達や成長の支援など、医療的ケアが必要な方やご家族にとって重要な役割を担うことから、サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

3. 居住系サービス及び計画相談支援などの見込量と今後の方向性

(1) 共同生活援助（グループホーム）

事業内容	身体障がい、知的障がい及び精神障がいなどのある人を対象として、夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人／月)	計画値	67	70	74	80	82	84
	実績値	71	73	78			
	進捗率	106.0%	104.3%	105.4%			

【現況と課題】

- ほぼ計画通りの提供量となっています。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【居住系サービス及び計画相談支援などの見込量確保のための方策】

- 「共同生活援助（グループホーム）」については、障がいのある人の地域生活への移行の推進に伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場として重要であり、「共同生活援助（グループホーム）」を活用した地域移行の体験利用などを進めるためにも、サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、さらなる拡大を市内事業所と検討していきます。

(2) 施設入所支援

事業内容	生活介護を受けている障がい支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	46	45	44	50	49	47
	実績値	48	50	51			
	進捗率	104.3%	111.1%	115.9%			

【現況と課題】

- 計画値をやや上回る提供量で推移しています。

【施設入所支援の見込み量確保のための方策】

- 地域移行者数の成果目標達成を鑑み、減少するよう見込みます。
- サービス提供事業所や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、施設入所が必要な人へのニーズも考慮し、サービス量の確保に努めます。

(3) 自立生活援助

事業内容	障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人に対し、定期的な訪問や随時対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、必要な助言や医療機関との連絡調整による支援を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人／月)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	/	/	/

【現況と課題】

○ 計画期間中の提供実績はありません。

【自立生活援助の見込み量確保のための方策】

○ サービス提供事業所の確保を図るとともに、障がいのある人のひとり暮らしへの支援に努めます。

(4) 計画相談支援

事業内容	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (単位：人/月)	計画値	55	58	61	90	100	110
	実績値	59	69	80			
	進捗率	107.3%	119.0%	131.1%			

【現況と課題】

- 計画値を上回る提供量で推移しています。
- アンケート調査においても利用意向が高く、障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人はサービス等利用計画案を作成する必要があります。

【計画相談支援の見込み量確保のための方策】

- 「計画相談支援」については、指定相談支援事業所との連携を密にし、適切な利用計画を提供できるよう相談支援体制の充実に努めます。また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識と、専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、京都府や関係機関などで実施する研修会などへの積極的な参加促進を図ります。

(5) 地域移行支援

事業内容	障がい者支援施設などに入所している人または入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援などを行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人/月)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	/	/	/

【現況と課題】

- 計画期間中の提供実績はありません。

【地域移行支援の見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業所の確保を図るとともに、障がい者支援施設などに入所または入院からの地域移行の働きかけや支援を行います。

(6) 地域定着支援

事業内容	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居からひとり暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態などに常時、相談や対応を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人/月)	計画値	1	1	2	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

【現況と課題】

- 計画期間中の提供実績はありません。

【地域定着支援の見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業所の確保を図るとともに、入所または入院からの地域移行への支援を行います。

第2節 地域生活支援事業の基盤整備

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業内容	障がいのある人の日常生活及び社会生活で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発活動を実施し、広く地域住民への働きかけを行います。
------	---

サービスの実績と見込み		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

【現況と課題】

- 計画通り実施しています。

【理解促進研修・啓発事業の確保のための方策】

- 八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、より広く地域住民への働きかけを行うため、今後のあり方や事業内容について検討していきます。

(2) 自発的活動支援事業

事業内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や、その家族、地域住民などによる地域での自発的な取り組みへの支援を行います。
------	---

サービスの実績と見込み		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	/	/	/

【現況と課題】

○ 計画通り実施しています。

【自発的活動支援事業の確保のための方策】

○ 関係団体や八幡市障がい者地域生活支援協議会と連携しながら、事業内容の充実や周知に努めます。

(3) 相談支援事業

事業内容	障がいのある人や障がいのある児童の保護者、介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 (単位：箇所)	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4	/	/	/
基幹相談支援センター (単位：実施の有無)	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	無	無	無	/	/	/
市町村相談支援機能強化事業 (単位：実施の有無)	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	/	/	/
住宅入居等支援事業 (単位：実施の有無)	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	/	/	/

【現況と課題】

- 計画期間中における、「基幹相談支援センター」の実績はありません。
- アンケート調査では、障害者相談支援事業を「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【相談支援事業の見込み量確保のための方策】

- 「相談支援事業」については、アンケート調査においてもニーズの増加がみられるため、地域生活支援拠点における相談支援事業所の周知を図るとともに、地域生活支援拠点とサービス提供事業所や関係機関との連携を図り、相談支援の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業内容	成年後見制度を利用することで、障がい福祉サービスがより利用しやすくなると考えられる知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利を守ります。
------	---

サービスの実績と見込み		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

【現況と課題】

- 計画通り実施しています。

【成年後見制度利用支援事業の確保のための方策】

- 地域生活支援拠点、相談支援部会、その他関係機関で連携し、成年後見制度を必要とする対象者の把握に努めます。
- 権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、コーディネートなどを行う中核機関の体制の整備を進めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利を守ります。
------	---

サービスの実績と見込み		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	無	無	有	無	無	無
	実績値	無	無	無			

【現況と課題】

- 計画期間中の実績はありません。

【成年後見制度法人後見支援事業の確保のための方策】

- まずは、権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、コーディネートなどを行う中核機関の体制の整備を進めます。
- 段階的に権利擁護を推進する人材の養成や基盤整備について検討を進めます。

(6) 意思疎通支援事業

事業内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業 (実利用人数・ 単位：人/年)	計画値	43	46	49	30	33	33
	実績値	21	22	28	/	/	/
	進捗率	48.8%	47.8%	57.1%			
手話通訳者設置事業 (単位：人/年)	計画値	3	3	3	3	3	3
	実績値	3	2	3	/	/	/
	進捗率	100.0%	66.7%	100.0%			
要約筆記者派遣事業 (実利用人数・ 単位：人/年)	計画値	19	21	23	18	19	19
	実績値	11	16	17	/	/	/
	進捗率	57.9%	76.2%	73.9%			

【現況と課題】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、計画値を下回る提供量となっています。
- 団体ヒアリングにおいて、要約筆記者の不足を課題とする意見があります。

【意思疎通支援事業の見込み量確保のための方策】

- 手話通訳・要約筆記などの「意思疎通支援事業」の充実を図り、情報保障に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

事業内容

障がいのある人であって、かつ当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具を給付する事業を行います。

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (単位：件/年)	計画値	11	12	13	5	5	5
	実績値	4	8	1			
	進捗率	36.4%	66.7%	7.7%			
自立生活支援用具 (単位：件/年)	計画値	18	20	22	10	10	10
	実績値	12	11	6			
	進捗率	66.7%	55.0%	27.3%			
在宅療養等支援用具 (単位：件/年)	計画値	20	22	24	15	15	15
	実績値	11	17	18			
	進捗率	55.0%	77.3%	75.0%			
情報・意思疎通支援用具 (単位：件/年)	計画値	23	24	25	14	14	14
	実績値	12	16	11			
	進捗率	52.2%	66.7%	44.0%			
排泄管理支援用具 (単位：件/年)	計画値	1,829	1,859	1,889	2,120	2,160	2,200
	実績値	1,900	1,942	2,081			
	進捗率	103.9%	104.5%	110.2%			
住宅改修 居宅生活動作補助用具 (単位：件/年)	計画値	3	2	2	1	1	1
	実績値	2	0	2			
	進捗率	66.7%	0.0%	100.0%			

【現況と課題】

○ 「排泄管理支援用具」を除き、概ね計画値を下回る提供量となっています。

【日常生活用具給付等事業の見込み量確保のための方策】

○ 引き続き、対象者に対して日常生活用具の給付を実施します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得するための養成研修を実施します。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座 修了者数 (人/年)	計画値	8	9	9	9	10	10
	実績値	6	11	8			
	進捗率	75.0%	122.2%	88.9%			

【現況と課題】

- 手話奉仕員養成講座修了者数は、10人前後で推移しています。
- アンケートでは「支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」の住民の認知度は低くなっています。

【手話奉仕員養成研修事業の見込み量確保のための方策】

- 「支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例」の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成講座参加者の増加を図ります。

(9) 移動支援事業

事業内容	視覚障がい、全身性障がい、知的障がいまたは精神障がいがあり屋外の移動が困難な人に対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型 実利用者数 (単位：人/年)	計画値	140	138	136	109	110	111
	実績値	100	99	108			
	進捗率	71.4%	71.7%	79.4%			
個別支援型 延べ利用時間数 (単位：時間/年)	計画値	20,189	19,901	19,613	13,636	13,761	13,886
	実績値	12,342	12,086	13,168			
	進捗率	61.1%	60.7%	67.1%			
車両移送型 利用回数 (単位：回/年)	計画値	290	278	266	279	282	285
	実績値	272	263	276			
	進捗率	93.8%	94.6%	103.8%			

【現況と課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、個別支援型については、計画値を下回る提供量となっています。車両移送型については、ほぼ計画通りの提供量となっています。
- アンケート調査では、「利用したいが、利用していない」の割合が1割を超えています。

【移動支援事業の見込み量確保のための方策】

- 障がいのある人の外出を支援する「移動支援事業」の充実を図るため、サービス提供事業所と連携し、ガイドヘルパーの育成に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

事業内容	障がいのある人に創作活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (単位：箇所)	計画値	1	1	1	2	2	2
	実績値	2	2	2	/	/	/
	進捗率	200.0%	200.0%	200.0%			
実利用者数 (単位：人/年)	計画値	25	25	25	26	27	28
	実績値	21	26	25	/	/	/
	進捗率	84.0%	104.0%	100.0%			

【現況と課題】

- 市内と市外（京都府立）で1箇所ずつ実施し、実利用者数はほぼ計画通りとなっています。

【地域活動支援センター事業の見込み量確保のための方策】

- 「地域活動支援センター事業」については、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を目的とした事業であるため、引き続き充実に努めます。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

事業内容	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/年)	計画値	70	70	70	56	62	69
	実績値	78	69	50			
	進捗率	111.4%	98.6%	71.4%			

【現況と課題】

- 計画期間中減少傾向で推移し、令和5年度は計画値を大きく下回っています。

【訪問入浴サービス事業の見込み量確保のための方策】

- 障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知とともに、サービス提供事業所とも連携しながら、事業を実施します。

(2) 生活支援事業

事業内容	障がいのある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導やボランティア活動の支援を行います。
------	--

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等事業 実利用者数 (単位：人/年)	計画値	27	27	27	18	18	18
	実績値	25	25	18	/	/	/
	進捗率	92.6%	92.6%	66.7%			
ボランティア 活動支援事業 実利用者数 (単位：人/年)	計画値	9	11	13	9	10	11
	実績値	11	9	8	/	/	/
	進捗率	122.2%	81.8%	61.5%			

【現況と課題】

- 生活訓練等事業、ボランティア活動支援事業ともに減少傾向で推移しています。

【生活支援事業の見込み量確保のための方策】

- 障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知とともに、ボランティア団体や八幡市社会福祉協議会との連携を図りながら事業を実施します。

(3) 日中一時支援事業

事業内容	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、家族の一時的な休息などを支援します。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/年)	計画値	950	952	954	868	873	878
	実績値	1,005	975	863			
	進捗率	105.8%	102.4%	90.5%			

【現況と課題】

- 令和3年度は計画値を上回っていましたが、計画期間中減少傾向で推移し、令和5年度は計画値を下回っています。
- サービス提供事業所へのアンケート調査では、利用ニーズの増加がみられます。

【日中一時支援事業の見込み量確保のための方策】

- 「日中一時支援事業」については、日中一時支援事業所の定員数などにより、利用に繋がっていない潜在的な利用者もいることから、サービス提供事業所とも連携しながら、利用定員の拡大等によって、利用の促進に努めます。

(4) 社会参加促進事業

事業内容	スポーツ・レクリエーション活動を通じた体力増進・交流促進や、点訳・朗読などの方法による情報の提供、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる経費の一部を助成するなど、障がい者の社会参加を促進します。
------	---

サービスの実績と見込み量		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催事業 開催回数 (単位：回/年)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	1	2	/	/	/
	進捗率	0.0%	50.0%	100.0%			
芸術・文化講座 開催等事業 開催回数 (単位：回/年)	計画値	1	1	1			
	実績値	1	1	1	/	/	/
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
点字・声の広報発行事業 発行回数 (単位：回/年)	計画値	2	2	2			
	実績値	2	2	2	/	/	/
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
自動車運転免許取得 ・改造助成事業 件数 (単位：件/年)	計画値	2	2	2			
	実績値	2	1	2	/	/	/
	進捗率	100.0%	50.0%	100.0%			

【現況と課題】

- 「スポーツ・レクリエーション教室開催事業」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年度の実績はありませんでしたが、令和5年度には計画通り実施しています。

【社会参加促進事業の見込み量確保のための方策】

- 「社会参加促進事業」については現状の事業と継続と充実に取り組み、多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人が文化芸術やスポーツ等を楽しみ、またその個性や能力を発揮し、社会参加が促進されるよう努めます。

第3章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児支援サービスの基盤整備

1. 障害児通所支援等の見込量と今後の方向性

(1) 障害児通所支援

事業内容	<p><u>児童発達支援</u> 未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。</p> <p><u>放課後等デイサービス</u> 就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行います。</p> <p><u>保育所等訪問支援</u> 保育所などに通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。</p> <p><u>居宅訪問型児童発達支援</u> 重度の障がいがあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問して、発達支援を行います。</p>
------	--

◇第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

サービスの実績と見込み量		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 実利用者数 (単位：人/月)	計画値	92 (2)	98 (2)	105 (2)	143	150	157
	実績値	112 (2)	128 (1)	136 (1)	/	/	/
	進捗率	121.7% (100.0%)	130.6% (50.0%)	129.5% (50.0%)			
児童発達支援 利用日数 (単位：人日/月)	計画値	330 (6)	352 (6)	377 (6)			
	実績値	456 (10)	550 (2)	589 (4)	/	/	/
	進捗率	138.1% (166.7%)	156.3% (33.3%)	156.2% (66.7%)			
放課後等デイサービス 実利用者数 (単位：人/月)	計画値	164	186	211			
	実績値	171	212	270	/	/	/
	進捗率	104.3%	114.0%	128.0%			
放課後等デイサービス 利用日数 (単位：人日/月)	計画値	2,142	2,429	2,756			
	実績値	2,047	2,161	2,575	/	/	/
	進捗率	95.6%	89.0%	93.4%			
保育所等訪問支援 実利用者数 (単位：人/月)	計画値	4	5	6			
	実績値	3	2	6	/	/	/
	進捗率	75.0%	40.0%	100.0%			
居宅訪問型児童発達支援 実利用者数 (単位：人/月)	計画値	1	2	2			
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

※「児童発達支援」()内の値は医療型児童発達支援の内訳。

【現況と課題】

- 「障害児通所支援」については、概ね増加傾向で推移し、特に「児童発達支援」について、児童発達支援センター「ママぐりお」の開所以降計画値を大きく上回って推移し、それに伴い「放課後等デイサービス」の実利用者数についても、令和5年度は計画値の1.5倍となっています。
- 「放課後等デイサービス」について、アンケート調査では、現在の利用、今後の利用意向ともに高く、サービス提供事業所へのアンケート調査においても、利用ニーズの増加がみられます。

【障害児通所支援の見込み量確保のための方策】

- 早期療育の重要性が高い中、児童発達支援センターにおいては、さらなる療育支援の充実、18歳までの障がい児への総合的な支援を行っていきます。
- 医療的ケアが必要な児童発達支援については、引き続き、圏域にある事業所と連携を図ります。
- 「放課後等デイサービス」については、引き続き、国のガイドラインに基づき、適切な療育支援を提供するため、市内の事業所の質が向上されるよう連携に努めます。
- 「保育所等訪問支援」については、本市において2箇所事業所を整備し、サービスを提供しています。引き続き、市民が利用しやすい体制の整備を目指して、就園先施設、専門機関等と連携を図ります。

(2) 障害児相談支援

事業内容	児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてつながるよう計画し、児童の自立した生活を支え、きめ細かく支援するものです。児童福祉法に基づき市より指定を受けた障がい児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応などを行います。
------	---

サービスの実績と見込み量		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援 実利用者数 (単位：人/月)	計画値	39	44	49	100	114	130
	実績値	42	73	88			
	進捗率	107.7%	165.9%	179.6%			

【現況と課題】

- 増加傾向に推移し、令和4年度以降計画値を大きく上回っています。
- アンケート調査では、今後の利用意向が最も高くなっています。

【障害児相談支援の見込み量確保のための方策】

- 「障害児相談支援」については、指定を受けた障がい児相談支援事業所との連携を密にし、適切な助言や利用計画を提供できるよう体制の充実に努めます。

(3) 医療的ケア児に関するコーディネーター

事業内容	医療的ケア児に対する支援調整の役割を担うコーディネーターについては、コーディネーター研修への参加等により、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場への配置を進めます。
------	--

サービスの実績と見込み量		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置数 (人/年)	計画値	3	3	3	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	/	/	/

【現況と課題】

- 計画期間中の実績はありません。

【医療的ケア児に関するコーディネーターの見込み量確保のための方策】

- 医療的ケア児への適切な支援が図れるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターを1名配置します。

(4) 発達障がい児等に対する支援

事業内容	発達障がい児等に対する支援については、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応が行えるよう支援体制の充実を図るため、以下の事項について指標を定め、取り組みを進めます。
------	--

サービスの実績と見込み量		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数 (単位：人/年)	計画値	45	45	45	41	48	56
	実績値	29	37	35	/	/	/
	進捗率	64.4%	82.2%	77.8%			
ペアレントメンターの 人数 (単位：人/年)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			
ピアサポート活動への 参加人数 (単位：人/年)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

【現況と課題】

- 「ペアレントメンターの人数」、「ピアサポート活動への参加人数」については、計画期間中の実績はありません。

【発達障がい児等に対する支援の見込み量確保のための方策】

- 引き続き、発達障がい児等に対し適切な支援が行えるよう支援体制の充実を図るため、取り組みの周知を進めます。

2. 子ども・子育て支援等の利用

「障がい児福祉計画」においては、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の利用量の見込みを設定するとともに、それを満たす提供体制の整備に努めることとされています。

「八幡市第3期障がい児福祉計画」においては、以下の通り利用ニーズを見込んでいます。

(1) 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

種類	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	105	102	98	94
認定こども園	28	27	26	25
放課後児童健全育成事業	32	34	34	35
地域型保育事業	0	0	0	0

(2) 子ども・子育て支援施策との連携

「八幡市第3期障がい児福祉計画」では、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、ともに成長できるよう、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の支援などの利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたり、八幡市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、子育て支援施策との連携を推進します。

第4部

計画の実現に向けて

第1章 計画の推進体制

1. 市役所内の推進

この計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、障がい福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら計画を推進します。

2. 京都府及び周辺自治体との連携

この計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要となることから、国や京都府と連携しながら施策を展開します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援など、八幡市だけでなく京都府及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要なものについては、山城北圏域障害者自立支援協議会との連携を強化し、計画を推進していきます。

3. 八幡市障がい者地域生活支援協議会との協働

障がい福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、八幡市障がい者地域生活支援協議会の意見を聞きながら、計画の推進に努めていきます。

4. 関係団体・市民との連携

障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアなどによる支援や協力が大変重要となります。そのため、これらの団体による地域福祉活動の促進に努めるとともに、障がい者団体と行政との連携を強化し、市民と行政との協力体制を築いていきます。

5. SDGsの推進

この計画の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現に向けて、一体的かつ総合的な取り組みを行います。

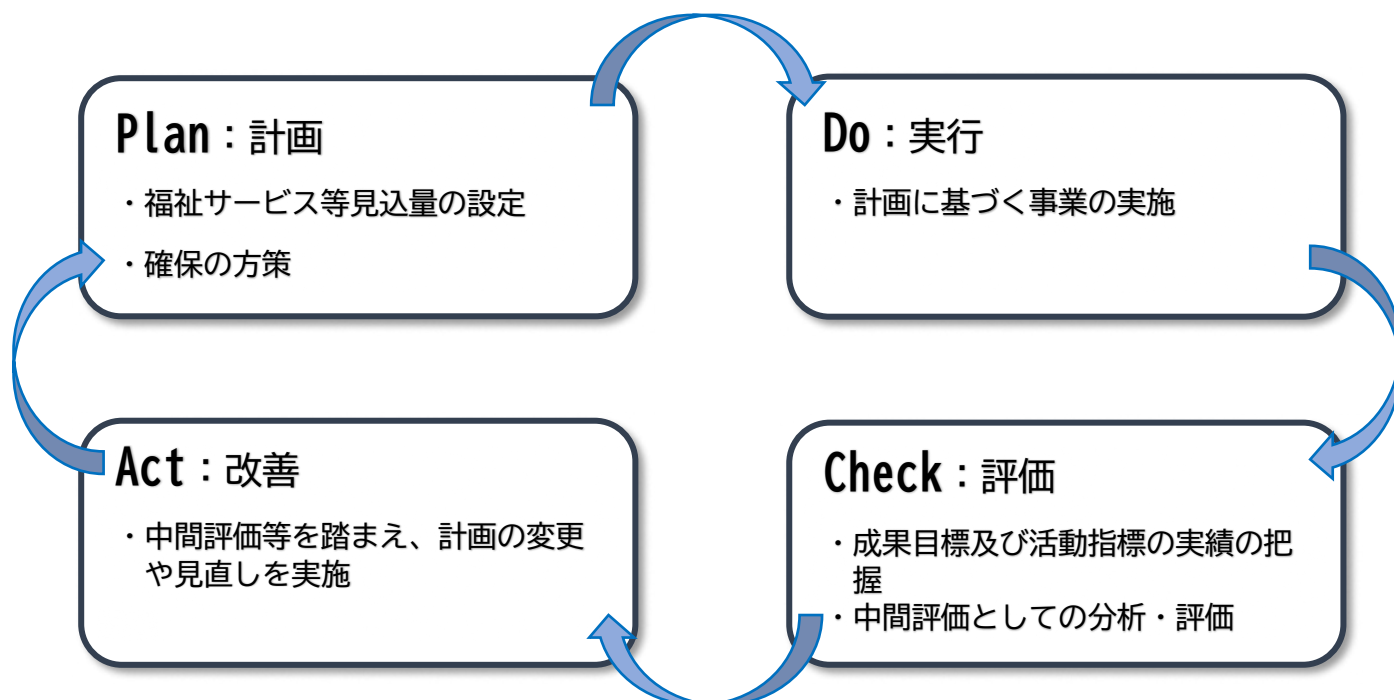
第2章 計画の進行管理

1. 八幡市障がい者地域生活支援協議会による進行管理

障害者基本法に基づく「八幡市障がい者計画」及び障害者総合支援法に基づく「第7期八幡市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期八幡市障がい児福祉計画」については、定期的に八幡市障がい者地域生活支援協議会において評価・点検を行います。

2. 計画の分析、評価及び公表

計画の進行管理にあたっては、本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、適宜計画の変更、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PDCA サイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中間評価の際は八幡市障がい者地域生活支援協議会などにおいて意見の把握に努め、その結果を公表することとします。



資料編

1. 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和5年 7月13日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第1回全体会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長・副委員長の選出 3 令和4年度協議会の報告と専門部会の設置について 4 八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (策定の流れ及びアンケート調査について) 5 令和5年度八幡市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について
8月10日 ～8月25日	計画策定に係るアンケート調査	<ol style="list-style-type: none"> ①18歳未満 配布数200件 回収数91件 回収率45.5% ②18歳以上 配布数2,100件 回収数1,070件 回収率51.0% ③一般住民 配布数800件 回収数256件 32.0% (6.5%) ※ () の数値はインターネットによる回答 ④医療機関 配布数56件 回収数36件 回収率64.3% ⑤サービス提供事業所 配布数31件 回収数21件 回収率67.7%
10月20日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第1回運営調整会議	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (運営調整会議における計画協議の進め方について)
10月 ～11月	関係団体ヒアリング	12団体 (八幡市視覚障害者協会、八幡市身体障害者協会、八幡市難聴者協会、八幡市ろうあ協会、TELLs+親の会 京都八幡、精神障がい者支援ボランティアグループ フレンド、家族会いこいの場「ひととき」、男山手話サークル、八幡手話サークル「八望」、要約筆記サークル「ひびき」、八幡市民図書館朗読ボランティアサークル「よむよむ」、八幡市点字サークル「さわらび」)
11月7日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第2回運営調整会議	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (アンケート調査の経過について)
11月16日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第2回全体会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部会の報告について 2 地域生活支援拠点について 3 八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (アンケート調査について)

年月日	事項	内容
12月12日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第3回運営調整会議	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (アンケート調査結果及び素案の策定について)
令和6年 1月19日 ～2月9日	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (素案) パブリックコメント	「計画」素案について、広く市民から意見を募集
2月9日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第4回運営調整会議	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (パブリックコメントについて)
2月26日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第3回全体会議	1 各部会の報告について 2 八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (最終素案の確認)
3月22日	八幡市障がい者地域生活支援協議会 第5回運営調整会議	八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について (書面審査による承認)

2. 八幡市障がい者地域生活支援協議会委員名簿

順不同、敬称略

区分	氏名	所属
委員長	鈴木 良	同志社大学社会学部社会福祉学科
副委員長	大野 実	社会福祉法人 ディアレスト 八幡市障がい者生活支援センター803
委員	杉本 浩志	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 地域活動支援センターやまびこ
〃	山添 優	社会福祉法人 南山城学園 障害者就業・生活支援センター はびねす
〃	駒崎 久美子	八幡市ろうあ協会
〃	杉山 遼	京都府立八幡支援学校
〃	青木 貴志	社会福祉法人 京都府社会福祉事業団 京都府立こども発達支援センター
〃	北廣 千恵子	八幡市身体障害者協会
〃	森口 由美	八幡市難聴者協会
〃	矢田 和也	京都府山城北保健所 綴喜分室
〃	倉田 祐一	TELLs+親の会 京都八幡
〃	福井 健悟	社会福祉法人 鳩ヶ峰福社会 地域生活支援センター らいふサポートれい
〃	大村 加代子	株式会社 ウィズ 放課後等デイサービス蓮華
〃	小原 裕典	社会福祉法人 南山城学園 障害児(者)地域療育支援センター ういる
〃	井上 一喜	NPO法人 あしたばの家
〃	備瀬 麻由子	社会福祉法人 ディアレスト ほっと

区 分	氏 名	所 属
//	西川 朋江	京都府立八幡支援学校PTA
//	吉岡 泰子	一般市民公募
//	橋田 敏	NPO法人 きろろん八幡
//	河野 比良夫	八幡市ボランティア連絡協議会
//	山崎 克枝	八幡市視覚障害者協会
//	吉川 園子	八幡市民生児童委員協議会
//	澤田 信幸	八幡市商工会
//	田伏 久美子	NPO法人 Joint Joy
//	山里 敦子	株式会社 スマイルゲートパートナーズ スマイルゲート八幡

3. 八幡市障がい者地域生活支援協議会 運営調整会議委員名簿

順不同、敬称略

氏名	所属
大野 実	社会福祉法人 ディアレスト 八幡市障がい者生活支援センター803
駒崎 久美子	八幡市ろうあ協会
倉田 祐一	TELLs+親の会 京都八幡
井上 一喜	NPO法人 あしたばの家
杉本 浩志	社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 地域活動支援センターやまびこ
福井 健悟	社会福祉法人 鳩ヶ峰福社会 地域生活支援センター らいふサポートれい

4. 用語説明

【アルファベット】

初出ページ	用語	説明
60	AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。
60	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。

【ア行】

初出ページ	用語	説明
59	アウトリーチ	対象者の把握だけに留まらず、何らかの理由で自ら支援を求めるのが難しい人に対し、必要なサービスと情報を積極的に届けること。
2	アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
85	命のカプセル事業	万一の時、適切な処置へとつながるよう、緊急時の連絡先やかかりつけの医療機関名を記入したカードを冷蔵庫に保管する「命のカプセル」と名付けた「緊急時情報カード」キットを高齢者世帯や障がい者世帯などに無償貸与する事業。
2	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）	特別な医療を必要とする子ども（医療的ケア児）とその家族に対して、必要な医療・福祉サービスの提供と環境整備を目的として制定された法律。
7	インクルージョン	「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

【か行】

初出ページ	用語	説明
90	ガイドヘルパー	障がい者などが外出する際に付き添いを行うヘルパー。

初出 ページ	用語	説明
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者や障がいのある人などの社会参加と自立を促進し、快適で安全な移動や居住環境の実現を目指し、公共施設、公共交通機関、住宅、道路などのバリアフリー化を推進する法律。

【さ行】

初出 ページ	用語	説明
2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、音声や点字などの形式での資料提供を促進することで、読書資料のアクセスを向上させることを目的として制定された法律。
36	児童発達支援センター	通所利用の障がいのある児童やその家族に対する支援を行うとともに、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言などを合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。
3	児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布された（平成 30 年度から施行）。
42	障害者就業・生活支援センター	障がいのある人に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う施設。
2	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障がいのある人が情報を容易に取得・利用し、意思疎通を行える環境を整備することを目的として制定された法律。情報通信技術の進展に対応し、ウェブサイトや公共サービスのアクセシビリティの向上、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援の充実を図ることで、障害者の情報アクセス権を保障する。
2	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	障がいのある人の雇用機会を増やし、職場での公平な扱いを保証することを目的として制定された法律。民間企業や公共機関に対して障がい者雇用率の基準を設け、達成を義務付けるとともに、障がいのある人の職場環境の改善や、就労支援サービスの提供など、職業生活の質を高めるための措置も含まれる。

初出ページ	用語	説明
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障がい保健福祉施策を講じた法律。
2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
9	身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づいて認定された身体障がいのある人に交付される手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
12	精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に基づいて認定された精神障がいのある人に交付される手帳。障がいの内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
25	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活の援助を、代理権や同意権が付与された後見人などが行う制度。
37	専門職	障がい福祉の分野における専門職は、障がいのある人やその家族に対する支援やケアを専門的に行う人々を指す。社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士などが含まれ、専門知識と技術を駆使して、障がいのある人の生活の質を向上させるための支援やサービスの提供を行う。

【た行】

初出ページ	用語	説明
52	地域生活支援拠点	障がい児・障がい者の地域生活支援の推進のための多機能拠点。居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。
60	デマンド交通サービス	利用者のニーズに応じて柔軟に運行する、乗り合いの公共交通サービス。

【な行】

初出ページ	用語	説明
10	内部障がい	心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの計7障がいを指す。
2	難病	原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病など個別の対策の体系がないもの。
78	ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力、技術を問わず誰でも楽しめるレクリエーション性の高いスポーツ。
7	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者など、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。障がいのある人もない人も社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。

【は行】

初出ページ	用語	説明
5	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する障がいであって、その症状が通常低年齢において発現する。
159	パブリックコメント	行政機関が計画策定や条例制定に当たって、事前に案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。
41	バリアフリー化	障がいのある人や高齢者などのための物理的な障壁を取り除くことを指すが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報など生活全般にわたる障壁を取り除くことを指す。
34	ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニング。
34	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。
34	ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。

初出 ページ	用語	説明
34	ピアサポート活動	ピアとは「仲間・対等」という意味を表す。同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動。

【ま行】

初出 ページ	用語	説明
83	民生児童委員協議会	<p>「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。</p> <p>民生児童委員協議会は、一人ひとりの民生委員・児童委員を会員とし、個々の委員活動を支える役割を果たす。</p>

【や行】

初出 ページ	用語	説明
63	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども。

【ら行】

初出 ページ	用語	説明
11	療育手帳	知的障がいのある人に交付される手帳。障がい程度が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。

**八幡市障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

発行年月：令和6年3月

発行：京都府八幡市

編集：八幡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒614 - 8501 京都府八幡市八幡園内 75

電話：075 - 983 - 2129

F A X：075 - 981 - 8080